

国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	実施に関する方針(本文)	2	12	第1.1.(6)特定事業の業務内容	本事業の施設整備・運営等のあらゆる面において、「参考資料4-6 振興会が行った事前協議の概要」記載事項を除き、千代田区・東京都からの要請・要望は何かあるかご教示頂きたい。	千代田区より以下の要望を受けておりますが、具体的な内容について決定しているものではなく、事業者の提案を踏まえ協議を予定しています。 (1) 敷地内の空地、広場について、可能な限り緑化の整備を図り、子供から高齢者までの多様な世代の区民や来街者が日常も使用できる空間として整備、及び施設内にも区民が利用できる空間を整備すること (2) 施設内に観光案内所の機能を設置又は誘致すること (3) 敷地内の空地・広場部分等を活用して、区の事業である「地方との連携を踏まえたマルシェ等」に場所を提供すること また、施設整備における手続に関して、設計段階から周辺住民へ説明等を行い、理解を得られるように努めてほしい旨、行政機関より要請を受けております。
2	実施に関する方針(本文)	2	30	第1.1.(6)②維持管理業務	※のついたア 定期点検等及び保守業務、イ 舞台関係設備の定期点検等及び保守業務、エ 清掃業務、オ 作業環境測定業務に関し、「国立能楽堂においては一部の業務を除く、詳細は業務要求水準書(案)(資料-1)を参照」とあるが、資料-1には添付資料2-1を参照するよう記載があり、添付資料2-1によるとイのみ国立劇場における業務の一部であるが、ア、エ、オについては国立劇場と国立能楽堂における業務は同じと読めるため、※はイのみにつけるのが正しいのではないか。またカ 修繕業務、キ 什器・備品調達業務については、ウ 運転・監視及び日常点検・保守業務と同様に※がついていないが、国立能楽堂においては実施しないのではないか。	維持管理業務及び運営業務の対象施設については、【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」をご参照ください。当該箇所の※印の記載は入札公告時に修正します。
3	実施に関する方針(本文)	3	2	第1.1.(6)②_キ 什器・備品調達業務	什器・備品調達業務を施設整備業務ではなく、維持管理業務としているのは、建設企業の参加資格要件にある工事の一般競争参加資格上の問題のためか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第2節.4.(1)④において什器・備品を確認して報告書を提出する業務を規定しており、本事業では維持管理業務に位置付けています。
4	実施に関する方針(本文)	3	5	第1.1.(6)③運営業務	※のついたア 警備業務、イ 来場者サービス支援業務、ウ チケット販売支援業務、エ 公演記録支援業務、カ 冊子作成・配送等支援業務、ケ 飲食・物販等サービス提供業務に関し、「国立能楽堂においては一部の業務を除く、詳細は業務要求水準書(案)(資料-1)を参照」とあるが、資料-1には添付資料2-1を参照するよう記載があり、添付資料2-1によるとイのみ国立劇場における業務の一部であるが、ア、ウ、エ、カについては国立劇場と国立能楽堂における業務は同じと読めるため、※はイとケのみにつけるのが正しいのではないか。またオ 普及発信施設の運営支援業務、キ 振興会の事務支援業務、ク 開業準備支援業務については、※がついていないが、国立能楽堂においては実施しないのではないか。	前段については、No.2の回答をご参照ください。 後段については、ご理解のとおりです。
5	実施に関する方針(本文)	3	8	第1.1.(6)③_ア 警備業務	本事業のような運営業務を行う企業が単独で運営業務を担う場合、警備業法に基づく認定取得条件により参加できないケースがあると思われる。維持管理業務を担う企業の方が一般的に同認定を取得している可能性が高いと考えられるため、警備業務は運営業務ではなく維持管理業務とすることはできないか。	「実施に関する方針」第2.5.(1)④のなお書きに記載のとおり、業務範囲を明確にしたうえで、複数の者の間で分担することも認めています。そのため、運営業務のうち、警備業務については警備業法の資格を有する者が担い、残りの運営業務を別の者が担うことで本事業の応募に参加することも可能です。
6	実施に関する方針(本文)	3	19	第1.1.(6)④_ア 本事業に含まれていない業務	振興会が行うLAN工事が行われる時期は、事業者が行う建設工事が終了してからになるのか。	ご理解のとおりです。
7	実施に関する方針(本文)	3	19	第1.1.(6)④_ア 本事業に含まれない業務	「振興会が整備するローカルエリアネットワーク構築の設計及び工事」とありますが、維持管理も事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	実施に関する方針(本文)	3	20	第1.1.(6)④_ア	振興会が整備するローカルエリアネットワーク(LAN)の概要をご教授ください。	振興会の業務(事務用)で利用するLANです。
9	実施に関する方針(本文)	3	24	第1.1.(6)④_ア 本事業に含まれていない業務	工事期間中における国立劇場の演目実施のための代替地の提案は、審査上加点要素になるかご教示頂きたい。	代替地の提案を求めているおきませんので、加点要素にはなりません。
10	実施に関する方針(本文)	3	25	第1.1.(6)④_ウ 光熱水費	建設業務及び飲食・物販等サービス提供業務に係る光熱水費は事業者が直接インフラ企業へ支払い、それ以外の光熱水費については振興会が管理及び徴収・支払業務を実施し、民間収益施設の事業者をはじめとする各負担者へ請求するという理解でよいか。	建設業務及び飲食・物販等サービス提供業務に係る光熱水費は事業者が直接インフラ企業へ支払う点をご理解のとおりです。国立劇場及び国立能楽堂に係る光熱水費(飲食・物販等サービス提供業務を除く。)は振興会が光熱水費を直接負担します。民間収益施設は所有者である民間収益事業者が負担し、インフラ企業に直接支払います。 複合施設の共通使用部分は振興会と民間収益事業者が按分負担し、管理組合がインフラ企業に支払うことを予定しています。
11	実施に関する方針(本文)	3	34	第1.1.(8)事業期間	事業期間は約26年間となっておりますが、資料2「付帯事業の実施条件(案)」では定期借地権の設定期間は70年となっております。付帯事業の実施のための定期借地期間は、本事業期間には含まれていないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。定期借地契約は複合施設が完成し国立劇場の引渡しから70年間とし、当該貸付期間には既存施設等の解体撤去期間及び複合施設の建設期間は含まれませんが、付帯事業終了時の解体撤去等の期間は含むものとします。
12	実施に関する方針(本文)	4	12	第1.1.(9)PFI事業の付帯事業(民間収益施設)	「付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人(以下「民間収益事業者」という。)」とありますが、付帯事業を担う民間収益事業者とは、民間収益施設の所有企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。民間収益事業者は、民間収益施設を所有し、付帯事業を担う構成員又は協力企業若しくはこれらの企業が代表して組成する法人をいいます。
13	実施に関する方針(本文)	4	12	第1.1.(9)PFI事業の付帯事業(民間収益施設)	「付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人(以下「民間収益事業者」という。)」とありますが、構成員又は協力企業が組成して民間収益施設を取得するSPCも民間収益事業者になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	実施に関する方針(本文)	4	13	第1.1.(9)PFI事業の付帯事業(民間収益施設)	付帯事業を1つの構成員または協力企業が行う場合、民間収益事業者を別途設立しなくとも良いという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
15	実施に関する方針(本文)	4	22	第1.1.(10)事業費の支払	付帯事業実施のために、定期借地権を設定し、保証金、地代の収受が発生するが、PFI事業本体分については、権利関係とは関係なく、保証金、地代の収受は無いものと認識してよいか。	付帯事業以外の業務の実施にあたって、振興会に対して土地利用に関する保証金や地代を支払う必要はありませんが、【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」に記載のとおり、飲食・物販等サービス提供業務の実施にあたっては、使用する面積に応じた使用料を振興会へ支払う必要があります。
16	実施に関する方針(本文)	4	31	第1.1.(10)	「民間収益事業者」は、独立採算により実施するものとされている「飲食・物販等サービス提供業務」を実施することは許容されると理解してよいか。	民間収益事業者の立場である者が運営企業の一部として、飲食・物販等サービス提供業務を実施することは可能です。
17	実施に関する方針(本文)	5	1	第1.1.(11)①基本協定の締結	事業者の義務やリスクの分析を早期から検討することが必要と思料しますので、事業契約書(案)、基本協定書(案)、定期借地権設定契約については、公告前の早い段階に公表していただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとし、入札公告時に示します。
18	実施に関する方針(本文)	5	17	第1.1.(11)③_ウ	「振興会は、事業者に対して有償にて国立劇場の一部を飲食・物販等サービス提供業務において使用することを許可する。」とありますが、事業者が振興会様から飲食・物販等サービス提供区画を賃借し、「賃料」という名目で振興会様にお支払いするというのでしょうか。また、賃料は入札公告時に示されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」において「一次審査通過者に貸与する資料」【参考資料5-3-19】「飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」において示す予定としておりましたが、質問回答に添付する【文書1】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」で示すとともに、入札公告時においても示します。
19	実施に関する方針(本文)	5	21	第1.1.(12)遵守すべき法令及び許認可等	「関係法令を遵守する」とあるが、提案前に建築主事をはじめ、各関係行政庁と法・条例解釈に関する協議を行うことは可能か。	事業者の判断によります。
20	実施に関する方針(本文)	5	25	第1.2.(1)選定基準	PSCの概算および内訳をご教示頂きたい。	PSCの概算及び内訳を提示する予定はありません。
21	実施に関する方針(本文)	7	14	第2.2.民間事業者の選定手順	民間事業者の選定手順に對話の記載がありませんが、第二次審査資料の提出前に、実施されるという理解でよろしいでしょうか。また、実施される場合は、複数回実施していただきますようお願いいたします。	前段については、一次審査通過者を対象に、個別に事業提案書作成説明会を開催することを予定しています。同説明会については、No. 23の回答をご参照ください。 後段については、事業提案書作成説明会以外の開催は予定しておりません。
22	実施に関する方針(本文)	7	32	第2.2.(5)第一次審査結果の通知	資格及び実績等の要件は第一次審査の段階で満たしていれば良いという理解でよいか。	資格、実績等の要件及びその確認時点については、入札公告時に示します。
23	実施に関する方針(本文)	8	2	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会とは、具体的にどのようなことをやり取りする場となるのか。	一次審査通過者を対象に、個別に開催することを予定しております。事業提案書作成説明会では、要求水準の内容に関する質問等を受け付け、回答することを予定しており、詳細は入札公告時に示します。
24	実施に関する方針(本文)	8	2	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会では、具体的な提案内容に基づく事前對話のようなことは可能か。	No.23の回答をご参照ください。
25	実施に関する方針(本文)	8	2	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会の具体的な開催時期、開催方法、質疑応答有無等は決まっているのか。質疑応答があるのであれば同内容は公表されるのか。	No.23の回答をご参照ください。なお、事業提案書作成説明会の実施結果の公表は予定しておりません。
26	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	「振興会は、一次審査通過者を対象に、第二次審査資料の提出前に個別に説明会を開催する。」とあるが、「個別に」実施する趣旨・理由をご教示いただきたい。	事業提案書作成説明会は、一次審査通過者を対象に事前に質問を受け付けたいうえで実施することを予定しているため、個別に実施するものです。
27	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	事業提案書作成説明会を個別に開催することについて、提案内容に係る個別對話的なやり取りは想定されないという理解でよいか。	No.23の回答をご参照ください。
28	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	説明会の個別実施について事業者選定に係る条件の公平性の確保についての考え方や方策をご教示いただきたい。	公平性の確保のため、事業提案書作成説明会はすべての一次審査通過者に対して同じ条件で実施します。また、実施結果を踏まえ、必要が生じた場合は要求水準等の修正を行い、公表することを予定しております。

29	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	説明会の個別実施の予定の記載があるが、公平性を確保するために説明・質疑・協議内容等を後日公開していただくことは可能か。	No.25及び28の回答をご参照ください。
30	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	個別実施される説明会においては、事業者選定に係る条件の公平性はどのように確保されるのか。	No.28の回答をご参照ください。
31	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	説明会の個別実施の結果、事業者間で情報量に差異が生じる可能性があるが公平性についてはどのような配慮があるのか。例えば各事業者との個別の質疑回答については後日公開するなどして公平性は確保されるのか。	No.25及び28の回答をご参照ください。
32	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	説明会の個別実施について事業者選定に係る条件の公平性の確保についての考え方や方策はどのようなものか。	No.28の回答をご参照ください。
33	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	提案書作成説明会については個別で実施とあるが、事業者選定における条件の公平性の確保については、どのように考え、対策を検討されているのか。	No.28の回答をご参照ください。
34	実施に関する方針(本文)	8	3	第2.2.(6)事業提案書作成説明会	「第二次審査資料の提出前に個別に説明会を開催」とあるが、どのような内容を説明されるのか。	No.23の回答をご参照ください。
35	実施に関する方針(本文)	8	5	第2.2.(7)第二次審査資料の受付	提案資料には、構成員及び協力企業以外であっても、提案時または事業期間中に支援・助言を受ける専門家・学識者・著名人・コンサル企業等の具体名を記載することは不可との認識でよいのか。	ご理解のとおりです。
36	実施に関する方針(本文)	8	8	第2.2.(8)開札	予定価格の内訳は、PFI事業の施設整備・維持管理・運営の各費用の合計から構成されるとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格の内訳については、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第1.2.表1をご参照ください。
37	実施に関する方針(本文)	8	9	第2.2.(8)開札	「予定価格」の定義をご教示賜り度く存じます。参加者が提示する「事業費」と読んでよろしいでしょうか。	予定価格は、振興会が行う本事業の入札執行の際の上限額であり、予定価格を上回る入札価格を提示した事業者は失格となります。ご質問の「参加者が提示する「事業費」は「入札価格」となります。
38	実施に関する方針(本文)	8	9	第2.2.(8)開札	予定価格または債務負担行為額は公表されるのか。	予定価格又は債務負担行為額を公表する予定はありません。
39	実施に関する方針(本文)	8	9	第2.2.(8)開札	予定価格は事前に公表されるか。	No.38の回答をご参照ください。
40	実施に関する方針(本文)	8	12	第2.2.(9)ヒアリング	「提案資料の内容についてヒアリング」について現時点で想定している方法(パワーポイントや模型の使用可否)をご教示ください。	ヒアリング実施の有無、実施方法等の詳細は入札公告時に示します。なお、ヒアリングを実施する場合においても、提出された書類以外の資料は、ヒアリング前の事前質問への回答書を除き使用を認めないことを予定しています。
41	実施に関する方針(本文)	8	12	第2.2.(9)ヒアリング	ヒアリング予定に関しては、提案者側からのプレゼンテーションも含まれると考えてよいのか。	No.40の回答をご参照ください。
42	実施に関する方針(本文)	8	12	第2.2.(9)	ヒアリングは振興会からの質疑だけでなく、提案書内容に沿ったプレゼンテーションを行う場とも考えてよいでしょうか。また、提案書提示以外の資料等を使ったプレゼンテーションは可能でしょうか。(例えば追加の模型等)。	No.40の回答をご参照ください。
43	実施に関する方針(本文)	8	12	第2.2.(9)ヒアリング	応募者によるプレゼンテーションは行う予定でしょうか。その場合、提案書を要約した概要書なるものをPowerPoint等ファイルで作成しプレゼンテーションをするとの理解でよろしいでしょうか。	No.40の回答をご参照ください。
44	実施に関する方針(本文)	8	16	第2.2.(10)民間事業者の選定	予定価格以内の入札参加者が1者の場合でも、提案された事業計画及び入札価格を総合的に評価し、落札者を選定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	実施に関する方針(本文)	8	16	予定価格	予定価格は提示される予定か。また、設計・建設にかかる予定価格と維持管理・運営にかかる予定価格を分けて提示するか。	No.38の回答をご参照ください。なお、予定価格は本事業で1つしか存在しません。
46	実施に関する方針(本文)	8	16	予定価格	予定価格が提示される場合、時期はいつを予定しているか。	No.38の回答をご参照ください。
47	実施に関する方針(本文)	9	4	第2.3.(2)審査の手順	当該箇所の「■審査の手順」フロー図中に「ただし、全ての入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。」とあるが、価格のみの再入札の意か、再度入札公告を行い、提案内容の修正を含めた入札のやり直しを行う意か、ご教示いただきたい。	提案内容の変更を認めたくて再度入札を予定しています。なお、提案内容を変更する場合には変更された提案内容により審査を行います。
48	実施に関する方針(本文)	9		審査手順	審査の手順の図中、第一次審査で「実績要件を満たしているか？」とあるが、「参加資格要件を満たしているか？」ではないか。実績要件が正しいとすると、何の実績要件か。	「実施に関する方針」第2.5.応募者の参加資格要件に記載のとおり、本事業における応募者の参加資格要件は登録資格と実績要件から構成されます。実績要件の詳細は入札公告時に示します。
49	実施に関する方針(本文)	10	2	第2.4.(1)提出書類の内容	レンダーからのコミットメントレターが入札参加時の必須資料となるか。	コミットメントレターの提出は必須ではありませんが、提案評価にあたって資金調達の実現性の観点で考慮する場合があります。
50	実施に関する方針(本文)	10	7	第2.4.(1)①及び②	「①施設整備に関する提案」「②維持管理・運営に関する提案」とあるが、これらはPFI事業のみに係るものであり、付帯事業に係る「施設整備」や「維持管理・運営」は含まれないものと理解してよいのか。	提出書類の詳細な構成は入札公告時に示します。併せて、No.1131の回答をご参照ください。
51	実施に関する方針(本文)	10	22	第2.4.(2)③資料の公開	資料の公開について、既存地下杭や躯体情報の開示は可能か。	【参考資料2-5-2】「既存建物・既存工作物の図面②」をご参照ください。
52	実施に関する方針(本文)	10	22	第2.4.(2)③資料の公開	既存地下杭や躯体情報は工期に大きく影響するので、元施工が有利とならない様、配慮をしてもらえないか。	No.51の回答をご参照ください。
53	実施に関する方針(本文)	10	22	第2.4.(2)③資料の公開	資料の公開について、今後入札公告までの間に追加で開示される予定資料はあるか。	「国立劇場再整備等事業の実施に関する方針に対する質問と回答」以外の資料は入札公告時に示します。
54	実施に関する方針(本文)	10	22	第2.4.(2)③資料の公開	資料の公開について、今後入札公告までの間に追加で開示される予定資料で、現時点で分かっているものがあれば提示してもらうことは可能か。	No.53の回答をご参照ください。
55	実施に関する方針(本文)	10	28	第2.5(1)応募者の構成	事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株主を保有することとし、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない」とのことですが、「振興会の事前の書面による承諾」はどのような場合に承諾が得られないのか。	株式の譲渡については譲渡相手先の適性、当初の事業提案に対する履行可能性、当該構成員が担当する業務の引継ぎ計画等、本事業の継続性・安定性等を勘案し、個別具体的な事象の内容を踏まえて振興会が判断します。なお、事業期間中の株式の譲渡をあらかじめ計画している場合は、提案時点で当該方針を示すようにしてください。その場合は、譲渡段階において特段の事由がない限り、提案書に記載した株式の譲渡計画を承諾することを原則とします。事業者の株式に対する担保権の設定は、事業者の資金調達上、必要であることを認識していますので、金融機関等を締結する直接協定において判断することを予定しています。
56	実施に関する方針(本文)	10	28	第2.5(1)応募者の構成	定期転借地権の譲渡の際と同様に、振興会の業務の遂行及び国立劇場の用途・目的等の妨げにならないと認められる場合の株式譲渡は可能であるか。	No.55の回答をご参照ください。
57	実施に関する方針(本文)	10	30	第2.5.(1)①	「応募者は、第1.1.(6)①から③までに掲げる業務及び付帯事業を実施することを予定する複数の企業」とありますが、付帯事業を実施する企業とは、民間収益事業者のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。
58	実施に関する方針(本文)	10	30	第2.5.(1)①	「応募者は、第1.1.(6)①から③までに掲げる業務及び付帯事業を実施することを予定する複数の企業」とありますが、応募者となる付帯事業を実施する企業とは、民間収益事業者を所有する企業のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。それとも、民間収益施設の維持管理企業、運営企業、テナントなどの民間収益施設に関係する企業も含まれるのでしょうか。	ご質問における前段のご理解のとおりです。後段のご質問内容における民間収益施設の建物管理に係る委託先やテナント等が応募者を構成することは想定していません。
59	実施に関する方針(本文)	10	32	第1.5.(1)①構成員、協力企業	構成員、協力企業は基本協定締結後に設立される事業者から直接業務を受託する必要はあるか。	構成員及び協力企業は「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～カのいずれかの業務に携わり、かつ事業者から直接、当該業務を受託する必要があります。
60	実施に関する方針(本文)	10	32	第1.5.(1)①構成員、協力企業	基本協定締結後に設立される事業者から直接業務を受託しない企業が出資者になることは可能か。	「実施に関する方針」第1.5.(1)②アの要件を満たす限り、可能です。
61	実施に関する方針(本文)	10	34	第2.5.(1)②	「構成員」でないといけないこと(代表企業以外)、「協力企業」でないといけないことはあるか。	No.59の回答をご参照ください。
62	実施に関する方針(本文)	10	36	第2.5.(1)②ア	ここでいう、「構成員以外の株主」というのはどのような者を想定されているのか、具体例を挙げてご教示いただきたい。例えば、入札に全く関与していない企業が、入札後に事業者として選定された応募者が設立する事業者の第二位株主となることも可能だと理解してよいのか。	例えば、事業会社や投資ファンド等による投資目的等が想定されます。また、「実施に関する方針」第2.5.(1)②アの要件を満たす限り、「構成員以外の株主」が事業者の第二位株主になることもあり得ます。
63	実施に関する方針(本文)	10		第2.5.(1)⑤	「応募者を構成する企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までの期間に限り、応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、振興会と協議するものとし、その事情を検討のうえ振興会が認めた場合はこの限りではない。」との記述についてご教示ください。応募者を構成する企業の変更条件については、具体的にどのような条件が認められるのかご教示頂きたい。また、ここでいう「変更」には「脱退」も含まれますでしょうか。(万が一、応募者間同士での協議がまとまらなかった場合の一部企業の脱退を想定しています。)	応募者を構成する企業の変更については、個別具体的な事象の内容を踏まえて振興会が判断しますが、変更理由が真にやむを得ない合理的なものであり、かつ変更後の構成が入札公告時に示す資格及び実績等の要件を満たしている限りにおいては認めることとします。また、構成員及び協力企業の変更には「脱退」も含まれます。
64	実施に関する方針(本文)	11	2	第2.5.(1)②イ	「事業者の株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有することとし、振興会の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。」とありますが、現時点で譲渡先の制限等が御座いましたら、ご教示ください。また、PFI事業終了時以降(約26年目以降)において、株式の譲渡又は減資することに制約はありますか。	前段については、No.55の回答をご参照ください。後段については、事業契約終了後の、株式の譲渡又は減資への条件はありません。
65	実施に関する方針(本文)	11	2	第2.5.(2)②イ	株式譲渡等に係る振興会の承諾は、合理的な理由がない限り否定されないものと理解してよいのか。	No.55の回答をご参照ください。
66	実施に関する方針(本文)	11	3	第2.5.(1)②イ事業者の株主	事業費を割賦で支払う場合でプロジェクトファイナンスを活用する場合で、金融機関の要請がある場合は株式に担保権を設定することに貴会は合意いただけるという理解でよいのか。	プロジェクトファイナンスによる資金調達上の必要な措置と理解していますので、特段の理由がない限り、振興会の事前承諾を前提に認めることを想定しています。
67	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)③	工事フェーズと維持管理フェーズで代表企業を変えることは可能か。	代表企業は本事業の入札等の手続における手続を担いますが、事業者(SPC)が設立され、事業契約締結後においては、「代表企業」としての立場や役割は定めておりません。

68	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③	工事期間中と建物竣工後など、事業フェーズごとに代表企業を変更することは可能であるか。	No.67の回答をご参照ください。
69	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③代表企業	代表企業の出資比率は構成員のうち最大である必要はないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
70	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③代表企業	代表企業の役割は応募手続きを行うのみであって、落札後に代表企業が必ず行わなくてはならない役割はないという理解でよいか。	No.67の回答をご参照ください。
71	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③代表企業	代表企業はプロジェクトの進捗とともに変わることで、例えば、施設整備期間と維持管理運営期間において違う企業が代表企業になることは可能か。	No.67の回答をご参照ください。
72	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③応募者の構成	事業の段階に応じて代表企業を変更することは可能か。 例:工事期間中は建設会社が代表企業を務め、建物竣工後は維持管理企業者運営企業が代表企業を務める など	No.67の回答をご参照ください。
73	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③	事業フェーズごとに代表企業を変更することは可能であるか。 ex)工事期間中と建物竣工後	No.67の回答をご参照ください。
74	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③	応募手続きを行う以外に、代表企業でないといけない行為はないか。	質問の主旨が不明です。実施方針の各種資料及び入札公告時の資料を確認してください。
75	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)_③応募者の構成	代表企業について、工事期間中と建物竣工後で変更など、事業フェーズごとに変更することは可能か。	No.67の回答をご参照ください。
76	実施に関する方針(本文)	11	5	第2.5.(1)応募者の構成	③に代表企業が応募手続きを行うとあるが、事業開始後、他の構成員が代表企業となることは可能か。	No.67の回答をご参照ください。
77	実施に関する方針(本文)	11	7	応募条件について	応募者を構成する企業それぞれが携わる業務について明らかにする必要があると考えるが、協力企業は応募時点で全て決まっていなくても問題ないか? また応募時点で決まっていて、変更が発生しても問題はないか。	前段については、応募者を構成する各企業の役割や携わる業務は記載して提案してください。 後段については、協力企業の携わる業務の変更にあたっては、変更後も入札公告時に示す資格及び実績等の要件を満たしている必要があることや、事業契約後は提案時の内容に基づく事業の実施が求められることから、変更の可否については個別具体的事象に応じて振興会が判断します。
78	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)_④構成企業の業務	応募者の中に事業者内部の業務(ファイナンシャルアドバイザー、SPCの事務経理管理、プロジェクトマネジメント等)を担うものを含めることは可能か。	応募者を構成する企業は、「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～カのいずれかの業務に携わる必要があるため、いずれにも該当しない業務のみを担う企業が応募者を構成する企業となることは認められません。
79	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)_④構成企業の業務	応募者の中に事業者内部の業務(ファイナンシャルアドバイザー、SPCの事務経理管理、プロジェクトマネジメント等)を担うものを含めることが可能な場合、その参加資格要件をお示し頂けないか。	No.78の回答のとおり、「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～カのいずれの業務にも携わらず、いわゆるFA業務のみしか担わない者が応募者を構成することはできません。ただし、第2.5.(1)④ア～カのいずれかを担いつつ、FA業務も兼務する場合には、第2.5.(1)④ア～カで求められる参加資格要件を満たしてください。
80	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)_④構成企業の業務	応募者に含まなかったとしても事業者内部の業務(ファイナンシャルアドバイザー、SPCの事務経理管理等)を応募者以外に委託してもよいか。	ご理解のとおりです。
81	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)_④応募者構成企業の業務	FAやSPC事務管理を担当する企業が応募者を構成する企業(構成員、協力企業)となる場合、担当業務として記載のあるア 設計業務～カ 付帯事業のいずれにも該当しない。選択肢(例えば「キ その他」)を追加いただけないか。	本事業を構成する「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～カのいずれかの業務にも携わらない者が応募者を構成する企業になることは適さないため、原文のとおりとします。
82	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)応募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、ア～カの各業務につき、複数の者が共同企業体を組成して実施することは問題ないとの理解でよいか。	業務範囲を明確にしたうえで、各業務を分担することについてはご理解のとおりです。
83	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)応募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、複数の者が共同企業体を組成して業務を実施する場合、当該複数の者の業務は全く同じものになるが、問題ないとの理解でよいか。	共同企業体(JV)を組成する場合で、担当する分野の明確な区分等がない場合はご理解のとおりです。
84	実施に関する方針(本文)	11	7	第2.5.(1)応募者の構成	④に「業務範囲を明確にしたうえで各業務を複数の者の間で分担することは差し支えない。」とあるが、分担するにあたり、複数の者が異なる業務範囲を担当しなければならないということではなく、担当する業務を明確にさせれば複数の者の担当業務が同じであってもよいか(すなわち同じ業務を共同して実施してもよいか)。	ご理解のとおりです。
85	実施に関する方針(本文)	11	19	第2.5.(1)_⑤応募企業の変更	応募企業の変更は、代表企業も認められるか。	No.63の回答をご参照ください。
86	実施に関する方針(本文)	11	19	第2.5.(1)_⑤応募企業の変更変更	応募者を構成する企業の変更は認めないとするが、構成員のみならず協力企業に関しても認められないということか。	ご理解のとおりです。また、No.63の回答をご参照ください。
87	実施に関する方針(本文)	11	19	第2.5.(1)応募者の構成	⑤に「応募者を構成する企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は振興会と協議する」とあるが、具体的にはどのような場合か。	個別具体的事象の内容を踏まえて振興会が判断します。
88	実施に関する方針(本文)	11	23	舞台関連設備	舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業が応募者の構成員、協力企業になってはならない理由をお示しください。	舞台関連設備の施設整備業務、舞台関連設備の維持管理業務はどちらも専門性の高い業務であり、当該業務を担う企業数が限られることから、各応募者の構成への影響に配慮したためです。
89	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦舞台関連設備企業	舞台関連設備の施設整備企業が構成員、協力企業になれないということは、建設業務から舞台関連設備工事を分離して、SPCから直接業務を請け負う契約としなくてはならないということか。仮に建設企業が建設工事を請け負い、舞台関連設備企業を下請負とした場合には建設企業が舞台関連設備の施設整備を行う元請け企業となってしまうため構成員・協力企業とはなれなくなってしまうのではないか。	施設整備業務の一部である舞台関連設備の施設整備業務を担う企業は応募者を構成する構成員又は協力企業とすることは認めないという主旨であり、舞台関連設備の施設整備業務を含む建設工事を建設企業が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の業者に当該業務を委託してください。
90	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦舞台関連設備企業	舞台関連設備の維持管理企業が構成員、協力企業になれないということは、維持管理業務から舞台関連設備の維持管理業務を分離して、SPCから直接業務を請け負う契約としなくてはならないということか。仮に維持管理業務全体を受託する企業が、舞台関連設備企業を下請負とした場合には維持管理業務全体を受託する企業が舞台関連設備の維持管理を行う元請け企業となってしまうため構成員・協力企業とはなれなくなってしまうのではないか。	維持管理業務の一部である舞台関連設備の維持管理業務を担う企業は応募者を構成する構成員又は協力企業とすることは認めないという主旨であり、舞台関連設備の維持管理業務を含む建設工事を維持管理業務全体を維持管理企業が請け負ったうえで、下請負として舞台関連設備の業者に当該業務を委託してください。
91	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(2)_⑦舞台関連設備企業	舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならないとされているが、制限を受けるのは施設整備と維持管理業務の両方を受託する企業か、あるいは、舞台関連設備の施設整備又は維持管理業務を行う企業ということか。	舞台関連設備の施設整備業務と舞台関連設備の維持管理業務のいずれかを担う企業は、両方も制限を受けるという主旨です。
92	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦応募者の構成	「舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。」とあるが、施設整備業務及び維持管理業務の再委託先として提案書に企業名称を記載することは可能か。	構成員、協力企業、その他提案に関わる企業の名称を記載することは認めません。提出書類の詳細は入札公告時に示します。
93	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦応募者の構成	「舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。」とあるが、ここでいう維持管理業務とはメーカーや専門企業が実施する定期点検を指し、舞台設備のオペレーション(操作)を実施する企業を構成員または協力企業とすることは差し支えないか。	舞台設備のオペレーション(操作)を実施する企業は本事業の対象外で、振興会が直接調達する業務です。
94	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦	舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施設整備及び維持管理業務を行う企業のリストを提示してもらえるか。	事業者で確認してください。
95	実施に関する方針(本文)	11	23	第2.5.(1)_⑦応募者の構成	「舞台関連設備～いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない」とありますが、当該舞台関連設備を扱う専門業者が特定の応募者の構成員、協力企業にはなっていないということであり、一般的なビルメンテナンス会社(施設を総合管理する維持管理会社等)が応募者及び協力企業になることは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	No.90の回答をご参照ください。
96	実施に関する方針(本文)	11	25	第2.5.(1)_⑧	「ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。」とは、協力企業そのものとして別の応募者の協力企業にはなれないとの理解でよろしいでしょうか。協力企業についてどのような場合が禁止事項でどのような場合が許容されるのか、具体的に例示いただけますでしょうか。	当該記載の主旨は以下のとおりです。 ・応募者の構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の構成員となることは認められません。 ・応募者の構成員と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の協力企業となることは認められません。 ・応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の協力企業となることは認められます。 なお、「実施に関する方針」第2.5.(1)⑧の規定のとおり、応募者の構成員又は協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業となることは認められません。
97	実施に関する方針(本文)	11	25	第2.5.(1)_⑦	⑧の記述の後段のただし書きで「当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く」とありますが、協力企業は他の応募者の協力企業になれるという理解でよろしいでしょうか。	No.96の回答をご参照ください。
98	実施に関する方針(本文)	11	25	第2.5.(1)_⑧応募者の構成	「ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く。」とありますが、ある応募者の協力企業と資本関係のある企業が、別の応募者の協力企業となることは可とするという理解で相違ないでしょうか。	No.96の回答をご参照ください。
99	実施に関する方針(本文)	11	26	第2.5.(1)_⑧構成企業	「ただし、当該応募者の協力企業と資本関係又は人的関係のある者が他の応募者の協力企業である場合を除く」の意図は何か。	No.96の回答をご参照ください。
100	実施に関する方針(本文)	12	32	第2.5.(2)_③構成企業の参加資格要件	文部科学省の資格の認定とは、具体的にどのような内容なのか。	No.101の回答をご参照ください。

101	実施に関する方針(本文)	12	32	第2.5.(2)③応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	「文部科学省の資格の認定を受けているものであること」とあるが、全省庁統一資格の認定で差し支えないか。	建設工事及び設計・コンサルティング業務については、文部科学省における当該一般競争(指名競争)参加資格の認定を参加要件とします。役務の提供等については、全省庁統一資格の認定を参加資格要件とします。
102	実施に関する方針(本文)	12	32	第2.5.(2)応募者を構成する企業に共通の参加資格要件	「当該企業が実施する業務に対応した文部科学省の資格の認定を受けている者」とあるが、文部科学省の資格の認定とは、具体的にどの資格を指しているかご教示頂きたい。	No.101の回答をご参照ください。
103	実施に関する方針(本文)	12	32	第2.5.(2)③文部科学省の資格の認定	「当該企業が実施する業務に対応した文部科学省の資格の認定を受けている者」とありますが、各業務における資格の認定について具体的なご教示ください。	No.101の回答をご参照ください。
104	実施に関する方針(本文)	13	1	第1.1.(2)⑤取引停止、指名停止	第一次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、振興会、文部科学省又は文部科学省の関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けた場合は、当該企業を交代させる協議には応じていただけるのか。	個別具体の事象の内容を踏まえて振興会が判断することを予定しております。なお、企業の交代を認める条件については入札公告時に示します。
105	実施に関する方針(本文)	13	1	第2.5.(2)⑤取引停止、指名停止	参加資格要件として、第一次審査資料の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、振興会他の取引停止・指名停止の処分を受けていないことが規定されているが、落札者決定後において取引停止等の処分を受けても、事業継続に問題ないという理解でよいか。	個別具体の事象の内容を踏まえて振興会が判断することを予定しております。なお、企業の交代を認める条件については入札公告時に示します。
106	実施に関する方針(本文)	13	3	第2.5.(2)⑥	ここに記載の企業以外に対しても、「国立劇場再整備」等の名目で振興会から検討業務を発注している企業はありますか。事業者選定の競争の公平性の観点から、これら企業の扱いについての考え方を示してください。	令和3年度に「国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務」を発注しており、令和3年11月29日に振興会HPで「国立劇場再整備に係る普及・発信機能に係る検討業務」の報告書を公表していますので、ご参照ください。なお、これらの資料は、実施方針及び要求水準を構成するものではありません。
107	実施に関する方針(本文)	13	3	5.(2)⑥	振興会が本事業に関する検討を委託した各社は、本事業において企業体が特定されたのち、どのように関わりがあるのか、又は無いのか、お聞かせいただきたい。	振興会が本事業に関する検討を委託したPwCアドバイザリー合同会社と有限会社香山建築研究所及び株式会社山下PMCに、事業契約後の業績監視支援業務の業務委託を予定しています。
108	実施に関する方針(本文)	13	3	第2.5.(2)応募者を構成する参加資格要件⑥	振興会より令和3年度に発注された「国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務」は、委託件名として「国立劇場再整備における」と冠してはいるものの本事業に関する検討を委託したものでないということでしょうか。	No.106の回答をご参照ください。
109	実施に関する方針(本文)	13	32	第2.5.(3)④	具体的な要件について、入札公告時に示されるとのことですが、コンソーシアム組成に関わりますので、入札公告を待たずに前倒しで公表していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、入札公告時に示します。
110	実施に関する方針(本文)	13	32	第1.1.(3)⑤設計企業の参加資格要件	入札公告前に、決まり次第具体的な要件を示していただけないか。応募グループの組成上早めの開示をお願いしたい。	原文のとおり、入札公告時に示します。
111	実施に関する方針(本文)	13	32	第2.5.(3)設計企業の参加資格要件	④に「配置予定の技術者の資格、実績等が本事業の実施に適した要件を満たしていること。」とあるが、技術者のみで企業の実績等の要件は無いとの理解でよいか。	入札公告時に示します。
112	実施に関する方針(本文)	14	1	第1.1.(4)①建設企業の参加資格要件	舞台設備の施設整備を行う企業は、構成員・協力企業ではないため参加資格を問われないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
113	実施に関する方針(本文)	14	1	第2.5.(4)建設企業の参加資格要件①②	「アからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有し」とあり、項目ごとに必要な点数が示されていますが、複数の企業で工事を分担する場合、電気工事・管工事の重要な部分を含まない工事を担当する企業は、建築一式の点数を満たしていれば可と理解して差し支えないでしょうか。	複数の企業で工事を分担する場合においても、すべての企業がアからウに係る工事の一般競争参加者の資格を有することを必要とします。
114	実施に関する方針(本文)	14	12	第2.5.(4)③	具体的な要件について、入札公告時に示されるとのことですが、コンソーシアム組成に関わりますので、入札公告を待たずに前倒しで公表していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、入札公告時に示します。
115	実施に関する方針(本文)	14	28	第2.5.(6)②維持管理業務実施の必要資格	維持管理業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)とありますが、建築物環境衛生総合管理業の登録を指しているという理解でよろしいでしょうか。その他、具体的に想定している資格等はございますか。	維持管理業務の実施にあたって必要な資格は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」に基づき応募者の責任で判断してください。
116	実施に関する方針(本文)	15	4	第2.5.(7)運営企業の参加資格要件②	「② 運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)を有すること。」とあるが、具体的な必要な資格は入札公告時に提示されるということでしょうか。	入札公告時に具体的な資格等を提示する予定はなく、運営業務の実施にあたって必要な資格は【資料-1】「業務要求水準書(案)」に基づき応募者の責任で判断してください。
117	実施に関する方針(本文)	15	4	第2.5.(7)②運営業務実施の必要資格	運営業務を実施するにあたって必要な資格(許可、登録、認定等)とありますが、具体的に想定している資格等はございますか。	No.116の回答をご参照ください。
118	実施に関する方針(本文)	15	5	第2.5.(7)③	「警備業務に携わる運営企業は、警備業法(昭和47年法律第107号)第4条に基づく認定を有する者であること。」とありますが、警備業務に携わる運営企業は応募者になる必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。警備業務を担う者は応募者を構成する構成員又は協力企業になる必要があります。併せて、No.5の回答をご参照ください。
119	実施に関する方針(本文)	15	5	第2.5.(7)③	「警備業務に携わる運営企業は、警備業法第4条に基づく認定を有する者であること。」とありますが、警備業法第4条に基づく認定を有する者は、応募者にならなければならないとの認識でよろしいでしょうか。それとも、応募者となる運営企業から警備業務を再委託された企業が警備業法第4条に基づく認定を有していればよく、必ずしも警備業法第4条に基づく認定を有する者が応募者にならなくてもよいとの認識でよろしいのでしょうか。	No.118の回答をご参照ください。
120	実施に関する方針(本文)	15	9	第2.5.(8)付帯事業に関する参加資格要件	具体的な要件について、入札公告時に示されるとのことですが、コンソーシアム組成に関わりますので、入札公告を待たずに前倒しで公表していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおり、入札公告時に示します。
121	実施に関する方針(本文)	15	9	第2.5.(8)付帯事業に関する参加資格要件	付帯事業に関する参加資格要件に関して入札公告時に開示とあるが、入札公告から第一次審査資料提出(参加資格申請)まで期間が短いため、事前に開示、あるいは提出期限を後ろにずらすことをご検討いただけないか。	No.120の回答をご参照ください。
122	実施に関する方針(本文)	15	9	第2.5.(8)付帯事業に関する参加資格要件	応募者を構成する企業のうち付帯事業を担う者が満たすべき具体的な要件については、入札公告時に示すとのことだが、入札準備の前提ともなる為、事前開示してもらえないか。	No.120の回答をご参照ください。
123	実施に関する方針(本文)	15	10	第2.5.(7)運営企業の参加資格要件④	「運営業務の各業務を複数の運営企業が分担して行う場合にあつては、いずれの運営企業においても①及び②を満たしていること」とありますが、各担当企業は自社が担当する業務分野以外で必要とされる資格(許可、登録、認定等)も有していなければならないということでしょうか。	運営業務における各業務を複数の企業が分担して行う業務においては、各企業が担当業務に必要とされる資格を有していることが条件となります。
124	実施に関する方針(本文)	16	9	第3.1.(2)想定されるリスクの責任分担	「資料-4 リスク分担表」以外のどのようなリスクを想定されているのか。	リスク分担表は応募者の便宜のため、振興会が認識する代表的なリスクを提示したものであり、これに限るものではありません。本事業の潜在的なリスクの所在やその対処は応募者自身で検証のうえ、本事業への参画を判断するものと認識しています。
125	実施に関する方針(本文)	16	19	第3.1.(3)リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	振興会及び事業者のいずれの責にも帰さないリスクが顕在化した場合に生じた費用を共同又は分担して負担する方法については入札公告時に示すとのことだが、入札公告時前の提示は可能か。	原文のとおり、入札公告時に示します。
126	実施に関する方針(本文)	17	13	第3.2.(1)③履行保証保険契約	「本件工事費等に相当する金額」とは「PFI事業で実施する部分の工事費」(資料3表1における建設工事費)という理解でよいか。	「本件工事費等」は、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第1.2.表1.の施設費に含まれる、解体撤去費用、設計費、建設工事費、工事監理費及びこれらの消費税等相当額の合計金額を予定していますが、詳細は入札公告時に示します。
127	実施に関する方針(本文)	17	13	第3.2.(1)③契約保証金の納付に代わる担保の提供	契約保証金の金額は本件工事費等に相当する合計金額の10分の1以上との事だが、本件工事費等に含めるべき項目の提示は可能か。	No.126の回答をご参照ください。
128	実施に関する方針(本文)	17	13	第3.2.(1)③契約保証金の納付に代わる担保の提供	契約保証金の金額は本件工事費等に相当する合計金額の10分の1以上との事だが、納付時期はどのように想定されているか。	施設整備業務の着手前を予定していますが、詳細は入札公告時に示します。
129	実施に関する方針(本文)	17	23	第3.2.(2)②改善要求、支払の減額等	「事業者を支払うべき事業費のうち維持管理・運営費及びその他の費用を減額することができる」とありますが、減額となる業務内容によっては、減額対象にその費用が含まれるとは限らないかと存じます。したがって、「及びその他の費用」を、当該項目の前段落と同様に「又はその他の費用」としていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	原文のとおりとします。事業者には責任ある事業主体として各業務を適切に管理し、各選定企業を統括する役割が求められるため、要求水準の未達成や重大な事象が発生した場合には、当該業務不履行部分に加えてその他の費用の支払区分についても減額することとなります。
130	実施に関する方針(本文)	18	27	第4.1.(2)既存施設の概要	既存の杭情報は、追加で受領した「国立劇場第一回建築工事(構造図)」に記載されている情報が全てと考えてよいか。	No.51の回答をご参照ください。
131	実施に関する方針(本文)	21	6	第7.3株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	民間資金等活用事業推進機構の出融資を受けることで評価に影響があるということはないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。詳細な評価基準は入札公告時に示します。
132	実施に関する方針(本文)	21	6	第7.2株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて	民間資金等活用事業推進機構の出融資を前提とした提案が可能とあるが、同出融資の有無が審査評価に影響を与えることはあるかご教示頂きたい。	No.131の回答をご参照ください。
133	実施に関する方針(本文)	22	28	第8.4今後のスケジュール	令和4年4月頃に入札公告、令和4年5月頃に第一次審査資料の受付とありますが、ゴールデンウィークを挟んでおりますので、当該資料の準備期間が1か月もない状況かと存じます。さらに、参加資格要件の中には、入札公告時に示されるものもあります。第一次審査資料の準備期間を十分に設けていただきますようスケジュールを見直していただけたとの理解でよろしいでしょうか。	スケジュールの変更は予定していませんが、可能な限り受付期間を確保します。

134	実施に関する方針(本文)	22	28	第8.4今後のスケジュール	今後のスケジュールに関して、入札公告から第一次審査資料の受付(参加資格申請)まで、期間内には大型連休もあるため、提出期限をなるべく後ろにずらす等手続期間への配慮をお考えいただけませんか。	Mo.133の回答をご参照ください。
135	実施に関する方針(本文)	22	28	第8.4今後のスケジュール	事業提案書作成説明会については、第一次審査結果の通知(令和4年6月頃)後、速やかに開催されるとの理解でよいか。	No.23の回答をご参照ください。
136	実施に関する方針(本文)	23	5	第8.4今後のスケジュール	仮移転先から新たな国立劇場への移転時期はいつを想定しているのか。令和11年3月31日の国立劇場の引渡し後という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
137	(資料-1)業務要求水準書(案)第1章 総則	目次-4			添付資料3とは、どのような資料なのか、いつ頃公表されるのかご教示願います。	添付資料3はありません。添付資料の分類番号は要求水準書の各章に対応して付しており、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第3章に該当する番号となりますが、これに関する添付資料及び参考資料はありません。
138	(資料-1)業務要求水準書(案)第1章 総則			目次【参考資料】	第一次審査において、飲食・物販等サービス提供業務を携わる運営企業も参加表明を提出する必要がありますが、参加表明を出すにあたり、重要な判断材料の一つである「参考資料5-3-19飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」が、一次審査通過後の開示となっております。幅のある金額や現施設における使用料でも結構ですので、少なくとも目安になる使用料を早急に開示いただきたく、よろしくお願いたします。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」において、＜一次審査通過者に貸与する資料＞【参考資料5-3-19】「飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」として示す予定としておりましたが、質問回答に添付する【文書1】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」で示すとともに、入札公告時においても示します。
139	(資料-1)業務要求水準書(案)第1章 総則	1		第1～5章全般	「振興会と協議して決定する」と記載された項目は、提案時点では見込みようがないため、協議の結果によって変更増減の対象となると考えてよいか。	「振興会との協議による」としているのは事業実施段階で決定すべき細かな点であり、要求水準の変更となる大幅な仕様変更や数量増加等がない限り、変更対象とすることは想定していません。
140	(資料-1)業務要求水準書(案)第1章 総則	1	25	第5節適用基準等	「適用基準等及びその解釈等の掲載された刊行物等の入手先一覧に掲げる基準等を適用する」とあるが、同基準等内において優先順位があるかご教示頂きたい。	適用基準の内容について疑義が生じた場合は都度、振興会と協議のうえ、定めるものとお考えください。
141	(資料-1)業務要求水準書(案)第1章 総則	1	33	第5節.3適用基準等	法令、事業者提案、質問回答書、協定等に齟齬がある場合に優先して解釈される順については事業契約案等の中でお示し頂けるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
142	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	19	第2.1.1_(2)文化観光拠点としての機能強化	「皇居周辺見学における学校団体の需要」とありますが、具体的にはこれまでどのような需要がありましたでしょうか。また直近5年分程度の年度ごとの実績(団体数・人数・利用内容※)につきご教示ください。 ※施設内見学、レストラン利用等	施設見学及びレストラン利用に関して学校団体のデータは把握していませんが、参考までに青少年を対象とした公演の入場者数(隼町地区・伝統芸能分野)は以下となります。 令和2年度5,611人(1公演25回)、令和元年度117,760人(3公演115回)、平成30年度135,489人(3公演114回)、平成29年度137,370人(3公演114回)、平成28年度130,639人(3公演114回)
143	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	24	第1節.1_(3)周辺地域との調和等	周辺環境に配慮とあるが、周辺居住者・地権者等から既に受領している本事業に対するご要望・ご意見等があればご教示頂きたい。	東京都都市計画一団地の官公庁施設の変更に係る都市計画の案を縦覧に供した際に意見の提出がありましたので、その意見書の要旨をご参照ください(東京都庁の都民情報ルームにおいて、令和4年11月28日まで意見書の要旨を含む第234回東京都都市計画審議会本審資料を閲覧可能です。)
144	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	1	35	第1節.2国立劇場の機能強化	SDGs等に基づく環境保全を図るとあるが、具体的にどのような提案を求めているのか。	事業者の提案によります。
145	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	3	第1節.2_(3)展示機能の充実と普及発信機能の強化	ICTの活用等による新たな鑑賞環境の創出に向けた機能強化等を図るとのことだが、具体的な必要スペックなどどのようなものを想定しているのか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第7節.6.をご参照ください。
146	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	8	第1節.2_(5)	皇居外苑、三の丸尚蔵館、東京国立近代美術館等の皇居周辺の文化施設との連携について、現状ではどのような取組が行われていますでしょうか。	これまで、さくらまつり開催時における周遊シャトルバス運行への協力(主体:千代田区観光協会)や皇居周辺における文化施設マップ作製(主体:振興会)などの取組みがあります。
147	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	24	第2節.1_(3)既存樹木の移植業務	既存樹木の移植に生じるリスク(移植後に枯れる等)は予見ができずまた帰責性の特定も困難であるので、貴会に負担いただけるという理解でよいか。	既存樹木の移植に関して、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.1.(16)⑨f.及び第4章.第8節.4.(2)⑨を満足したと認められる場合は、枯損の帰責を事業者に求めることはありません。
148	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	24	第2節.1_(3)既存樹木の移植業務	既存樹木を移設するとあるが、桜は移植すると枯れる可能性が高い。枯れた場合どのように対応すればよいか。	ご提案の外構計画に沿って、同種樹木を植栽してください。
149	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	2	27	第2節.2国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務	国立能楽堂の維持管理業務として修繕業務が含まれているが、国立能楽堂に関する過去の修繕履歴や建物のデューデリ関連の情報は予め開示していただけるのか。	【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」が正ですので、国立能楽堂の修繕業務は本業務の対象外となりますが、維持管理業務における参考資料として入札公告時に示します。なお、国立能楽堂建物360度カメラ画像データ(360度カメラによる敷地、建物内外部画像)を質問回答に併せて希望者に提供しますので、希望する場合は別添のデータ提供申込書を送付してください。
150	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	7	第2節.4本事業に含まれていない業務	舞台関連装置の施設整備及び維持管理企業が応募者に含まれないことを鑑み、舞台装置の施設整備及び維持管理業務は貴会が行っていただけないか。	舞台関係設備については、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」及び【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」をご参照ください。第2.5.(1)⑦において、「舞台関連設備(舞台機構設備、舞台照明設備、舞台音響設備)の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になってはならない。」と定めており、構成員又は協力企業以外での参画は可能となっています。併せて、No.89及び90の回答をご参照ください。
151	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	8	第2節.4_(1)	「振興会が整備するローカルネットワークエリアネットワーク構築」とありますが、その整備範囲(例えば、事務管理部門など)をご教授いただきたく、お願いたします。	No.8の回答をご参照ください。
152	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	11	第2章.2節.4_(2)引越業務	国立劇場への引越しが行われる時期を教えてください。	国立劇場の引渡し後、約2か月を予定しています。
153	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	11	第2章.2節.4_(2)引越業務	国立劇場への引越しが行われる時期は施設の引き渡し前か。	No.152の回答をご参照ください。
154	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	11	第2章.2節.4_(2)引越業務	引越しに伴う費用(施設の養生費用含む)はすべて振興会の負担か。	基本的に振興会の負担ですが、完成・引渡し時における養生の一部存置等の対応について、協議させていただくことを想定しています。
155	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	16	第2章.2節.5別途工事	振興会が行う別途工事の時期は施設の引き渡し前か。	契約後、事業者のスケジュールをもとに協議させていただきます。
156	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	16	第2章.2節.5別途工事	振興会が行う別途工事に伴う費用(仮設工事費、水光熱費他)は振興会の負担か。	ご理解のとおりです。なお、警察用無線設備及び警察テレビ設備の配線と機器設置工事の費用負担については、当該工事の発注者又は請負業者が負担します。
157	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	3	16	第2.5.振興会が行う別途工事、業務への対応	「振興会が行う別途工事」で整備された部位・設備等については事業者の維持管理業務の対象外という理解でよろしいでしょうか。また、「調整に協力すること」とありますが、想定している調整内容についてご教示ください。	前段については、振興会が行う別途工事をご理解のとおりですが、当初から本事業の維持管理業務の対象となっているものについては、振興会が別途実施する更新後も、引き続き事業者による維持管理の対象となります。後段については、必要な情報の提供、及び工事・保守点検・修繕・更新時期等における作業工程・日程・安全管理等の調整業務、引越し時の変則的な警備、建物開錠対応、振興会が行う更新業務の予算措置に係る資料・見積等の提供、設計・工事に係る調整などを想定しています。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
158	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	33	第4.1._(6)_④	現在の振興会の事務所ビルは首都高速を跨いで設置されていますが、この際首都高速道路株式会社と取り交わした設置条件をすべてご教示いただけますでしょうか。	【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」をご参照ください。

159	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	33	第4.1. (6) ④	現在の振興会の事務所ビルは首都高速を跨いで設置されていますが、本事業の事業者選定における施設整備の提案において建物が、既存首都高を跨ぐ計画とすることは可能でしょうか。もし可能な場合は、施設整備における条件をご教示いただけますでしょうか。	前段については、首都高速道路株式会社との協議が前提となりますが、可能と考えております。 後段については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」をご参照ください。
160	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	33	第4.1. (6) ④	「・・・北側は単町換気所と接し、敷地内には首都高地下道路がある。」とありますが、今回の再整備事業の実施に当たり、振興会様と首都高速道路株式会社様との間で協議は行われているかと存じます。 首都高速道路株式会社様から、再整備に当たっての条件や要望などが示されておりましたら、ご教示ください。	【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」及び【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」をご参照ください。
161	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	4	37	第4.1.(6) ④既存樹木、既存樹木の移植	首都高速について「敷地南側は最高裁判所、北側は単人町換気所と接し、敷地内には首都高速地下道路がある。これらの近隣施工に十分配慮した計画とする」とあるが、首都高速の位置は【資料2-2】「首都高速地下道路の地下他関連資料」に記載されているが、高さ関係が分かる資料はあるか。	【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」の7ページ以降をご参照ください。
162	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	17	第2章_4節_3地盤状況等	必要に応じ事業者が地盤調査を行った結果、地盤対策の追加費用が生じることが判明した場合、その費用は振興会の負担となるか。	事業者負担とお考えください。
163	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	17	第2章_4節_3地盤状況等	「地盤状況等」に関して、参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら地盤調査を行うこと、とあるが、提案書提出前に調査を行うことが可能なか。	提案書提出前に調査は不可とお考えください。
164	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	地盤調査について「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算についてはどのように考えればよいか。またこれについて「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	前段については、事業者の負担となります。 後段については、No.163の回答をご参照ください。
165	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後に追加地盤調査を行い、その結果基礎構造の計画に変更が生じた場合の費用はどう扱うか。	No.162の回答をご参照ください。
166	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画変更にかかる費用の清算が「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.163の回答をご参照ください。
167	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	地盤調査について「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算についてはどのように考えればよいか。	No.162の回答をご参照ください。
168	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	地盤調査について「参考資料で事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算について「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.163の回答をご参照ください。
169	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	地盤調査について「参考資料2-4」で「事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算についてはどのように考えればよいか。	No.162の回答をご参照ください。
170	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3. 地盤状況等	地盤調査について「参考資料2-4」で「事業者が判断できない場合は必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加地盤調査により基礎構造の計画に変更が生じた場合の清算について「事業者負担」となる場合、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.163の回答をご参照ください。
171	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3地盤状況等	「参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査を行うこととする」とあるが、契約後に行われる追加地盤調査によって基礎構造の計画変更があった場合の清算についてはどのように考えればよいか。	No.162の回答をご参照ください。
172	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3地盤状況等	「参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら調査を行うこととする」とあるが、契約後の追加調査により基礎構造の計画変更が生じた場合の清算については「事業者負担」となる場合に、提案前に地盤調査を追加で行うことは可能か。	No.163の回答をご参照ください。
173	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3地盤状況等	必要に応じて自ら地盤調査を行う際の時期は事業契約締結後との認識でよいか。	事業契約後、既存施設から仮移転先への移転期間までの間の調査実施時期については、振興会との協議によります。
174	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3地盤状況等	必要に応じて自ら地盤調査を行う際の費用は事業費に見込んでよいか。	地盤調査の必要性を含め、事業者で判断してください。
175	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	18	第4節_3.	「参考資料で事業者が判断できない場合は、必要に応じて自ら地盤調査を行うこととする」とあるが、自ら地盤調査を行うことのできる時期・方法をご教示下さい。	調査を行うことのできる時期については、No.173の回答をご参照ください。方法については、事業者の提案によります。
176	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	25	第4.5. 既存樹木、既存樹木の移植	移植樹木について「既存樹木のうち、国立劇場内へ移植する樹木は【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」により外構計画の中で提案する」とあるが、移植準備工(根回し)が移植時期の1年～2年前に必要であり(特に164)、それにより移植樹・周辺樹木の剪定や支柱、場合により周辺樹木の伐採が必要となるが差し支えないか。	事業契約後、既存施設から仮移転先への移転期間までの間において、移植準備工事(根回し)のための周辺樹木の伐採は想定していません。同期間中にやむを得ず伐採が必要な場合は、振興会との協議によります。
177	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	25	第4節_5既存樹木、既存樹木の移植	移植する樹木以外の樹木に関しては伐採してよいか。	【添付資料2-5】「移植する既存樹木のリスト」に定める保存又は移植する既存樹木以外の既存樹木の取扱いは、事業者の提案によります。
178	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	32	第2章_4節_7埋蔵文化財	埋蔵文化財調査は今後も行わないのか。	【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」をご参照ください。
179	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	32	第2章_4節_7埋蔵文化財	事業期間中に埋蔵文化財が発見された場合、対策費用は振興会に負担しただけか。	業務要求水準書を含む入札説明書等において明示されていない、又は入札説明書等で明示されていた事実と異なる埋蔵文化財が確認されたことにより、増加費用が発生する場合、振興会は合理的な範囲内の増加費用を負担します。
180	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	32	第2章_4節_7埋蔵文化財	埋蔵文化財調査によりスケジュールが遅延した場合、スケジュール延長の協議に応じていただけるか。	埋蔵文化財が発見され、千代田区等との協議により埋蔵文化財調査が必要となった場合は協議とします。また、埋蔵文化財調査に伴い施設の引渡しの延期が避けられない場合は、振興会との協議によります。

181	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	32	第4節_7. 及び9.	土壌汚染や埋蔵文化財の存在が判明し、事業スケジュールが遅れる場合は、貴法人と協議の上、改めて事業スケジュールを策定する想定で問題無いか。	埋蔵文化財についてはNo.180、土壌汚染についてはNo.183の回答をご参照ください。
182	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	37	第2章_4節_9土壌調査	公表いただいた土壌調査報告書からは想定できない新たな汚染等が見つかった場合、対策費用は振興会に負担いただけるか。	【参考資料2-9】「土壌調査報告書」によると、土壌汚染がある可能性は低いものと考えられますが、新たに土壌汚染が発見された場合の対応については、入札公告時に示します。
183	(資料-1)業務要求水準書(案)第2章 事業の目的及び計画条件	5	37	第2章_4節_9土壌調査	公表いただいた土壌調査報告書からは想定できない新たな汚染等が見つかった場合、必要なスケジュールの見直しの協議に応じいただけるか。	スケジュールの変更は想定していません。ただし、想定できないほど大規模な汚染が発見され、対策に伴い施設の引渡しの延期が避けられない場合は、振興会との協議によります。
184	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	15	第1_2_(1)会社	当施設をSPC所在地として使用、登記することは可能か。	当施設が何を指すか不明ですが、民間収益施設内であれば可、国立劇場については不可とします。
185	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	15	第1_2_(1)会社	事業所税について、SPCを設立し本事業を実施するが、本事業はBTO方式の事業であり事業主体は貴振興会のため、事業所税は課税されない認識でよいか。	事業者に係る課税は事業者の責任で確認してください。
186	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	20	第1節_2_(6)事業者に関する事項	「事業計画にあらかじめ示された出資者であること」とは、具体的に何を意味しているのか。	出資者については、事業者が提案した事業計画にあらかじめ明記しておく必要があることを意味します。
187	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	21	第1節_2_(7)	承諾の基準についてお考えがあればご教示下さい。	No.55の回答をご参照ください。
188	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	33	第1節_3事業の実施体制に関する事項	(1)に「各業務の遂行に適した能力及び経験を有する企業が当該業務を実施していること。」とあるが、経営管理業務は構成員又は協力企業のいずれかが担うとの理解でよいか。	「実施に関する方針」第2.5.(1)④ア～カに示す業務は応募者を構成する企業(構成員又は協力企業)が実施する必要がありますが、これにSPCの経営管理業務は含まれません。しかし、SPCの経営や事業全体の統括や調整等を担うため、基本的には事業全体を把握している構成員又は協力企業が担うべきものと認識しています。
189	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	38	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	各業務の責任者の配置は任意と考えて宜しいでしょうか。もし指定がある場合は具体的な条件をご教示お願いいたします。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」において責任者の配置を求めている業務は配置が必須となります。
190	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	38	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	「総括代理人」および「総括代理人直属のスタッフ」は、 ・業務に支障が無い範囲で常駐は不要と考えて宜しいでしょうか。 ・事業期間中の通期の配置が必要でしょうか。 ・通期の場合、業務期間に応じて変更することは可能でしょうか。(例えば、建設期間は建設業務の責任者が担い、維持管理運営期間は、維持管理業務又は運営業務の責任者が担う、など) ・資格要件はなしと考えて宜しいでしょうか。(例えば、構成員、協力企業などの指定、など)	1点目については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」に示す業務を満たす限りにおいて、ご理解のとおりです。 2点目については、事業期間中にわたり必要になります。 3点目については、可能です。ただし、長期にわたって安定的な対応が可能な体制を期待します。 4点目については、ご理解のとおりです。
191	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	38	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人は「各業務を統括」するとのことですが、各業務の中に「付帯事業」は含まれない理解で宜しいでしょうか。総括代理人の担当範囲は、「第2節. 業務の概要」で定義される、「1. 国立劇場の施設整備業務」「2. 国立劇場及び国立能楽堂の維持管理業務」「3. 国立劇場及び国立能楽堂の運営業務」「5. 振興会が行う別途工事、業務への対応」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
192	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	38	第1節_4	各業務を統括し、適正かつ確実に事業を遂行する「総括代理人」を設置することとされており、本施設への常駐は任意との理解でよろしいでしょうか。	No.190の1点目の回答をご参照ください。
193	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	38	第1.4.総括代理人・総括代理人直属スタッフ	総括代理人及び総括代理人直属スタッフは施設への常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	No.190の1点目の回答をご参照ください。
194	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	39	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人やその直属のスタッフは、設計段階、施工段階、維持管理・運営段階など事業期間に応じて各々交代させることも可能か。	No.190の3点目の回答をご参照ください。
195	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	39	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	SPCの人的リスクを排除するため、総括代理人に求められる業務を構成員又は協力企業に委託することも可能か。	原文のとおり、総括代理人の配置は必須ですが、総括代理人に求められる業務について、総括代理人の管理責任のもと構成員又は協力企業等に業務委託し、遂行することは可能です。
196	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	39	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人は建物に常駐する必要はないという理解でよいか。	No.190の1点目の回答をご参照ください。
197	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	39	総括代理人	総括代理人は代表企業の社員をイメージしているか。	No.188の回答をご参照ください。なお、SPCを組成した段階において、「代表企業」としての立場や役割は定めておりません。
198	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	40	第1節_4事業者による事業の調整に関する事項	総括代理人又は総括代理人直属のスタッフは、統括責任者との兼任を不可としているが、施設整備業務完了後は兼任した方が連絡調整が円滑に進むと思われ、兼任も可能としていただけないか。	総括代理人及び総括代理人直属のスタッフは、振興会との連絡窓口となり緻密な連絡調整を行うなど、事業者による事業の調整を適切に行うことができる者で、各選定企業が受任又は請け負っている各業務を担当していない者を想定しています。よって、維持管理・運営業務全体を取り仕切る統括責任者が、総括代理人及び総括代理人直属のスタッフを兼務することは不可とします。
199	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	1	45	第1節_4_(2)事業者による事業の調整	「選定企業」とは落札した応募者に含まれる構成員及び協力企業を指すという理解でよいか。	本事業の契約に定める設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業の総称を指しています。
200	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	3	第1節_4_(5)総括代理人又は総括代理人直属のスタッフ	振興会との連絡窓口、連絡調整、振興会・事業者間の協議開催は、経営管理を超えた一つの業務であり、PFI事業の業務として位置付けていただけないか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」で規定している内容はすべてPFI事業の業務範囲です。
201	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	15	第3章_第2節事業者の経営等に関する報告	提案資料のうち、経営管理(付帯事業の事業計画・貸付料を含む)に関する提案において、付帯事業の事業計画が求められているが、事業者の経営等に関する報告で求められている事項と同様の報告は、民間収益事業者に対しては求められないという理解でよいか。 すなわち、民間収益事業者に対して求められる報告は、(資料-2)付帯事業の実施条件(案)_第2.2_(6)振興会への報告等に記載されている事項のみの報告でよいか。	ご理解のとおりです。
202	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	15	第3章_第2節事業者の経営等に関する報告	提案資料のうち、経営管理(付帯事業の事業計画・貸付料を含む)に関する提案において、付帯事業の事業計画が求められているが、事業者の財務状況には関係しない民間収益施設に係る建設工事費コスト管理計画書や維持管理・運営費コスト管理計画書といった定量的な様式の提出も求められるのか。	付帯事業の事業計画の一部としてご質問のような書類提出を求める予定ですが、詳細は入札公告時に示します。
203	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	16	第2節事業者の運営等に関する報告	「事業契約の締結後については5営業日まで、それ以外は特に定めのない限り、翌月5営業日までとする」とは、「事業契約の締結後に生じる事象に関する書類は締結後5営業日まで、それ以外は特に定めのない限り翌月の5営業日までとする」と読み替えてもよいか。	ご理解のとおりです。
204	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	16	第2節事業者の運営等に関する報告	事業者の経営等に係る書類の提出時期として、「事業契約の締結後については5営業日まで」と明記されているが、その意味するところは事業契約の締結日から5営業日以内に提出するという理解でよいか。	ご理解のとおりです。

205	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	16	第2事業者の経営等に関する報告	事業者の経営等に係る書類提出は特に定めのない限り、翌月5営業日以内までとあるが、株主総会や取締役会が月末開催となった場合 議事録作成や取締役及び監査役の捺印等に時間がかかることから翌月10営業日以内に変更を検討出来ないか。	翌月10日以内に要求水準を修正します。
206	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	28	第3章_2節_4事業者が締結する契約または覚書棟	事業者と設計会社等で締結するプロジェクト関連契約等は実務上5営業日以内に提出することは困難だ。については締結後速やかに提出することとしていただけませんか。	事業者が振興会以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合には、契約締結日から20日以内に振興会に提出することとし、要求水準を修正します。
207	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	34	第2節_4_(2)契約又は覚書等の写し	「契約締結日の10営業日まで」とあるのは10営業日前の意か。	No.206の回答をご参照ください。
208	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	35	第2節_4_(2)契約又は覚書等の写し	「事業者又は選定企業が保険契約を締結する場合を含む」とあるが、選定企業の場合は本事業に関する保険契約との理解でよいか。	ご理解のとおりです。
209	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	2	38	第2節_4_(2)契約又は覚書等の写し	事業者の経営に影響が少ないと貴会が承諾を行うにはどの程度の時間を要するのか。	契約又は覚書等の内容によって承諾を行うまでの期間は異なるため、具体的な時間を提示することはできません。
210	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	3	1	第3章_2節_5.株主総会の資料	事業者内での確認、回覧、承認作業も必要なため、提出期日は10営業日以内等に緩和していただけないか。	No.205の回答をご参照ください。
211	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	3	4	第3章_2節_6取締役会の資料	事業者内での確認、回覧、承認作業も必要なため、提出期日は10営業日以内等に緩和していただけないか。	No.205の回答をご参照ください。
212	(資料-1)業務要求水準書(案)第3章 経営管理	3	16	第3章_第2節_7_(2)中間計算書類	公認会計士等による監査を受ける必要があるのは事業年度における計算書類等のみであり、中間計算書類に関しては不要という理解でよいか。	監査済みの中間計算書類等を提出してください。
213	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	27	第2節_1_(1)_①建物高さの考え方	皇居への視界等に配慮とのことだが、具体的な規制・ルールなど、どのようなものか。	皇居内施設から複合施設が眺望されず、かつ複合施設から皇居内施設が眺望されないことを念頭に、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章_第3節_4.の建築物の高さ条件(建物高さをT.P.101.7mとし、入居者の目線の高さをT.P.96.7mと想定)を設けております。なお、【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」に目線の高さを追加します。
214	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	29	第2節_1_(1)_①地区全体の景観の形成	近隣の建物群に関する高さなど、検討を進めるうえで情報があればご教示いただけないか。	公表資料のほかには資料はございません。
215	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	29	第2節_1_(1)_①地区全体の景観の形成	近隣の建物群とはどの範囲の群を想定されているか。	事業者の判断のうえ提案によります。
216	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	29	①建物高さの考え方	「皇居への視界等に配慮する。」とあるが具体例に関してご教示頂きたい。	No.213の回答をご参照ください。
217	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	32	第2節_1_(1)_②建物配置及び壁面線の考え方	「皇居への視界等に配慮」とあるが、具体的に視界に配慮しなければならない皇居内の施設等があればご教授いただきたい	No.213の回答をご参照ください。
218	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	32	第2節_1_(1)_②建物配置及び壁面線の考え方	「皇居への視界等に配慮」とあるが、民間収益施設高層棟の皇居側に人が出入り可能なバルコニーを設けても良いか	【添付資料4-2】「敷地内高さ制限図」の範囲内であれば可能です。
219	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	33	第2節_1_(1)_②建物配置及び壁面線の考え方	「皇居への視線等に配慮」とあるが、御所への視線角度等、施設計画上の具体的な配慮で想定しているものがあるかご教示頂きたい。	No.213の回答をご参照ください。
220	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	41	第2節_1_(1)_③隣地地区も含めた景観の形成	隣接地区も含めた景観の形成に関する行政等との事前協議は可能か。	No.19の回答をご参照ください。なお、皇居及び一団地の官公庁施設の区域に隣接していること等を踏まえ、景観協議は設計段階において可能な限り早期に着手するよう、行政機関より要請を受けております。
221	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	45	第2節_1_(2)緑の連続性の確保	周辺緑化配置図や周辺外構図などご提示頂くことは可能か。	公表資料のほかには資料はございません。事業者で確認してください。
222	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	1	49	第2節_1_(3)歩行空間	現状では、北側半蔵門駅からの徒歩アクセスが最も多いと想定するが、周辺駅やバス停からの来場者数量やアクセスルートの分析資料などがあれば提示していただくことは可能か。	入札公告時に示します。
223	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	12	第2節_2地区・施設等に配慮した施設整備方針	「公的式典の場」としての品格とあるが、公的式典・具体的な内容はどのようなものか。過去の事例があれば開示して頂きたい。	これまでに行った主な公的式典としては、天皇陛下御在位記念式典、日本国際賞授賞式、東日本大震災追悼式、叙勲勲章伝達式などがあります。
224	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	17	第2.2.(1)_①皇居との関係への配慮	「隣接する最高裁判所に配慮」とあるが、最高裁判所の図面を確認することは可能か。	公表資料のほかには資料はございません。
225	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	19	①皇居との関係への配慮	「皇居からの視線に配慮した計画」とあるが具体例に関してご教示頂きたい。	No.213の回答をご参照ください。
226	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	19	第2節_2_(1)_①皇居との関係への配慮	bの皇居からの視線とは具体的に何を示すのか。	No.213の回答をご参照ください。
227	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	21	第2節_2_(1)_②近接建物への配慮	近隣の建物群に関する情報(特に西側の住宅地に対する配慮)があればご提示いただくことは可能か。	公表資料のほかには資料はございません。事業者で確認してください。
228	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	23	第2節_2_(1)_②近接建物への配慮	最高裁判所への配慮のうち、視線交錯の配慮とは、具体的に最高裁判所のどの部分との視線交錯のことかご教示頂きたい。	開口部その他施設全体に対する配慮とご理解ください。
229	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	23	第2節_2_(1)_②近接建物への配慮	最高裁判所への配慮のうち、視線交錯および高低差の配慮以外で具体的に配慮すべき事項があるかご教示頂きたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章の規定に基づく配慮が必要です。
230	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	23	第2節_2_(1)_②近接建物への配慮	cの最高裁判所との視線交錯とは最高裁判所の窓等開口部への配慮等を示すのか。	ご理解のとおりです。
231	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	2	45	第2.2.(2)_②国立劇場に相応しい建築形態等	「グランドロビーなどの来場者以外の利用も見込まれるスペースは、建物内部と外部が有機的な繋がりをもった計画」とあるが、内外を一体的に利用することを想定していると考えてよいか。	事業者の提案によります。
232	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	15	第2.3.(3)環境保全について先導的な取組の実現	SDGs他幾つか先導的な取組項目があるが、必須と考える内容はなにか？具体的な数字目標があるのか。また評価点としては割合は高いのか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、評価基準及び配点に関する事項は入札公告時に示します。

233	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	24	第2.3_(3)_①_c.	「積極的に木造化及び木質化を図る」とあるが構造を一部木造とすることも可いことか。	ご理解のとおりです。
234	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	38	第3節_1_(5)	国立劇場が専用使用する車室の位置についても提案事項と理解してよいか。	ご理解のとおりです。
235	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	49	第3節_1_(2)国立劇場の延べ床面積	合計面積の99%以上102%以下とすれば、表4-1中の「50,500㎡」と「6,000㎡」の面積配分は事業者提案によるものとしてよいか。	ご理解のとおりです。
236	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	49	1.施設の構成及び規模に係る条件(2)	「合計面積の99以上102%以下とする」とあるが、「添付資料4-5」に示された各室面積の許容値をご教示頂きたい。	可能な限り【添付資料4-5】「各室性能表」に示す室面積に近づけることとしますが、±5%程度を目安に、要求水準書を満足し、かつ機能上支障のない範囲の増減を認めることとします。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
237	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	51	第3節_1_(2)国立劇場の延べ床面積	表4-1、※2、国立劇場が専用使用する駐車場を自走式に限定する理由は何か。	不特定の利用者が想定されることから、利便性、安全性及び運用面の配慮が必要であることや、維持管理費用の削減の理由から、自走式に限定した計画としています。
238	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	3	51	第3節_1_(2)国立劇場の延べ床面積	自走式の下限値をお示しいただき、機械式駐車場との併用を再検討いただくことは可能か。	No.237の回答のとおり、自走式駐車場に限定した計画での提案としてください。
239	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	2	第3節_1_(2)表4-1 振興会の専有部分及び専用使用部分の規模	振興会の専有部分及び専用使用部分50,500㎡が示されているが、「部門」の欄に示されている部門ごとの想定面積をお示し願いたい。	【添付資料4-5】「各室性能表」に定める室面積を満たす範囲で、事業者の提案によります。併せて、No.236の回答をご参照ください。
240	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	3	第3節_1_(3)	この項目は、例えば「バリアフリー緩和面積が1000㎡」の場合、振興会の専有部分及び専用使用部分50,500㎡の上限に対し、51,500㎡としても良い、という意味と捉えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
241	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	3	第3節_1_(3)	バリアフリー緩和面積の算定には建築主事等の判断に左右される部分が多いが、提案段階で関係行政庁に協議を行うことは可能か。	容積率緩和を目的としたものではありません。緩和の対象となる面積算定の基準を取り入れた面積の算定方法を採用しているものであり、東京都容積率の許可に関する取扱い基準を参照ください。
242	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	5	第3節_1_(3)	「算定において・・・緩和の限度は考慮しない」とあるのは、バリアフリー緩和で定められている「容積の10分の1」を超えて「50,500㎡」に含めない面積を算出してよい、という意味と捉えてよろしいか。	No.241の回答をご参照ください。
243	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	15	第3節_1_(6)	「正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。」とあるが、当該車両待機スペースの用途は基本的にVIP(貴賓・国内外要人)用の車両のみを想定するものか。その他の車両の使用も想定される場合は車両種別をご提示いただきたい。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.1.(10)③をご参照ください。
244	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	22	第3.1施設の構成及び規模に係る条件_(2)_※2	劇場専用の駐車場は、地下階に二段式駐車場(ピットなし)でも不可か。	No.238の回答をご参照ください。
245	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	38	第4.3.1_(5)	国立劇場の駐車台数について、荷捌き駐車台数についても東京都駐車場条例に基づく台数分必要と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
246	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	40	第3節_1_(6)	車両待機スペースについて、想定車両の種別と台数を教示願います。(タクシー●●台程度、送迎バス●●台程度、など)	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.1.(10)をご参照ください。
247	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	4	47	第3.2_(2)配置計画の条件	演芸場の設置は、別棟での計画も可能か。	別棟の定義が不明ですが、要求水準書を満足する範囲において、事業者の提案によります。なお、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第3節.2.(3)において各劇場のロビーにアプローチできる空間としてグランドロビーを設けることとしている点にご留意ください。
248	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	1	第3.2_(3)	「各劇場のロビーにアプローチできる空間として「グランドロビー」を設け、グランドロビーから各劇場の存在が感じられるよう計画する。」とあるが、ここでいうアプローチできるとは、「グランドロビー」から屋外に出ることなく各劇場のロビーに直接アクセスできる、という認識でよいか。	ご理解のとおりです。
249	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	1	第3.2_(3)	「グランドロビーから各劇場の存在が感じられる」とあるが、各劇場のロビー空間が視認できる必要があるのか。もしくは、各劇場の個別の意匠、構えやサインなどがグランドロビーに現れている、ということでもよいのか。	事業者の提案によります。
250	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	1	第3.2_(3)配置計画の条件	「存在が感じられる」というのは、各劇場の賑わいが視認できるといったイメージか。	事業者の提案によります。
251	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	16	第3節_2_(7)グランドロビー	グランドロビーは、夜間や早朝、年末年始等以外での入場時間制限をかける予定があればくわしく教えていただけないか。	No.23の回答に記載する公的式典の開催時等に制限をかける場合があります。
252	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	25	第3節_2_(11)	首都高地下道路への近接施工に配慮した計画、とあり、参考資料4-6事前協議の概要においても、道路構造物に影響がない限りこれを認める、とありますが、道路構造物からの離隔距離や耐荷重などの条件はなく、事業者決定後に事業者が首都高道路株式会社と協議するとの理解でよろしいでしょうか。	詳細については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」をご参照のうえ、設計、施工等の各段階において、首都高道路株式会社と協議してください。
253	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	26	第3節_2配置計画の条件	「本敷地内に東西の前面道路をつなぐ車両動線を計画」とあるが、本動線は敷地内通路という理解で良いかご教示頂きたい。	ご理解のとおりです。
254	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	26	第3節_2配置計画の条件	「本敷地内に東西の前面道路をつなぐ車両動線を計画」とあるが、本動線において幅員等の規定の有無および内容をご教示頂きたい。	事業者の提案によります。車両交通量に対して適切な計画としてください。
255	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	27	第3節_2_(12)	本敷地内に、東西の前面通路をつなぐとありますが、【参考資料4-3】に示される南側の通路もしくは北側の通路のいずれかでつなぐことでよろしいでしょうか。また、地下でつなぐなど、物理的な動線が確保されることで問題ないでしょうか。	前段については、事業者の提案によりますが、来場者等のアクセス及び搬出入の利便性を考慮し、回遊性のある計画が望ましいと考えており、要求水準を修正します。後段については、事業者の提案によります。
256	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	27	第3節_2_(12)	【参考資料4-3】で示される車両・搬入動線(赤の点線)で、当該車路を利用する車両の種別(搬入用、劇場関係者、施設来訪者など、誰が利用するものか)想定をご教示願います。	【参考資料4-3】「敷地アクセス図・階層構成図」に示す車両動線は、現在の利用状況を踏まえた参考イメージとしてアクセスの一例を示しています。
257	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	31	第3.2_(15)	「新たな警察官詰所を設置する位置について、【参考資料4-4】「警察官詰所の位置について」を参考に外構計画において提案すること」とあるが必要な面積ほどの程度か。	現在の貸地面積は8.65㎡であり、同程度の規模を予定しています。
258	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	5	34	第3節_3	【参考資料4-3】に示される、敷地への車両出入口が5か所(赤の矢印)記載されるが、必須条件となりますか。警視庁協議などにより、4〜5か所の設置は困難が予想されます。代替案等での対応も可能と考えてもよろしいでしょうか。	No.256の回答をご参照ください。なお、【参考資料4-3】「敷地アクセス図・階層構成図」にとらわれず、周辺道路の状況(内堀通りのバス停、中央分離帯の開口部等)に配慮のうえ、複合施設の配置等を踏まえて提案してください。
259	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	1	第4.3.4建築物の高さ条件	「不特定多数の者が使用しない塔屋」は敷地内高さの制限を超えて良いと読み取れるが間違いはないか。	他の要求水準を満足する範囲において、要求水準に規定する敷地内高さの制限を適用しないものとします。
260	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	1	第4.3.4建築物の高さ条件	「不特定多数の者が使用しない塔屋」とは、その面積が建築面積の1/8以下のものを指すのか。	不特定多数の者が使用しない塔屋は、建築面積に関わらず、要求水準に規定する敷地内高さの制限を適用しないものとします。

261	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	敷地内の建物高さの条件について、設備機器や工作物の目隠しは高さの制限に含まれないと考えてよいか。	他の要求水準に満足する範囲において、敷地内高さの制限を適用しないものとしてします。
262	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	塔屋に関して「不特定多数の者が使用しない」のであれば規模によらず高さ制限に含まれないと考えてよいか。	他の要求水準に満足する範囲において、敷地内高さの制限を適用しないものとしてします。
263	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	建物高さに関してかつこ書きで「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等は除く」とあるが、屋上設備機器、およびその目隠し壁は建物高さに参入しないと考えるよいか。	No.261の回答をご参照ください。
264	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	建物高さに関してかつこ書きで「不特定多数の者が使用しない塔屋、工作物、メンテナンス用タラップ手摺、工作物の指定を受けない煙突等は除く」とあるが、塔屋は運用上「不特定多数の者が使用しない」のであれば規模によらず建物高さから除くと考えるよいか。	No.262の回答をご参照ください。
265	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	敷地内の建物高さの条件に関して、屋上設置の設備機器又その目隠し壁は高さの制限から除外できると考えるよいか。	No.261の回答をご参照ください。
266	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	文中にある塔屋に関して「不特定多数の者が使用しない」のであれば規模によらないと考えるよいか。	No.262の回答をご参照ください。
267	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	敷地内の建物高さの条件に関して、屋上設置の設備機器又その目隠し壁は高さの制限から除外できると考えるよいか。	No.261の回答をご参照ください。
268	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4. 建築物の高さ条件	塔屋に関して不特定多数の者が使用しないのであれば規模によらないと考えるよいか。	No.262の回答をご参照ください。
269	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4建築物の高さ条件	敷地内の建物高さについて、屋上設置の設備機器や、それらの目隠し壁については、高さの制限から除外できると考えるよいか。	No.261の回答をご参照ください。
270	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3節_4建築物の高さ条件	「不特定多数の者が使用しない塔屋」とあるが、不特定多数の者が使用しないのであれば、規模によらないと考えるよいか。	No.262の回答をご参照ください。
271	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3_4建築物の高さ条件	敷地内の建物高さの条件に関して、屋上設置の設備機器又その目隠し壁は高さの制限から除外できると考えるよいか。	No.261の回答をご参照ください。
272	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	2	第3_4建築物の高さ条件	塔屋に関して「不特定多数の者が使用しない」のであれば規模によらないと考えるよいか。	No.262の回答をご参照ください。
273	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	14	第3節_6施工計画の条件_(3)	施工時間について、夜間、土・日曜日、祝日に工事を行おうとする場合は振興会と事前に協議するとあるが、4週8閉所(4週8休ではない)で工事を計画するということか。	【添付資料4-16】「建設工事に関する留意事項」b.施工時間についてに記載のとおり、「行政機関の休日に関する法律」(昭和63年法律第191号)に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。休日に工事を行う場合は、振興会と事前に協議する。」こととしています。
274	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	14	第3節_6_(3)	土日、祝日は原則休日という理解でよろしいでしょうか。また作業時間の指定はありますでしょうか。	前段については、No.273の回答をご参照ください。後段については、近隣住民等に配慮しつつ適宜設定してください。
275	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	20	第3節_6_(6)	仮設計画立案にあたり、首都高高速道路株式会社との提案までの事前相談は可能でしょうか。不可の場合、条件等は想定でよろしいでしょうか。	前段については、提案までの事前相談はご遠慮ください。後段については、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に基づき提案してください。
276	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	22	第3節_6_(6)施工計画の条件	施工計画を検討していくうえで、【参考資料2-2】「首都高地下道路の位置図他関連資料」に加えて、高さ関係の資料を提供いただくことは可能か。	No.161の回答をご参照ください。
277	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	30	第3節_7解体撤去工事の条件	現在の振興会事務所棟を先に解体せずに、新築時の現場作業所として活用し、竣工までに解体する施工計画は認められるでしょうか。	事業者の提案によります。
278	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	6	36	第3節_7_(3)	既存杭等の処理については、事業者の提案によるとありますが、既存の地下躯体などは残置できるとの理解でよろしいでしょうか。	既存杭等の処理について、既存杭のほか、既存地下躯体、山留め壁等は含まれますが、総体として、地盤の健全性・安全性を維持するために存置するものであることが必要です。
279	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	7	17	第4節_施設計画	「官庁施設の基本的性能基準」に準拠とあるが、民間収益施設及び全体共用部に関しては摘要されないと考えるよいか。	国立劇場の専有部分及び専用使用部分に加え、共通使用部分にも適用となります。
280	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	3	第4.1._(1)地域性・景観性に関する性能	国立劇場等の再整備による外観イメージについて振興会もしくは振興会から委託している検討内容について、成果物及び議事録等をお示しいただけますでしょうか。さらに、これまでのものに加え、今後あらたに作成される分がございましたら、随時お示しいただけますでしょうか。	既委託業務による成果は【資料-1】「業務要求水準書(案)」において定めている内容であり、公表資料のほかに公表する予定はありません。
281	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	16	第4.1.(1)①.d.	隼町換気所の修景工事に関して「修景は国立劇場との景観面での調和を確保する目的で実施するものであり、国立劇場の外観や配置等に関する技術提案を制限するものではない。」とあるが、提案書において国立劇場と調和した換気所の修景の提案を含めることも可か。	換気所の修景工事については、首都高速道路株式会社が発注する設計及び工事の各段階において、国立劇場の修景としての確認等の実施を予定しており、事業者の提案によります。
282	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	23	第4.1.(1)【技術的事項】①.d.	隼町換気所の修景工事について、事業者は協議や設計業務、工事に協力するとあるが、具体的にどのような協力を行うのか。	首都高速道路株式会社が発注する設計及び工事の各段階において、国立劇場の修景としての確認等を予定しています。
283	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	23	第4節_1_(1)地域性・景観性に関する性能	隼町換気所の修景工事を予定しており、首都高速道路株が実施する工事に協力するとあるが、同修景工事に対する提案は、本事業における審査において加点要素となるかご教示頂きたい。	評価基準は入札公告時に示します。
284	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	36	第4節_2_(1)①_b環境性能評価	CASBEE について、「第三者機関による評価結果を確認できるようにする」と記載されており、一方で ZEB については「認証を取得する」と明確に書かれているが、CASBEE は事業として、認証取得までは不要であり、別途(事業外において)認証取得可能な対応まで、と理解してよいか。	ご理解のとおりです。ただし、CASBEE は認証取得は不要ですが、第三者機関による評価結果を確認できるようにする必要があります。
285	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	40	第4節_2_(1)環境負荷低減性に関する性能	建築物環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価を行い、建築物の環境性能効率が高いランクとなるよう努めるとあるが、具体的なランク指定があるかご教示頂きたい。	事業者の提案によります。
286	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	41	第4節_2_(1)①_b	CASBEEによる評価を高いランクと記載があるが、具体的なランクは想定されていませんでしょうか。	No.285の回答をご参照ください。
287	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	8	41	第4.2.(1)【技術的事項】①.b.	CASBEEのランクは具体的にどのランクを目標とすべきか。また評価点としての割合は高いのか示してほしい。	No.285の回答をご参照ください。
288	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	19	第4節_2_(2)②_j	空地率にグランドロビーを加えることができるとの記載があるが、屋内的用途でも算入することが可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

289	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	20	第4節_2_(2)_②_j_(a)	「空地率は【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に規定する数値を満足する」とありますが、この数値とは、【添付資料4-1】に記載されている「有効空地率」のことを指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
290	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	25	第4.3. 安全性に関する性能	民間収益施設が劇場等の施設を有さない場合、「3_安全性に関する性能」を満たす必要はなく、建築基準法に従うと考えてよいのか。	一体的、総合的に評価し、明らかに国立劇場側の安全性に関する性能に影響を及ぼさない場合については、ご理解のとおりです。
291	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	40	第4.3(1)【基本性能】_③_a.	水、非常用簡易トイレ、アルミブランケット等の物資及び救助用資機材などについても運営側で用意するのか。	振興会の負担で用意します。
292	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	40	第4節_3_(1)_③_a.	「2,800人(観客及び職員)分の食料、水、…保管する。」とありますが、物資及び救助用資機材の調達・更新費用は事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	41	第4節_3_(1)_③_a 非常用物資	2800人の根拠はなにか。	各劇場の観客、職員、出演者及び業務従事者の人数を踏まえ、設定しています。
294	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	41	第4節_3_(1)_③_a 非常用物資	想定した備蓄倉庫は、一か所にまとめず分散配置する計画は可能か。	災害時の利便性を確保したうえで可能であり、事業者の提案によります。
295	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	44	第4節_3_(1)_③_c.	「行政機関から協力要請があった場合及び利用者以外の帰宅困難者が支援を求めてきた場合」等、事業者が業務範囲(時間・人員・業務量等)を超えて対応した場合の増加費用については別途負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、ここでいう「支障のない範囲」とはあくまで観客の一時受け入れを最優先とすることを意味しているのでしょうか。	前段については、【資料-4】「リスク分担表(案)」に規定する不可抗力リスクとして処理することとなります。後段については、ご理解のとおりです。
296	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	10	45	第4節_3_(1)防災性に関する性能	利用者以外の帰宅困難者に対する支援としての備品等の備蓄は不要と考えてよいのか。	ご理解のとおりです。
297	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	11	14	3.(1)技術的事項②	建築物の地震力に対する耐震性について、制振・耐震・免震構造のいずれの選択が可能と読み取れるが、審査においては評価基準を示していただきたい。(一般論として、免震構造はインシャルコスト高であるものの、地震時の居住性他で優位であり、その選択は発注者意向に委ねられるため、何らかの指針等を示していただきたい。)	評価基準は入札公告時に示します。
298	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	11	24	第4.3.(1)_②_a_(b) 極めて我に発生する地震動:レベル2	採用すべき極めて稀に発生する地震動(サイト波)のデジタルデータを提供していただけないか。	公表資料のほかには資料はございません。要求水準、貸与する資料及び必要に応じて事業者自ら行う本敷地内の地盤調査結果から、事業者で作成してください。
299	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	11	43	第4節_3_(1)_②_c.(a) 制振・耐震構造の場合	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制震・免震)によらず、大臣認定の取得は必要か。	必要となります。
300	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	11	47	第4節_3_(1)_②_c.(a)(ウ)	構造計算については、大臣認定を取得するとありますが、民衆施設が高層建築物の場合、超高層建物についての取得の想定でしょうか。劇場単体での取得を想定されているのでしょうか。高さ60m未満の建物(構造的にEXP.Jで分離)で耐震構造とする場合、ルート3等の静的な設計手法としてよろしいでしょうか。	国立劇場の構造計算については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第4節.3.(1)によります。これを満足する範囲において、民間収益施設については事業者の提案によります。
301	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	11	47	第4節_3_(1)_②_c.(a)(ウ)	「構造計算については、大臣認定を取得する。」とありますが、これは計画建物高さが60mを超える超高層建物の場合に限りと考えてよろしいでしょうか。また、超高層建物に当たらない場合、時刻歴応答計算は不要とし、構造体の耐震安全性分類は添付資料4-4を参照してⅡ類と考えてよろしいでしょうか。	No.300の回答をご参照ください。
302	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	12	9	第4節_3_(1)_②_c.(a)_表	制振構造の場合、制振部材を考慮するかしないかで層間変形角を別々に設定すること、また杭・基礎はレベル2において終局耐力以下を目標とすることが一般的ですが、本案件でもそのように考えて宜しいでしょうか。他に耐震に関する性能Ⅱ類の要求性能以上のものがあればご指示ください。	前段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第4節.3.(1)②c.(a)において、制振構造・耐震構造の場合、地上階(地下階より上層の階)については「レベル2 層間変形角:1/100以下」、基礎構造(基礎及び杭)については「レベル2 短期許容応力度以内」としてありますが、制振構造の場合は「架構から制振部材を除いた状態において層間変形角1/100以下となることを確認する」としており、これらを満足する必要があります。後段については、【資料-1】「業務要求水準(案)」のとおりです。
303	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	12	17	第4節_3_(1)_②_c. 耐震性能の目標	制振構造の場合、制振部材を考慮したときのレベル2の層間変形角の規定は、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説「公共建築協会」のⅡ類の準拠し1.25倍として、1/125rad程度としてよいのか。	制振構造とした場合の層間変形角について、1/125程度とすることは可能です。なお、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1章.第2節.により事業者が提案した事業計画が要求水準を上回るものについては、要求水準の一部として扱います。
304	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	12	38	第4節_3_(1)_②.(b) 免震構造の場合	要求水準の耐震性能を満たす前提で、制振および免震の採用有無は公募選定審査において加点要素となるか、制振および免震にて加点数が異なるかご教示頂きたい。	評価基準は入札公告時に示します。
305	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	12	44	第4節_3_(1)_②_c.(b) 免震構造の場合	60m未満の場合で、構造種別(耐震・制震・免震)によらず、大臣認定の取得は必要か	No.299の回答をご参照ください。
306	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	13	6	第4節_3_(1)_②_c.(b)_表	免震構造の場合、免震層の設計用層せん断力係数は応答解析結果に準じて0.10程度を目標にすること、またレベル2において免震部材に生じる引張力を1N/mm ² 以下まで許容することが一般的ですが、本案件でもそのように考えて宜しいでしょうか。他に耐震に関する性能Ⅱ類の要求性能以上のものがあればご指示ください。	前段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第4節.3.(1)②c.(b)において、免震構造の場合「設計用せん断力係数は0.15以上」、「免震部材に引張力が生じないこと」としています。後段については、【資料-1】「業務要求水準(案)」のとおりです。
307	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	13	42	第4節_3_(1)_②.f. その他の耐震性能	「特別高圧(22kV)2回線(本線・予備線)を引込み受電する」とあるが、本線・予備電源線ではなく、本線・予備線との理解で宜しいかご教示頂きたい。	ご理解のとおりです。なお、詳細については、契約後東京電力パワーグリッド株式会社との協議となります。
308	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	13	46	第4節_3_(1)_②.f. その他の耐震性能	「重要機器に対して電力供給が途絶しない計画」とあるが、想定している重要機器(AC-GC回路とする機器)をご教示頂きたい。	関係法令等に定めのある機器類、電話交換装置、中央監視装置、監視カメラ、通信機器、給水ポンプ、排水ポンプ及び【添付資料4-5】「各室性能表」に記載の事業継続に必要な機器です。
309	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	13	46	第4節_3_(1)_②.f. その他の耐震性能	法定点検時においても電力供給が途絶しないようにすべき対象室および機器について、要求水準書記載以外のものがあればご教示頂きたい。	特高受変電設備は、通常業務を行いながら特高受変電機器の保守点検や電力需給用計器用変成器の交換などができる構成としてください。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
310	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	15	11	第4節_3_(1)_⑥_a. 構造体	過去のデータ等と用いて適切に風圧力の設定をできる場合はシミュレーションを用いて計画することによりか。	関係法令等により適切に対応してください。
311	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	16	26	第4節_3_(2)_③ マンホールトイレ	マンホールトイレの具体的な設置個数、設置予定場所の想定はあるか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.2.(3)⑧i.の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
312	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	19	37	第4.5.(1)_②_a.(d) 間仕切壁及び天井	避難安全検証法を使用する場合は、間仕切り等を変更する都度、事業者が安全検証を行うとあるが、大臣認定を取り直すことになった場合の費用は誰が負担するのか。	間仕切り等の変更が本事業に付随するものであれば事業者の負担となりますが、振興会が行う間仕切り変更等による場合は振興会の負担となります。
313	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	19	40	第4.5.(1)_②_a.(d) 間仕切壁及び天井	事業者の責によらない事業期間中の間仕切等の変更について、安全検証等にかかる費用の負担は起因者によるものか。	No.312の回答をご参照ください。
314	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	21	7	第5.1.(3)_⑧	「既存施設の各部材(舞台で使用している木材等)の再利用を検討する」とあるが、たとえば舞台周りの部材が再利用すべき価値がある来歴の部材であるか、改修および交換の履歴情報などはあるか。	公表資料のほかには資料はございません。来歴に関わらず、再利用をご検討ください。なお、既存施設の舞台で使用している木材は、要求水準で規定する床面材質と同等です。
315	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	21	18	第5.1.(5)_① 共通	仕上げ材は「仕上げ様凡例」に示すものと同等以上、とあるが、たとえば天然木が表記されている部位であっても、機能上必要な箇所については、別素材を使用しても可であるか。	【参考資料4-9】「仕上げ様凡例」に示すものと同等以上の材料とすることとしたうえで、事業者の提案によります。

316	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	22	19	第5節_1_(5)_③_k	「絵画等リスト」に記載する絵画等は、グランドロビー等に設置するとありますが、それらの絵画等の原位置から保管場所までの移転、一時保管、保管場所から新設置場所までの移転は本業務内容に含まれますでしょうか。また、含まれる場合、移転費や一時保管にかかる保管費は、事業費のうち、施設整備費(施設費)の扱いになりますでしょうか。	業務内容及び事業費には含まれません。
317	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	22	24	第5.1_(5)_④天井	「梁型、各種設備機器(目的上隠蔽することができない設備機器を除く。)及びその横引き配管は、天井内に隠蔽する」とあるが、天井面をルーバーなどスケルトン天井とすることは可能か。	天井の仕上げは【参考資料4-9】「仕上仕様凡例」に示すものと同等以上の材料としたうえで、機能性、ほこり等の汚れ、維持管理等に配慮し提案してください。
318	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	23	20	第5.1_(6)_①共通g_(f)	保守管理に利用する屋上出入口等は二重扉としないことよいか。	ご理解のとおりです。
319	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	23	20	第5.1_(6)_①共通g_(f)	屋上出入口には風除室は設置しなくてよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.1.(6)①g.(f)のとおり、日常的に使用する出入口には、風除室を設ける必要があります。
320	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	24	4	第5.1_(6)_③_d.	「来場者等が入り出るエントランスの建具はステンレス製又は同等以上」とあるが、ステンレス枠のガラス建具またはステンレス製の建具に木質仕上げとすることは可能か。	事業者の提案によります。部位の特性を把握したうえで、耐久性や維持管理に配慮し提案してください。
321	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	24	8	第5.1_(6)_④窓a.	視線等に対する配慮が必要な場合は適切な処置を講じることとあるが、具体的にどのような配慮が必要か。	事業者の提案によります。
322	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	24	44	第5.1_(8)施設看板	「メインの館名サインは内照式とし、内堀通りの皇居側を通る歩行者から十分に視認可能な大きさを確保する。デザインや配置等については振興会と協議する。」とあるが、西側からのアプローチには館名サイン不要か。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第3節.2.(4)において、西側からの来場者動線に配慮することとしており、事業者の提案によります。
323	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	6	第5.1_(9)_①共通事項_d.	「多言語化」とあるが、例えば英語・中国語など必須の言語は何か。具体的な言語の種類と数を示してほしい。	英語の併記は必須とし、その他の言語については「観光立国実現に向けた多言語対応の強化・改善のためのガイドライン(平成26年3月、観光庁)」を参考に、協議により決定することとします。
324	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	9	第5節_1_(9)_①共通事項	施設名称および各劇場名称やロゴデザインについては、振興会と協議のうえ決定とあるが、本公募提案における提案は必要となるか、また、審査における加点要素となるかご教示頂きたい。	評価基準は入札公告時に示します。
325	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	20	第5節_1_(9)_②_d	誘導サインについて、新たなデザインを提案する、とありますが、入札対象には、誘導サインの作成及び設置までは含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
326	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	20	第5節_1_(9)_②_d	「半蔵門駅及び永田町駅からの誘導サインについて、新たなデザインを提案する。」とありますが、作成及び設置は事業者の業務範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
327	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	20	第5.1_(9)_②_d	既存の誘導サインを差し替えるという認識で良いか。	No.325の回答をご参照ください。なお、既存のサインの差替えを想定していますが、詳細は設計段階において協議することとします。
328	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	32	第5.1_(9)_③総合案内板_e.	「触知図等の装置」とは、音声により情報を認知させる装置ということで良いか。	ご理解のとおりです。視覚障害者の利便性に考慮し、事業者の提案によります。
329	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	25	51	第5.1_(9)_⑥その他のサイン_d.	マルチサインを用いて表示することが可能な設備とは具体的にどのようなものか。	公演のポスターや短い映像の表示、館内の飲食店舗や展示の案内、館内地図とタッチパネル操作による多言語対応した情報表示等を想定していますが、事業者の提案によります。
330	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	9	第5.1_(10)_①共通	大型バス駐車スペースは地下への配置を提案することは可能か。	地上の平面駐車場として計画してください。
331	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	10	第5節_1_(10)_①_b.	車両待機スペース、大型バス駐車場、身体障害者用駐車場につき「地上平面駐車場として計画」とあるが、地上に計画することは必須要件か。	ご理解のとおりです。
332	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	10	地上平面駐車場	「地上平面駐車場」とは、屋根のない屋外の駐車場という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
333	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	12	第5節_1_(10)_①共通	「(a)車両待機スペース :5台」とあるのは、第3節_1_(6)に「正面側に設けたエントランスの見通しの良い位置に、車両待機スペースを確保する。」と記されたものと同じと理解してよいか。	ご理解のとおりです。
334	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	12	第5節_1_(10)_①共通	「(a)車両待機スペース :5台」及び「(c)身体障害者用駐車場:2台」とあるが、同ページ下段③には「車両待機スペースを5台以上確保する。うち、2台以上は身体障害者用駐車場として利用できる仕様とする。」とある。身体障害者用駐車場2台以上を車両待機スペースの要求台数に含めて5台以上を確保するものとして計画してよろしいか。	ご理解のとおりです。
335	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	13	大型バス	上記「過去の大型バス」の駐車台数には、「停車」は含めないという理解で良いか。	質問の趣旨が不明ですが、大型バスの駐車台数には停車は含めません。
336	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	13	大型バス	「大型バス駐車スペース」を12台見込むとのことだが、そのスペースにおける1日当たりの大型バスの利用率・占有率についてご教示頂きたい。	【参考資料5-3-1】「駐車場利用状況」をご参照ください。
337	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	26	45	第5.1_(10)_②公用車庫	公用車とは振興会の理事長用という認識で良いか。	振興会職員も使用します。
338	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	7	第5.1_(11)_①	「屋外に来場者、職員等の駐輪スペースを平置きとして20台以上確保する」とあるが、来場者と職員を別々の位置に設けて合計20台としてもかまわないか。	事業者の提案によります。
339	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	7	第5節_1_(11)_①	「屋外に来場者、職員等の駐輪スペースを平置きとして20台以上確保する。」とありますが、②のサイクルポートと同様に屋根なしでもよいという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
340	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	8	第5節_1_(11)_②サイクルポート	サイクルポートの修繕についても事業範囲外という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
341	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	第5節_1_(13)敷地内貸地スペースの確保	敷地の一部に警察官詰所スペース等を確保する際に、当該スペースは事業者が振興会様から借地する対象に含まれるか。それとも事業者が敷地全体を借地して、それぞれの使用者に転借地することになるか。	振興会が使用者に対して貸地することを予定しています。
342	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	第5節_1_(13)敷地内貸地スペースの確保	警察官詰所スペースについて、事業者が敷地全体を借地してそれぞれの使用者に転借地する場合、無償での転借地という理解でよいか。	No.341の回答をご参照ください。
343	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	警察詰所	警察詰所は基準法上の建築物か工作物か。	特定行政庁の判断によります。併せて、No.344の回答をご参照ください。

344	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	警察詰所	警察詰所は、独立した建屋の場合、建築物として確認申請が発生すると思われるが、必用な行政協議・手続き等、確認申請や工事に関しては詰所設置者が行うことでよいか。また用途上不可分な施設として、隣地境界線は発生しないと考えてよいか。	詰所設置者が設計、施工及び維持管理(各段階において必要となる申請等を含む。)を行うこととなります。付随する行政協議も、詰所設置者が行います。
345	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	警察詰所	警察詰所の想定規模(平面形及び高さ)及び仕様をご教示ください。	詰所設置者が設計、施工及び維持管理(各段階において必要となる申請等を含む。)を行うこととなります。
346	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	警察詰所	警察詰所に自動車置場や自転車置き場等は必要でしょうか。必要な場合、車種や台数をご教示下さい。	必要ありません。
347	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	第5節_1_(12)敷地内警察官詰所スペースの確保	敷地内警察官詰所について、再整備後に必要な規模・仕様・位置をご教示頂きたい。	No.345の回答をご参照ください。また、設置位置については【参考資料4-4】「警察官詰所の位置について」を参照のうえ、事業者の提案によります。
348	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	13	第5節_1_(12)敷地内警察官詰所スペースの確保	敷地内警察官詰所の移設時期・完成時期の規定があればご教示頂きたい。	事業者から提案される施設計画、工程計画等により、詰所設置者と協議することとなります。
349	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	14	第5節_1_(12)_①	警察官詰め所の設置を予定している位置が示されていますが、本事業で整備する施設と一体的に計画することは可能でしょうか。もし可能な場合、維持運営の費用負担はどのように考えるべきでしょうか。	No.345の回答をご参照ください。
350	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	17	第5節_1_(12)敷地内警察官詰所スペースの確保	敷地内警察官詰所スペースで勤務される警察官の人数及び目的、時間を教示ください。	詰所設置者において必要な警備を実施しています。
351	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	18	第5節_1_(15)_①	中型車3台の駐車する貸地スペースを確保することですが、この中型車3台分の車両及び利用者のアプローチ動線は、直接道路からアプローチできるような計画にしなければならないでしょうか。	国立劇場の車両動線との共用も可能であり、事業者の提案によります。
352	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	18	第5節_1_(13)_①	「貸借用の中型車」とは具体的に誰から誰への貸借、貸地となるのでしょうか。事業者が実施すべき内容は何かでしょうか。	振興会から関係者への貸借を予定しています。これらのスペースを確保したうえで、外構計画の提案をしてください。
353	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	18	第5節_1_(13)_①敷地内貸地スペースの確保	貸借用の駐車場貸地スペース迄の動線は新しい国立劇場の車両動線を共用するという理解でよいか。	区道169号からの車両動線も可能であり、事業者の提案によります。
354	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	18	第5.1_(13)敷地内貸地スペースの確保①	貸借用の中型車3台を駐車する貸地スペースを設置することとあるが、近隣者などに貸与しているのか。	関係者への貸与を予定しています。
355	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	21	第5節_1_(14)_①	「本事業敷地の歴史的経緯(かつて国立劇場の敷地に日枝神社の参道が位置していた。)を示す説明板(碑)を内堀通り側に設置できる外構計画」とありますが、ここに説明版を設置する予定になった理由や経緯をご教示いただけますでしょうか。	説明板(碑)の設置は本事業外となります。
356	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	21	第5節_1_(14)_①	「本事業敷地の歴史的経緯(かつて国立劇場の敷地に日枝神社の参道が位置していた。)を示す説明板(碑)を内堀通り側に設置できる外構計画」とありますが、敷地内の設置予定位置をご教示ください。	内堀通り側としますが、詳細な位置は事業者の提案によります。
357	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	21	第5節_1_(13)敷地内貸地スペースの確保	本スペース(新たな警察官詰所含む)の維持管理・修繕(警備業務の交通誘導含む)は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
358	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	24	1.(15)①	隼町換気所の外壁改修等の修景対応への提案は、本審査の評価に含まれるのか確認したい。	評価基準は入札公告において示します。
359	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	24	第5節_1_(14)説明板(碑)の設置	説明板(碑)の維持管理も事業範囲には含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
360	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	25	第5節_1_(15)_①	首都高速道路株式会社様が今後予定している隼町換気所の外壁改修等の内容について、振興会様にて既に把握されている内容がありましたらご教示下さい。	公表資料の内容がすべてです。
361	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	27	第5節_1_(16)①_f 夜間車両駐車	夜間の出入について、敷地出入口での進入規制は想定されているか、あるいは駐車場の出入りを規制する想定か。	通常時は制限は想定していませんが、駐車場の出入りを制限可能な仕様を提案してください。
362	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	27	27	第5節_1_(16)①_f 夜間車両駐車	夜間の出入について、規制方法は防犯カメラ設置での対応も可能か。	事業者の提案によります。
363	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	28	33	第5節_1_(16)⑨_f	「移植する既存樹木のリスト」とありますが、施設計画上や工事計画上、支障が無ければ、移植せずに、そのまま原位置に残すことも可能でしょうか。	可能であり、事業者の提案によります。
364	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	28	35	_(17)メンテナンス用ゴンドラ等	「ゴンドラ等を整備」とあるが、外部のメンテナンスが安全かつ効率よく実施できることを前提に、箇所に応じてゴンドラ以外の対応も検討可能という理解宜しいかご教示頂きたい。	ご理解のとおりです。
365	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	28	35	(17)	ゴンドラの設置とあるが、民間収益施設と兼用と考えてよいか。	事業者の提案によります。
366	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	29	22	第5.2_(1)共通事項_⑩	各設備は原則として振興会施設用と民間収益施設用とで個別に設置するのとあり、特高受電設備等個別に設置できない大型機器については振興会と協議のうえ決定するとあるが、個別設置が可能な機器類については、利用効率、省エネルギー性に関係なく個別に設置が必要との考えでよいか。	国立劇場に係る機器類については、利用効率、省エネルギー性、維持管理等を考慮したうえで、事業者の提案によります。
367	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	30	1	(2)電気設備	「通信ケーブルの引込みは複数の通信事業者の通信線を引き込む」とあるが、各キャリアで兼用のケーブルも検討可能かご教示頂きたい。	事業者の提案によります。
368	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	30	13	第5.2_(2)_①共通事項_k.	導入時点で高水準の仕様とするところがあるが、入札時には見込めないため、入札時点での高水準の仕様とし、導入時点で仕様が高くなれば変更増減の対象と認識してよいか。	導入時点で高水準になるように計画してください。
369	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	31	22	第5節_2_(2)_①電気自動車の充電スポット	「だれもが利用できる電気自動車の充電スポット」については課金を想定されておりますでしょうか。その場合の料金の扱いについてご教示ください。	公用車を除き課金します。料金については、振興会が定めます。料金収受方法については、利用者の利便性に配慮して、料金収受の方法を設定し、利用者から収受した料金は、事業者の責任において徴収・管理し、振興会に納付することとします。
370	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	31	36	第5節_2_.(2)_②_r.	「r. 商用電源停止時においても自家発電装置により、国立劇場に電源供給ができるものとする。」とあるが、避難所利用としての電源確保と考えてよろしいか。	国立劇場の事業継続を踏まえた計画としてください。
371	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	31	36	第5.2_(2)_②電力設備_r.	商用電源途絶時にも電源供給可能な計画とあるが、供給可能な時間数の指定など、詳細を開示いただけないか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.2.(2)⑤をご参照ください。

372	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	32	8	第5節.2.(2)③g.	「g. 高圧変電設備は、振興会施設、各劇場施設、各劇場機器及び民間収益施設の用途ごとに変電設備を設置し、同一電気室内に2以上の用途の変電設備を設置する場合には、分割して設置する。」とあるが、構成の変更は可能か。	用途ごとを基本としますが、構成を変更する場合は振興会との協議によります。
373	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	32	35	第5節.2.(2)③r.	「r. 劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置する。」とあるが、一般動力と空調用動力は統合可能か。	用途ごとを基本としますが、統合する場合は振興会との協議によります。
374	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	32	35	第5節.2.(2)③r.	「r. 劇場施設の変電設備に設置する変圧器は、一般用電灯、一般用動力、調光用電灯、舞台照明用、舞台音響用、吊物機構用、舞台機構用及び空調用動力の用途ごとに分けて設置する。」とあるが、発電機系統においても同様か。	No.373の回答をご参照ください。
375	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	32	52	第5節.2.(2)⑤発電設備	燃料の補充の考え方について、下記の認識でよろしいでしょうか。 ①発電設備の保守点検で運転したことにより燃料が減った分の補充:事業者負担 ②災害等緊急時に発電設備を運転した場合の燃料が減った分の補充:振興会	①②とも、振興会が支給することとします。
376	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	1	第5節.2.(2)⑧_e	別途、振興会が整備するLAN(振興会専用有線・無線LAN)の概要をご教授ください。	No.8の回答をご参照ください。
377	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	21	第5.2.(2)⑧構内情報通信網設備_j.	中継車の具体的な台数としては何台か。	7台程度を想定しております。
378	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	35	第5節.2.(2)⑨_e. モバイル内線電話システム	モバイル内線電話システムのデバイス(携帯電話、PHS、スマートフォン)の初期調達及び更新は振興会の実施範囲という理解でよろしいでしょうか。	初期調達は本事業の対象です。更新については、振興会が別途調達します。
379	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	46	第5節.2.(2)⑩_a	携帯電話会社(移動体通信事業者)の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する、とありますが、対象とするキャリアを具体的にご教授ください。	現時点での携帯電話事業者(移動体通信事業者)は4社と認識しております。
380	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	46	第5節.2.(2)⑩_a	携帯電話会社(移動体通信事業者)の全キャリア、全機種が国立劇場内で十分受信可能な状況となるよう配慮する、とありますが、携帯不感知設備を設置するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
381	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	34	47	第5節.2.(2)⑩_a	携帯電話会社の全キャリアとありますが、想定されていますキャリアをご教示ください。	No.379の回答をご参照ください。
382	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	35	10	第5.2.(2)⑩携帯電話設備_f.	通信抑止装置は建物完成後に発売される携帯電話等の新機種にも対応できるようにとある。現状想定できるものは見込むが、明らかに見込みが困難なものは変更増減の対象という認識で良いか。	携帯電話等の新機種への対応については、完成・引渡し時の直前で判断することになりますが、業務計画書等において対応機種等について、協議・確認し対応願います。完成・引渡し後の対策については、振興会が別途対応します。
383	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	35	23	2.(2)⑩_b.マルチサイン(デジタルサイネージ等)	デジタルサイネージの機器設備及びコンテンツの更新について頻度や費用負担はどのようにお考えか。	【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」の案内表示盤システム(GD)及び【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」第2 4.(2)④g.のとおりとします。
384	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	35	27	第5.2.(2)⑩_b. マルチデザイン(デジタルサイネージ等)_b)	個々の具体的な設置数について、「～以上」とあるが、見込む時点では「2以上」であれば「2」を見込み、増減があった場合に、協議という認識で良いか。	要求水準に定める数量は最低限の数量を示すものであり、来場者の利便性を考慮し提案してください。
385	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	35	30	第5節.2.(2)⑩_b.(c)	チケットシステムは別途工事と考えて良いか。	チケットシステムについては、【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」をご参照ください。
386	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	37	41	第4.5.2.(2)⑩監視カメラ設備	HDDのミラーリングの記載があるが、そのレベルをご教示頂きたい。	事業者の提案によりますが、OS領域については「RAID 1」以上、録画領域については「RAID 6」以上の性能となるようにしてください。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
387	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	38	27	第5節.2.(2)⑩駐車場管制設備	駐車場管制設備としてカーゲート等を設置とあるが、画像認証システム等によりゲートバーを省略する計画を提案することは可能か。	事業者の提案によります。
388	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	38	29	第5.2.(2)⑩駐車場管制設備_c.	駐車場料金体系を5つ以上に分類とあるが、具体的にいくつ必要か。	①職員・関係者(有料)、②出演者・研修講師(無料)、③一般来場者(利用に応じて割引)、④その他、⑤民間施設利用者(提案)の5つを想定しています。
389	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	38	41	第5節.2.(2)⑩_g. 割引処理	「駐車券受付処理装置で、料金体系に応じた割引処理」とありますが、振興会が現在想定している条件、割引金額等仕組みについてご教示ください。	No.388の回答をご参照ください。
390	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	38	43	第5.2.(2)⑩駐車場管制設備_k.	駐車場管制設備について、ナンバー読み取り機能など見込むのか否かなどで、金額に大きな開きが生じる。見込むにあたって詳細仕様を示していただけませんか。	No.387の回答をご参照ください。
391	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	39	6	第4.5.2.(2)⑩防犯・入退室管理設備	ICカードの種類は指定はあるかご教示頂きたい。(例:Felicaなど)	【添付資料5-3-2】「ICカード作成業務に係る要求水準」をご参照ください。
392	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	40	1	第5節.2.(2)⑩防犯・入退室管理設備_l	設置されたピープルカウンターの集計情報を確認する管理用端末装置ですが、設置予定場所を考慮すると振興会が管理する、民間事業者は振興会から集計情報をもらうという理解で良いか。	集計情報については、事業者が国立劇場の維持管理・運営に必要な不可欠と振興会が判断した場合等に限り情報提供する予定です。詳細については、業務計画書等において確認することとなります。
393	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	41	36	第5節.2.(2)⑩警察用無線設備	警察用無線設備の機器配線は別途工事と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
394	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	42	7	第5節.2.(2)⑩警察テレビ設備	警察テレビ設備の機器配線は別途工事と考えて良いか。	ご理解のとおりです。
395	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	42	8	第5.2.(2)⑩警察テレビ設備_a.	テレビ中継車の駐車位置とはbで記載しているものと同じものか。	ご理解のとおりです。なお、大型バス駐車スペースを【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.2.(2)⑩b.に規定する位置に設置する場合には、兼用することも可とします。
396	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	42	27	第4.5.2.(3)①共通事項	ダクト材質は原則として金属製の指定があるが、吹出口付近に消音機能を兼ねた金属製以外のダクトを使用してもよいかご教示頂きたい。	事業者の提案によります。
397	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	43	53	第5節.2.(3)②_w 保管庫等	各収蔵庫に収められる収蔵品の詳細を開示いただけないか。	現在の収蔵品は以下となります。 図書(単行本、逐次刊行物、筋書・番組、台本、上演資料集)、写真(ポジ、ネガ、ディスク、紙焼き)、映像(映画フィルム、録画テープ)、音声(録音テープ、レコード、CD)、印刷物(チラシ、ポスター)、資料(文献、人形、番付、版画、黒御簾附帳、照明プラン、衣装図鑑)、絵画、その他
398	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	44	5	第5節.2.(3)②_z 空気調和設備	室内温湿度条件の相対湿度数値について、上下限値の制限はないとの考えでよいか。	ご理解のとおりです。
399	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	44	5	第5節.2.(3)②_z 空気調和設備	室内温湿度条件の対象室について、トイレ、倉庫等にて温湿度条件の指定があるが、添付4-5各室性能に空調設備対象外となる室については各室性能条件を優先し、空調設備設置不要との考えでよいか。	ご理解のとおりです。なお、省エネルギー性能向上や空調システム構築により必要となる場合は、事業者の提案によります。

400	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	44	5	第5節_2_(3)_②_z 空気調和設備	室内温湿度条件の対象室について、民間収益施設については事業者の提案によるものと考えてよいか。	ご理解のとおりです。
401	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	45	3	第5節_2_(3)_②_aa	サーバー室の空調は、第4章_第4節_施設計画(基本的性能)に示す室内環境性のうち、熱環境性能について下表の温湿度条件を目標値とする、とありますが、想定サーバー容量をご教授ください。	【添付資料4-7-9】「事務管理各室の性能特記事項」『Z-11』のサーバー用電源盤容量をご参照ください。
402	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	46	38	第5節_2_(3)_⑤_h	電気設備で設置する中央監視装置から出力されるe.で必要な計測データをネットワーク経緯湯で入出力できるものとする、とありますが、これは建物外の維持管理者等とネットワークで接続させるという理解でよろしいでしょうか。	電気設備で設置する中央監視装置と機械設備で設置する中央監視装置の間でデータの相互連携ができるようにするものをご理解ください。
403	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	47	8	第5節_2_(3)_⑥_便座除菌クリーナー	便座除菌クリーナーは衛生消耗品に含まれ、振興会の負担という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
404	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	47	29	第5節_2_(3)_⑦_給水設備_f.	備蓄水として上水30 m ³ 以上、トイレの洗浄水等に利用する雑用水50 m ³ 以上を確保とあるが、それぞれ上水30m ³ 、雑用水50 m ³ を見込み、それを超える部分は変更増減の対象という認識でよいか。	要求水準に定める水量は最低限の水量を示すものであり、整備する水量については事業者の提案によります。
405	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	48	23	第5節_2_(3)_⑩_d 消火設備	スプリンクラー放水時を想定し、放出水が他に影響をおよぼさないように排水できる仕組みとするがあるが、放出量が多くなる大部屋を対象とし排水目皿を設置するの考えでよいか。	事業者の提案によります。
406	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	48	36	第5.2.(3)機械設備_⑩_消火設備_h.	不活性ガス消火設備に関して、消火剤噴霧時に特段の配慮が必要な収納物があれば条件等について具体的に示していただけませんか。	特段の配慮を要するものは想定していませんが、機器及び収納物に影響を与えないものとしてください。
407	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	48	48	第5節_2_(3)_⑫_a 排水再利用設備	雑排水、厨房排水等を処理できるものの採用について検討を行う。また汚水の排水処理設備の採用についても検討を行うとあるが、排水再利用設備の設置は必須でないとの考えでよいか。	事業者の提案によります。
408	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	49	18	第5節_2_(3)_⑭_a 生ごみ処理設備	生ごみ処理設備を設置する場合は施設整備の計画と消費者に対する廃棄物発生情報の提供等を行うとあるが、生ごみ処理設備の設置は必須でないとの考えでよいか。	事業者の提案によります。
409	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	49	36	第5.2.(3)_⑯_エレベータ設備_d.	自動的に運転速度を変更とは具体的にどのようなことか。	可変速運転を例示として記載していますが、運転モードを変更することにより効率的な運転が可能となるものとしてください。
410	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	51	22	第5節_3_(2)_①_遮音計画	「a.工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。」とあるが、測定者・測定時期・方法等により、測定結果に大きなバラツキが生じる可能性があるものと思われる。バラツキが生じないような、具体的な測定条件を示してもらえないか。(曜日・時間帯・天候の指定、測定するヘリコプターの機種・飛行高度の設定など) また、ヘリコプター以外の航空機、街宣車、落雷など、遮音計画の対象となる騒音・振動源があいまいとなっている。具体的な対象項目と除外項目を明確化してもらえないか。	騒音・振動測定における具体的な条件設定は、事業契約後、計画段階において振興会と協議のうえ決定するものです。
411	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	51	22	第5節_3_(2)_①_遮音計画	「a.工事等に先立ち、敷地における騒音・振動測定を行ない、施設の遮音計画の検討を行う。」とあるが、(特に、高速道路・地下鉄の騒音・振動測定にあたり、)既存建物地下部分に、一定の期間(データの時間・曜日・繁閑期、地下鉄レールのメンテナンス状況その他による騒音・振動の変動をまれなく測定するための期間)、測定のために立ち入ることが可能と考えてよいか。	解体工事着手前の段階においては、振興会と協議のうえ、公演等の運営に支障がない範囲で立入り可能とお考えください。
412	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	51	27	3.(2)①c.	劇場及びその関連施設は同時使用にあたって支障のないよう、騒音・振動の影響がないよう、とあるが、各劇場が同時使用の状態(演目上演中)で、②室内騒音防止計画の静けさ(大劇場・小劇場ともNC-20以下)を満足する必要があるのか確認したい。 その場合、例えば伝統芸能である和太鼓上演を想定すると、各劇場に高性能遮音構造を採用しても、上記条件を確実にクリアするのは厳しいと考えるため、特に騒音・振動影響の多大な和太鼓上演など、各劇場における同時使用の条件を提示いただきたい。	各劇場の同時使用時に大劇場・小劇場ともNC-20以下を満足する必要がありますが、その際に各種騒音の合成を考慮する必要はありません。この点を踏まえ、要求水準を修正します。併せて、No.619の回答をご参照ください。
413	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	51	37	第5節_3_(2)_②_a	大劇場及び小劇場内の静けさは運用状態でNC-20以下、演芸場はNC-25以下とするが、外部からの音の侵入については、それぞれ1ランク上位の数値を基準とする、とありますが、外部からの音の侵入は、屋外からの音の侵入という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
414	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	51	52	3.(2)③c.	既存国立劇場の響きの評価について、具体的な測定データ等をご教示頂きたい。	入札公告時に示します。
415	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	53	14	第6節_1各劇場共通事項	各劇場とも、芸能の公演だけでなく、公的式典に用いられる、とあるが、それぞれ各劇場では具体的にはどのような式典を考えているのか。	No.223の回答をご参照ください。
416	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	55	21	第6.1_(2)_①_全般_b.	「導入時において最新の機器等を選定し」とあるが、入札時の最新機器を想定する一方で、技術革新等で変わる場合は変更増減の対象という認識でよいか。	No.368の回答をご参照ください。
417	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	58	25	第6節_1_(5)_①_g.	「舞台間の扉の有効開口寸法は幅4m、高さ7m以上」とあり、一方で添付資料4-6-7によれば大劇場と小劇場の舞台間の遮音性能はDr-95を確保する必要があるが、当該寸法の防音シャッターが制作不可能である。この場合、電動の開き戸等を検討することは可能か。	有効開口寸法及び遮音性能は要求水準に規定する性能を満たすものとします。建具の仕様は事業者の提案によります。
418	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	58	33	第6節_(5)_②_b	小劇場への11tトラック寄り付き搬入口を大劇場の舞台または奈落経由とすることは可能でしょうか。	大劇場の公演時にも小劇場への搬入を行える提案としてください。
419	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	59	22	第6節_1_(8)_①_d.	「国立能楽堂、国立文楽劇場、新国立劇場及び国立劇場おきなわからインターネット回線を利用して送出されたデータを受信し、データ処理機材(デコーダー)で処理したうえで、ITV設備に配信できる機能を付加する」との記載があるが、データ処理機材の仕様をご教授いただきたい。	事業者の提案によります。なお、国立文楽劇場及び国立劇場おきなわの機器は、NTTエレクトロニクス株式会社製、MVE5000-ASI及びMVD5000-ASIが設置されています。
420	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	60	30	第6節_2_(1)_①_(b)	「高さ6,364mmから8,182mmまでの可変とする」と記載がありますが、大劇場のプロセニウムは、高さが当該可動するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
421	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	62	34	第6節_2_(1)_④_b_(a)	(大劇場)舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-10-4】「大劇場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
422	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	3	第2_(1)_⑩_関係諸室	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがあります。放送専用の室の記載がありませんが、どのような取り扱い、ご方針かご教示願います。現在は、大劇場1階、舞台効果室を使用しています。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業にはオーディオガイドに関する業務は含まれません。
423	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	3	第3_(1)_⑩_関係諸室	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがあります。専用操作室の記載がありませんが、どのような取り扱い、ご方針かご教示願います。現在は、大劇場1階、中継室を使用しています。	室が必要な場合、他室と兼用することを想定しています。なお、本事業には字幕表示のオペレーションに関する業務は含まれません。
424	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	3	第6節_2_(1)_⑩_関係諸室	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがある。放送専用の室の記載がないが、どういった取り扱いになるか。	No.422の回答をご参照ください。
425	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	3	第6節_2_(1)_⑩_関係諸室	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがある。専用操作室の記載がないが、どういった取り扱いになるか。	No.423の回答をご参照ください。

426	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	5	第6節_6.⑦_b.(a)	ホテルなど民収施設の入口について、外部からグランドロビー経由でのアクセスルートも設けてもよいでしょうか。グランドロビー周りのセキュリティラインの考え方と併せてご教示ください。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第3節.2.(6)の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
427	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	5	第6節_6.⑦_b.(a)	P.4-5「各劇場のホワイエにアプローチできる空間として設け」やP.85に「各劇場のホワイエを一つにつなぎ」と記載がありますが、ここでいう各劇場とは、用語解説で定義されている大劇場、小劇場、演芸場という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
428	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	15	第6節_⑦_b.(b) イベントスペース	グランドロビー内、イベントスペースに設置の大型スクリーンのサイズ、仕様の想定はあるか。	事業者の提案によります。
429	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	45	(2)②楽屋⇄シーリング e	「a.の経路は(中略)2,000mm以上の通路幅、階段幅を確保」とあるが、宙乗り鳥屋やシーリングへの経路でも必要か。	宙乗り鳥屋からシーリングへの通路幅、階段幅は1,400mm以上を確保するものとし、要求水準を修正します。
430	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	45	(2)②楽屋⇄シーリング e	上記「宙乗り鳥屋やシーリングへの経路」に関し、通常幅1mを超える場合は床面積に算入される場合が多いが、床面積に算入されないと考えてよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第3節.1.(2)の規定をご参照ください。ここでいう「不算入」とは、必ずしも建築基準法上の床面積不算入を意味するものではなく、第4章.第3節.1.(2)に定める合計面積を算定するにあたり、当該部分の面積を算入しないこととするものです。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
431	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	52	第6節_2.(2)_①_a.(a)	席数は本花道・仮花道の両方を設置しない状態で1450～1550席と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
432	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	65	52	第6節_2.(3)_①客席	大劇場の客席数として1,450～1,550席「程度」とあるが、程度の範囲をご教示頂きたい。また、程度範囲の上回った場合および下回った場合に、審査評価に影響を与えるかご教示頂きたい。	大劇場の客席数は1,450席以上、1,550席以下とし、要求水準を修正します。
433	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	1	第6節_2.(3)_①客席	「客席は大劇場の空間に調和する特注品とし、製作に先立ち各部の寸法、材料、色彩等について振興会と十分な協議を経て決定」とあるが、そちらを含めた各「振興会と協議を行い決定する」とある項目に関して、公募選定審査において提案する必要があるか、また加点要素となるかご教示頂きたい。	評価基準については入札公告時に示します。
434	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	8	(3)客席・ホワイエ	(e)聴覚障害者用集団補聴装置とはどのようなものか仕様等具体的にご教示願います。	現時点では磁気誘導ループシステム、赤外線補聴システム、FM補聴システム等を想定していますが、建物完成時を見据えた機器の採用を視野に入れて提案してください。
435	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	8	第6節_2.(3)_①_a.客席	(e)聴覚障害者用集団補聴装置とはどういったものか、ご教示いただきたい。	No.434の回答をご参照ください。
436	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	17	第6節_2.(3)_①_a.客席	大劇場1層及び上層の客席で「座席は取り外し可能とする」とあるが、取り外した状態での利用方法の想定と、取り外したあとの床がスロープまたは段床のままでよいかをお示し願いたい。	前段については、宙乗りなどの演出的な目的、映像記録・音響調整等の基地設営、臨時車椅子スペース設営等の利用方法を想定しています。後段については、座席を取り外したあとはスロープ又は段床のままで結構ですが、金物等の突起物がない状態としてください。
437	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	17	第6.2.(3)_①_a.(h)_(イ)1層客席	各劇場とも、取り外し可能とする座席の想定は。	各劇場とも、すべての座席を取り外し可能としてください。
438	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	32	第6.2.(3)_①_a.(j)_(ウ)貴賓席	上手側の導線を利用した方が特別室への距離が近く、セキュリティ上でも好ましい場合でも、下手側への設置にすべきか。	貴賓席への動線は、中央ブロック下手側からのアクセスを原則とします。
439	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	41	第6.2.(3)_②_a.(c)ホワイエ規模	来場者の利便性の向上と、劇場ホワイエの混雑回避のため、コインロッカー室はホワイエ付近のグランドロビー側に設置するという計画も可能か。	設置台数の比率は事業者の提案によりますが、グランドロビー側に設置した場合においても、ホワイエ側に相当数のコインロッカーを計画してください。
440	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	43	第6.2.(3)_②_(h)特別室	特別室を「賓客用休憩室として、大劇場貴賓席及び小劇場貴賓席から容易に到達できる位置に特別室を1室以上設ける」とあるが、小劇場にもそれぞれ貴賓席が必要という認識でよいか。	小劇場にも貴賓席は必要です。【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第6節.3.(1)④d.及び【添付資料4-7-1】「舞台各室の性能特記事項」をご参照ください。
441	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	45	第6.2.(3)_②_a.(h)_(b)特別室	セキュリティへの配慮とは、できるだけ距離の短いルートで到達できるという理解で良いか。	ルートの長さとともに、一般来館者や舞台関係者の動線と極力重ならないなどの配慮が必要となります。
442	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	66	49	第6.2.(3)_②_a.(i)_(a)トイレ	「気兼ねなく順番待ちができるような設計上の工夫」とは、階段上で並ぶようなことなく、扉前の導線をふさがない、といった理解でよいか。	順番待ちの様子がホワイエから目立たない、バリアフリートイレへの動線の支障とならないなどの配慮をしたうえで、事業者の提案によります。
443	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	69	13	第6節_3.(1)_④_b.(a)	(小劇場)舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-11-4】「小劇場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
444	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	72	21	(2)②楽屋⇄シーリング e	「a.の経路は(中略)2,000mm以上の通路幅、階段幅を確保」とあるが、宙乗り鳥屋やシーリングへの経路でも必要か。	宙乗り鳥屋がどこを指すか不明ですが、シーリングへの通路幅、階段幅は1,400mm以上を確保するものとし、要求水準を修正します。
445	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	72	21	(2)②楽屋⇄シーリング e	上記「宙乗り鳥屋やシーリングへの経路」に関し、通常幅1mを超える場合は床面積に算入される場合が多いが、床面積に算入されないと考えてよいか。	No.430の回答をご参照ください。
446	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	72	41	第6節_3.(3)_①_a.客席	小劇場の客席で「座席は取り外し可能とする」とあるが、取り外した状態での利用方法の想定と、取り外したあとの床がスロープまたは段床のままでよいかをお示し願いたい。	No.436の回答をご参照ください。
447	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	72	41	第6.3.(3)_①_a.客席	「座席は取り外し可能とする」とあるがすべての座席が対象か。	No.437の回答をご参照ください。
448	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	74	37	第6節_4.(1)_③_(j)_(a)	(演芸場)舞台の吊り物について、「適切な吊り荷重とする。」とありますが、想定される具体的な数値や配置等の案があればご教示ください。	【添付資料4-12-3】「演芸場 舞台吊物表・仕様表」をご参照ください。
449	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	76	29	第6.4.(3)_①_a客席(b)	客席は演芸場の空間に調和する特注品とあるが、寸法や材質によって大きく異なる。具体的な同等品を示していただけませんか。	演芸場の空間は事業者の提案によるものであり、客席もその要素となりますので同等品を示すことはできません。
450	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	76	29	第6.4.(3)_①_a客席(b)	客席は演芸場の空間に調和する特注品とあるが、寸法や材質によって大きく異なる。具体的な同等品を示すことが難しい場合は、見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	No.449の回答をご参照ください。なお、要求水準の変更が生じない限り、変更対象とすることは想定していません。
451	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	76	39	第6節_4.(3)_①_a.客席	演芸場の客席で「座席は取り外し可能とする」とあるが、取り外した状態での利用方法の想定と、取り外したあとの床がスロープまたは段床のままでよいかをお示し願いたい。	No.436の回答をご参照ください。
452	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	76	39	第6.4.(3)_①_a.客席	「座席は取り外し可能とする」とあるがすべての座席が対象か。	No.437の回答をご参照ください。
453	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	77	38	第7.1.(1)_②楽屋に至る動線	「楽屋口は各劇場の専用とする」とあるが演芸場を含めた3つの劇場にそれぞれ専用の楽屋口が必要という理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。なお、楽屋出入口(楽屋エントランス)は劇場共通とする提案も可とします。

454	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	79	23		大劇場、小劇場の楽屋と研修室間の動線を考慮する必要があるのは伝統芸能部門のみで、現代舞台芸術部門には必要ないということによるのか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第7節.4.の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
455	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	79	23	第7.4.(2)_①伝統芸能	劇場楽屋から研修エリアに至る導線への配慮が必要とあるが、出演者が研修エリアにスムーズに移動ができる配置が望ましいという理解で良いか。	ご理解のとおりです。出演者が研修講師を務めるため、楽屋から研修エリアへの動線の配慮が必要となります。
456	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	80	5	第7節.5_(3)	収蔵庫については「文化財公開施設の計画に関する指針」に準拠した仕様とありますが、6.普及発信にある展示室(企画展示室、体験展示室)及び関連諸室については、準拠する必要はないでしょうか。特に企画展示室についてご教示願います。	展示室については、文化財公開承認施設となることは想定していませんが、適切な展示環境を提案してください。
457	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	80	5	第7節.5_(3)	博物館等の国宝・重要文化財等の資料を貸借し、企画展示を行うことも考えられますが、そうしたことも想定した空調・ケースの仕様は必要でしょうか。また、それらを含め、文化財公開承認施設となることを目指すのかどうか、お考えをお聞かせください。	No.456の回答をご参照ください。
458	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	80	23	第7節.5_(3)_③設備	「データロガーを設置し、温湿度環境のモニタリングを行えるものとする」とありますが、当該モニタリングも維持管理業務の運転監視業務の及び日常点検・保守業務の一つという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
459	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	80	40	第7節.6.普及発信	「なお、以下に示す普及発信施設の各室面積は、計画面積を記載しているものであり、事業者の提案による増減を認める。」とあるが、増減の範囲などの制限はあるか。	要求水準に定める範囲で、事業者の提案によります。
460	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	81	10	第7.6.(2)_②展示室	展示物で最大の寸法のものほどの程度か。	事業者の提案によるものを除いては、【参考資料4-2】「絵画等リスト」にある鏡獅子となります。
461	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	81	10	第7.6.(2)_②展示室	展示室に展示する収蔵物は、すべて調査資料部門の収蔵庫に収蔵されているものか。	事業者の提案によるものを除いては、展示資料は収蔵庫に収蔵する予定です。
462	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	81	12	第7節.6_(2)_②_a	現在の収蔵品のうち、振興会において来館者が直接触れてもよいと判断している展示品・資料について、具体的な内容をご教示ください。	原則として、開架図書以外は直接触れてよい資料はないとお考えください。
463	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	81	14	企画展示室	企画展示室と体験展示室の合計で1,000㎡とあるが、企画展示室で必要としている面積は何㎡程度か。	事業者の提案によります。
464	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	82	7	第7.6.(2)_②展示室	c_(a)の展示ケースについて、企画展示室、体験展示室に導入される展示ケースは、すべてエアタイト(高気密)仕様との理解でよろしいか。	エアタイト仕様とするのは企画展示室のみとし、要求水準を修正します。体験展示室については事業者の提案によります。
465	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	82	7	第7節.6_(2)_②_c.展示ケース	展示ケースの保守管理は維持管理業務に含まれるのでしょうか。含まれる場合、展示物が入っている場合と入っていない場合、外側・内側等の考え方の違い・振興会との役割分担があればご教示ください。	展示ケースの保守管理については、展示物が入っていない場合も含めて、ケースの内外とも本事業の維持管理業務の対象としています。
466	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	82	7	第7節.6_(2)_②_c	収蔵資料のうち、ケースに入れる最大サイズの資料の高さ、奥行き、等についてご教示ください	【参考資料4-2】「絵画等リスト」にある絵画を想定しています。
467	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	82	20	第7.6.(2)_③レクチャー室	b_(a)_①(ウ)にレクチャー室の用途が記載されている。講座、上映会、ワークショップ、レセプション、その他を含め、これらは普及イベントとして振興会が主催して実施するものと考えてよろしいか。事業者側の支援内容については、添付5-3-8 3_(3)_③に記載されている通り、参加者の確認・案内を行うことと理解してよろしいか。また、レクチャー室で事業者が主催するプログラムは集客イベントとして、振興会が主催するプログラム以外を実施するとの理解でよろしいか。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」3.(1)②及び3.(3)①②a.b.をご参照ください。前段については、振興会が企画するイベントの実施支援を行うこととしています。中段については、ご理解のとおりです。後段については、「公演や伝統芸能に関連するイベントによって、これまで劇場に来たことがない人を呼び込むための「集客イベント」、伝統芸能に関する理解を深めるプログラム等を展開する「普及イベント」を実施する。」ことについて、事業者の利用を認めています。また、振興会が主催するプログラム以外とは示していません。
468	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	83	14	第5節.6_(1)_③_b_(ケ)	備品は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照すること、とありますが、什器・備品はこの什器・備品リストに記載されているもののみでよろしいのでしょうか。それとも、このリストを参照しつつ、必要な什器備品があれば、追加する必要があるのでよろしいか。	必要な什器・備品があれば追加する可能性があります。【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第1.2.表1.により、業務量による対価を支払います。
469	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	83	37	第7.6.(2)_④_a.基本的な考え方	「観劇客向けのサービスだけではなく観劇チケットを持たない一般の来場者が自由にアクセスし利用できる」または「幕間休憩や公演開始前など限られた時間内に食事をとれる」とあるが、幕間休憩中の観劇客とそれ以外の来場者が混在することを想定していると考えてよいか。	ご理解のとおりですが、事業者の提案によります。
470	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	83	46	第7.6.(2)_④_b.各室の配置・機能	「様々な人が自由に利用できるようグランドロビーに接した配置とし、大劇場及び小劇場のホワイエから容易にアクセスできる計画とする」とあるが、チケットのもぎり前後で別の店舗を配置する計画でも構わないか。	【添付資料5-3-12】「飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準」の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
471	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	84	38	第7節.6_(2)_⑥_b_(a)_①(イ)視聴スペース_あ	「あ」貸出したDVD、CD等の視聴サービスを行う。」とあるが、将来的には動画配信などでの対応や、技術・サービスの進歩による新たな方法での提供も考えられる。それらの提供方法の変更等についてはどのように捉えて計画すればよろしいか。	建物完成時に想定できるものは見込むものとし、将来的な技術・サービスの進歩による新たな方法での提供も考慮したうえで、事業者の提案によります。
472	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	84	46	第7節.6_(2)_⑥_b_(d)	「レファレンスとは別に、伝統芸能関係の雑誌や入門書籍を配架し来場者が気軽に閲覧できるブラウジングコーナーを設け、グランドロビーやレストラン・カフェなどの共用部分と一体的な計画とする。」とあるが、ここに配架される資料はレファレンスの対象外資料とすることでよろしいか。	ブラウジングコーナーにおける配架はレファレンスの対象です。ただし、配架する雑誌や書籍の選定や購入は振興会が行います。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
473	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	19	第7.6.(2)_⑦グランドロビー	b_(b)_①(イ)にイベントスペースでの用途が記載されている。芸能の実演、公演PRイベント、ユニークベニューについて、これらは普及イベントとして振興会が主催して実施するものと考えてよろしいか。事業者側の支援内容については、添付5-3-8 3_(3)_③に記載されている通り、参加者の確認・案内を行うことと理解してよろしいか。また、イベントスペースで事業者が主催するプログラムは集客イベントとして、振興会が主催するプログラム以外を実施するとの理解でよろしいか。	No.467の回答をご参照ください。
474	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	27	第7節.6_⑦イベントスペース	ユニークベニュー、その他広報事業として活用する際の利用率や広告料の考え方については、事業者からの提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
475	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	34	第7.6.(2)_⑦_b_(b)イベントスペース	「大型スクリーンを設置」とあるが、8Kモニターなどでの検討も可能か。	事業者の提案によります。
476	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	34	第7.6.(2)_⑦_b_(b)イベントスペース_①(ウ)	大型スクリーンとは何インチ程度を指すか。	事業者の提案によります。
477	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	34	第7.6.(2)_⑦_b_(b)イベントスペース_①(ウ)	大型スクリーンの具体的な性能や大きさ、個数が開示されない場合は見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	要求水準を踏まえて提案してください。
478	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	37	第7.6.(2)_⑦_b_(b)イベントスペース_①(オ)	イベントに対応する床荷重を設定とあるが、どのようなイベントを想定しているか。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」に定めるイベント企画・運営業務を想定し、提案してください。
479	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	37	第7.6.(2)_⑦_b_(b)イベントスペース_①(オ)	イベントに対応する床荷重を設定するとあるが、具体的な荷重量を示すことが難しい場合は、見積りようがないので変更増減の対象との認識でよいか。	No.478の回答をご参照ください。
480	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	48	第7節.6_(2)_⑦_b_(b)_①(ケ)出演者控室	「出演者控室を仮設で設置できる計画とし、出演者の動線にも配慮する。」とあるが、どのような空間規模で、どのような設えを想定されているか。また、控室として機能するための什器・備品はリストに含まれているか。	前段については、事業者の提案によります。後段については、リストには含まれておりません。提案の内容に応じて、必要な什器・備品を見込んでください。

481	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	49	第7.6.(2)⑦_b._(b)_(コ)	「前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とあるが、グランドロビーのイベントスペースと前庭が直接的に連続した空間構成が必要という解釈でよいか。	事業者の提案によります。
482	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	85	49	第7.6.(2)⑦_b._(b)_(コ)	「前庭へのイベントスペースの拡張及び前庭の景観を活かした屋外舞台の計画などを積極的に提案する。」とあるが前庭ではどのようなイベントを想定しているか。	事業者の提案によります。
483	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	86	1	第7.6.(2)⑦_b.(b)_(ス)備品庫	備品庫に収納する備品は【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」を参照とあるが、備品庫としてどの程度の空間規模を想定されているか。	【添付資料5-2-14】「什器・備品リスト 普及発信施設」に記載する什器・備品は最低限、収納が必要と考えられる物品のリストとなります。普及発信施設の提案内容に応じた規模としてください。
484	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	86	19	第7.6.(2)⑦_b.(f)_(イ)充電スタンド	充電スタンドの台数・仕様指定はございますでしょうか。	事業者の提案によります。
485	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	86	47	第7.6.(2)⑧_d託児室	託児室はホテルなど付帯事業エリア側で運営する計画も可能か。	【添付資料4-5-8】「普及発信各室性能表」において託児室を設けることとしておりますので、民間収益施設における設置の有無に関わらず、国立劇場内への託児室の設置は必要です。
486	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	88	40	第8節_2.(1)建設工事費コスト管理計画書の作成	工事種目ごとの変動が5%を超える場合、そのリスクを貴会にも負担いただけるのか。	コスト管理計画書に関する報告は、業績監視の一環として行うものをご理解ください。
487	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	88	40	第8節_2.(1)建設工事費コスト管理計画書の作成	事業者から構成員・協力企業に各業務リスクをパススルーするして委託契約を締結する場合、事業者にとっての工事費は基本的に委託契約に記載の金額(即ち提案金額)となることから、事業者にとっての事業費に変動は起こらないものかと思慮している。にもかかわらず貴会に報告すべきとお書きになっている理由はなにか。	No.486の回答をご参照ください。
488	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	89	4	第4章_第8節_2.(3)①	「民間の技術力や創意工夫の活用などPFI方式によるコスト削減項目を整理し、報告書として取りまとめ、～」と記載がありますが、従来型発注方式と比較した場合のPFI方式によるコスト削減という理解でよろしいでしょうか。従来方式のコストは算出してない為、コスト削減額の算出は困難であると思慮いたしますが、コスト削減の詳細(比較対象)についてご教授いただけますでしょうか。	コスト削減報告書の提出は求めないこととし、要求水準を修正します。
489	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	91	49	第8節_3.(1)①	追加で地盤調査を行う場合は本業務範囲内と考えてよろしいでしょうか。	No.164の回答をご参照ください。
490	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	92	32	第8節_3.(6)①_c	「芸能関連団体等」の具体的な想定先をご教示ください。	事業契約締結後、業務の実施段階において提示します。
491	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	92	39	第8節_3.(6)④別途工事との調整	「別途工事」とは具体的に何を想定しているのでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2章_第2節_4.に規定する工事、警察用無線設備・警察テレビ設備の配線及び機器設置工事等を想定しています。
492	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	92	46	第8.3.(6)②_c.芸能関連団体等への対応	実施設計中、振興会の求めに応じて関連団体等への対応に必要な資料を作成するとあるが、具体的にどのようなことを見込む必要があるか。	施設を使用する芸能関連団体に対する劇場及び関連諸室の説明に必要な図面等の資料の作成を想定しています(例:現状とのスペック比較表、劇場、楽屋、稽古場、研修施設などの図面作成)。
493	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	93	1	第8節_3.(6)④別途工事	振興会から発注される別途工事とはLAN工事以外に具体的に何を想定しているのか。	現時点で具体的に想定しているものはありません。
494	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	93	25	第8.3.(7)④設計意図伝達に関する資料等の作成_d.	試作品(モックアップ)について、設計段階において振興会と協議し適宜対象を追加するとあるが、追加されたモックアップの製作費用は振興会の負担で良いか。	事業者の提案内容に応じて、性能、意匠等の要求水準の確認を要することが想定できる対象については、あらかじめ見込むよう計画してください。
495	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	93	34	第8.3.(7)④_d.(b)確認対象_(オ)	その他、振興会との協議により定める対象とはどのようなものか。	事業者の提案に応じて意匠、性能等の要求水準の確認を要する対象を想定しております。
496	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	95	52	第8.4.(3)既存建物(本館等)調査_①	点群データによる3D計測を実施し3Dモデル化を行うとあるが、精度や仕様など、どの程度を見込む必要があるか。	既存国立劇場の外部、本館内部(ホワイエ、大小劇場及び劇場に関する諸室、楽屋、稽古場等)及び演芸場内部(ホール、ホワイエ、劇場及び劇場に関する諸室、楽屋等)の3D計測データ(点群)を実施し、3Dモデル化(3Dモデル(カラー)、CADデータ変換)を実施します。データは元データ及びビューワーが可能なデータとし、VR体験等にも活用することを目的としています。
497	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	97	27	第4.8.4.(12)②携帯電話不感知対策	携帯電話の不感知対策の整備費用について、竣工時点の携帯電話通信事業者の提供するサービスのみへの対応とし、事業期間中に新たな対応が必要となる場合は別途という理解で宜しいかご教示頂きたい。	完成・引渡し後の対策については、振興会が別途対応します。
498	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	98	15	第8節_4.(19)完成図の作成	BIMデータは不要か。	事業者の提案によります。
499	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	5	第1節_1._(1)①業務の原則	振興会の中期目標、中期計画及び年度計画は、第何期版を参考とすればよいか。	提案においては、第4期の中期目標、中期計画及び令和4年度年度計画を参考としてください。事業開始後においては、その時点における最新の中期目標、中期計画及び年度計画を参考としてください。
500	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	5	第1節_1._(1)①業務の原則	振興会の中期目標、中期計画及び年度計画の、策定予定時期をご教示いただきたい。	第4期中期目標及び中期計画については策定済みで、令和4年度年度計画については令和4年3月末の予定となります。次回の策定予定時期は令和4年末です。その後も5年ごとに策定します。
501	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	11	第1節_1._(1)③業務の原則	「添付資料に示した要求水準・仕様等を参考に」とあるが、要求水準を満たすための設定条件との理解でよいか。	質問の意図が不明ですが、添付資料は要求水準の一部となっております。
502	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	11	第1節_(1)③大規模工事	大規模な工事とは例示等含めて具体的にご教示ください。	業務計画書に基づいて行われるもののうち、公衆災害の発生防止対策を要する業務や振興会の行う業務への影響が懸念される業務等を大規模な工事として想定しています。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
503	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	14	第1節_1.(1)④	「・・・、維持管理・運営業務の業務内容や業務量を検証のうえ、要求水準を見直す場合がある」とありますが、当該見直しにより当該業務費の支払金額も見直されるとの理解でよろしいでしょうか。	当該見直しは、事業期間中に技術革新等により不要となる業務が生じた場合に、その業務に係るポスト数や費用、業務それ自体の可否を検討し、要求水準を見直すことを想定しているものです。要求水準の見直しに伴う事業費の考え方については、【資料-4】「リスク分担保(案)」のリスク分類No.13の規定をご参照ください。
504	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	15	第1節_1._(1)④業務の原則	要求水準を見直す場合の考え方をご教示いただきたい。	No.503の回答をご参照ください。
505	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	15	第1.1.(1)④業務の原則	要求水準の変更は振興会および事業者が協議のうえ変更する認識でよいか。	要求水準の変更は、振興会及び事業者が協議を行ったうえで決定します。ただし、協議が調わない場合は、振興会が合理的な変更内容を定め、事業者はこれに従っていただきます。
506	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	15	第1節_(1)④要求水準の見直し	要求水準の見直しに際しては事業者との協議により決定されるという理解でよろしいでしょうか。また、見直しにより業務費用増となる場合にはサービス対価を増額頂けるのでしょうか。	前段については、No.505の回答をご参照ください。後段については、No.503の回答をご参照ください。なお、本項の記載については、不要となる業務が発生した場合の見直しを主に想定していますが、要求水準の変更に伴い業務費用が増加する場合には、合理的な範囲においてサービス対価の増額を行います。
507	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	23	第1節_1_(1)⑧	公演日は12月までに次年度の公演予定を伝達するとあるが、先だって準備体制を整えておくために、例えば事業本数だけでも次々年度まで情報提供してもらえないでしょうか。	契約締結後に業務計画書等において調整します。
508	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	32	第1節_1.(1)⑩	事業者は、駐車場利用者に対する利用者割引の適用について適切に対応を行うこととのことだが、具体的なサービス内容はどのようなものか。	警備業務で国立劇場の駐車場利用者へ駐車料金の徴収及び駐車券の交付を行う際の国立劇場の利用者に対する割引の適用を指します。参考として、入札公告において現行の駐車場利用規程を提示します。また、警備業務内容は【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」をご参照ください。

509	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	1	39	第1節_(1)_④_a_(c)	警備業務の来場者への簡易な案内については、記載の伝統芸能、大衆芸能に関する知識を求めないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
510	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	19	第1節_(2)_①_c.統括責任者と職員による巡回	統括責任者と職員による巡回はどの程度の実施頻度を想定されておりますでしょうか。	想定はありません。事業者の提案によります。
511	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	29	第1節_1_(2)_③_来場者満足度の確保	現国立劇場の満足度調査を実施していれば、内容をご教示頂きたい。	現国立劇場の満足度調査については、維持管理・運営に関する要求水準を構成する、又はその検討のための参考資料としての公表は予定しておりません。
512	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	39	第1.1_(2)_③_b_(e) 来場者満足度の確保	「振興会の業務形態等を考慮し、～」とあるが、具体的に維持管理業務及び運営業務を実施する上で考慮すべき振興会の業務形態を提示いただきたい。	舞台の公演や公演準備に係る業務をはじめ、振興会が劇場に固有の業務を実施していること、設備の点検、公演・公演準備のない期間に作業が必要となる業務が発生すること等を考慮してください。なお、業務を実施するうえで考慮すべき具体的な事項は、各業務の要求水準においても示しています。
513	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	45	第1節_(2)_④_環境衛生等の確保	振興会から提供を想定している備品及び消耗品について品目・想定数量等をご教示ください。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」における「衛生消耗品」とは、トイレトーパー、石鹸液等を指します。令和元年度の実績は以下のとおりです。 (1)国立劇場 トイレトーパー:約21000巻 ペーパータオル:約7800袋(200枚/袋) 石鹸液:約10缶(18キログラム/缶) 手指消毒液:約100本(500ml/本) 300Lポリ袋:約5400枚 120Lポリ袋:約200枚 90Lポリ袋:約6900枚 45Lポリ袋:約4800枚 18Lポリ袋:約4500枚 8Lポリ袋:約20000枚 排水口用ダスポン:約3000枚 三角コーナー網ネット:約5300枚 便座除菌クリーナー:約10個(3L/個) (2)国立能楽堂 トイレトーパー:約2700巻 ペーパータオル:約2300袋(200枚/袋) 石鹸液:約2缶(18キログラム/缶) 手指消毒液:約20本(500ml/本) 90Lポリ袋:約1200枚 45Lポリ袋:約1600枚 20Lポリ袋:約1000枚 排水口用ダスポン:約150枚 三角コーナー網ネット:約1000枚
514	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	45	第1節_(2)_④_環境衛生等の確保	「感染症拡大防止のため各種衛生対策に努めること」とありますが、清掃業務における消毒作業も必要となるのでしょうか。その場合、「添付資料5-2-8_各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」のどこに該当するのかご教示ください。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第1章.第5節.1.並びに【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」6.(2)及び7.(3)をご参照ください。また、劇場については「興行場等における衛生環境の維持管理について(厚生労働省)」による技術的助言もご参照ください。
515	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	2	46	第1.1_(2)_④_環境衛生環境等の確保	「振興会から提供された備品及び消耗品」とあるが、提供いただける備品及び消耗品の想定を提示いただきたい。	No513の回答をご参照ください。
516	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	5	第1.2. 業務内容	舞台関係の利用者対応業務(事前問合せへの対応、本番時や仕込み・撤収時の安全管理、舞台機構の操作等)については振興会側の担当業務となり、事業者側の業務には含まれないという解釈でよいか。	事前問合せへの対応、舞台機構の操作については、事業者の業務には含まれません。本番時や仕込み・撤収時の安全管理については、主催公演・貸公演を問わず、舞台関係設備の定期点検及び保守業務の中で、仕込み時の動作確認、本番時のトラブルに備えた待機とトラブル発生時の対応及び撤収時の立会いを実施してください。なお、トラブル発生時には、振興会の指示に応じて対応を行ってください。貸公演のトラブル発生時には、主催者から貸主である振興会に連絡があり、振興会から事業者に対応を指示します。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
517	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	15	第1節_2_(1)_①_f. 修繕業務	修繕業務にいわゆる大規模修繕は含まれないとの理解でよいか。	確認申請が必要な大規模修繕・模様替えは含まれません。また、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に示す更新業務は振興会でを行います。
518	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	16	第1節_2_(1)_①_g. 什器・備品調達業務	什器・備品の保守、修繕及び更新は本業務の対象外との理解でよいか。	No.3の回答をご参照ください。
519	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	17	第1節_2_(1)_②_業務提供期間	「国立能楽堂で行う業務については、事前に引継ぎを受けること。」とありますが、国立劇場に関しては引継ぎは行わない、という認識で間違いはないでしょうか。	新たな国立劇場は新設のため、引継ぎを行う予定はありません。
520	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	17	第1節_2_1_②_業務提供期間	国立能楽堂で行う業務は事前に引継ぎを受けることとありますが、引継ぎ期間及び方法について、具体的な想定はございますでしょうか。	国立能楽堂で業務が開始される令和6年4月以前に引継ぎが完了していることを要求水準として定めておりますが、引継ぎ期間及び方法については、事業者の提案によります。
521	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	18	第1節_2_(1)_②_業務提供期間	国立能楽堂での業務引継ぎ期間(開業準備期間)はどの程度を見込んでいますか。	No.520の回答をご参照ください。
522	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	18	第1節_2_(1)_②_業務提供期間	維持管理業務において国立劇場及び国立能楽堂での開業準備期間の設定はされておきませんが、準備(業務に必要な備品の搬入、施設・設備の運転トレーニング等)はどのようにお考えでしょうか。業務開始後すぐに施設が稼働(公演や利用者が他目的でも来館)する場合はリスクを伴います。	事業者において検討・実施する内容となります。
523	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	23	第1節_2_(2)_①_業務内容	実施方針の概略の際に運営業務として記載されていた、劇場字幕機器設置サービス、無線ポータル字幕機の提供、舞台運営支援業務などの業務については、PFI事業者は実施しないと認識している。そうした関連業務は振興会から直接入札等での発注となるのか。	関連業務の発注方法は未定ですが、本事業には含まれません。
524	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	23	第1節_2_(2)_①_業務内容	(上記1との続き) 実施方針の概略の際に運営業務として記載されていた、劇場字幕機器設置サービス、無線ポータル字幕機の提供、舞台運営支援業務などの業務を振興会から直接入札等での発注とする場合、それらの業務との調整事項などが発生した際は、振興会のご担当者様を通じて、あるいは立ち合いのもとで上記業務は実施され、当該業者と事業者の間で直接的なやり取りは発生しないという理解でよいか。	ご指摘の業務の受託者と事業者との間での直接的なやり取りは発生しませんが、振興会の監督・指示のもと、本事業の業務を適切に履行するにあたって必要な調整等が生じる場合があります。
525	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	27	第1節_3_(1)_①_統括責任者の配置について	「休館日を除く日に駐在させること」とありますが、休館日の定義が「休館日創立記念日(7月1日)及び年末年始(12月29日から翌年1月1日)」となっております。休館日に必ず駐在させることは困難であるため、統括責任者が休暇等で不在の場合は統括責任者補佐が代替者として駐在すればよいという理解でよろしいでしょうか。	「休館日に必ず駐在させること」とありますが「休館日を除く日に駐在させること」と理解して回答します。ご理解のとおりです。併せて、「駐在」との記載を「常駐」に要求水準を修正します。
526	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	27	第1節_3_(1)_①_統括責任者の配置について	統括責任者及び統括責任者補佐は、国立劇場もしくは国立能楽堂どちらに駐在しても構わないという理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は国立劇場と国立能楽堂の両方の統括業務を行うこととし、国立劇場の再開後は、統括責任者は主に国立劇場に常駐することを想定しています。
527	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	42	第1節_3. 業務の実施体制	各運営業務の要求水準書中では、振興会の指示に従って行う業務や、振興会の業務に対する支援業務などの記述が随所に見られるが、適切な事業者体制の提案のため、本事業における振興会側の体制に関する以下の諸条件についてご教示いただきたい。 ・振興会の体制表(新たな国立劇場整備中と整備後) ・振興会側から連絡や指示がある場合の連絡ルート ・PFI事業者(統括責任者)との窓口となる振興会側の所管部署 ・各業務の所管となる部署と所管職員の勤務想定場所 ※特に支援業務について ・各業務における事業者への指示連絡系統 ※特に支援業務について ・振興会職員から個別の業務従事者への直接的な業務指示の発生有無(偽装請負の恐れ)	1点目については、契約後の協議の中で提示させていただきませんが、現行の組織図については振興会HP(https://www.ntj.jac.go.jp/about/organization.html)をご参照ください。その他、振興会との連携が求められる業務や、振興会の指示に従って行う業務については、各業務の要求水準書において示す内容をご参照ください。 2～5点目については、契約後に協議させていただきます。 6点目については、振興会の業務は、法令等の定めるところに従い、適正に執行いたします。

528	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	47	第1節.3.(1)①_a	「統括責任者を1名置き、休館日を除く日に駐在させること」とありますが、駐在とは常駐のこととの理解でよろしいでしょうか。また、配置は国立能楽堂の維持管理・運営業務開始日(令和6年4月1日)から、常駐する時間帯は国立能楽堂の開館時間との理解でよろしいでしょうか。	統括責任者は常駐を要するため、要求水準を修正します。また、配置は国立能楽堂の維持管理・運営業務開始日(令和6年4月1日)から、常駐する時間帯については、【添付資料5-1-3】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」をご参照ください。
529	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	48	第1節.3.(1)統括責任者等	統括責任者等が駐在し主に執務する場所は、事務室(事業者)を想定しているとの理解でよいか。その場合、事務室(事業者)の空間規模や配置想定は事業者に委ねると捉えて良いか。	国立劇場については、事業者提案によります。国立能楽堂については、現有施設を利用してください。
530	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	3	49	第1節.3.(1)①_b	「各業務の業務責任者・・と兼任することができない」とありますが、具体的な「各業務の業務責任者」の指定条件があればご教示ください。	「各業務の業務責任者」とは、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.2.に示すそれぞれの業務の業務責任者すべてを指します。各業務の業務責任者となる者の条件については、それぞれの業務の要求水準において規定していますので、そちらをご参照ください。定めがないものについては、特に要件はありません。
531	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	4	第1節.3.(1)①_d. 統括責任者	統括責任者は、公共民間施設を問わず、集客施設の現場責任者等経験を有する者でもよいか。	公共施設・民間施設を問わず、大規模な集客施設における現場責任者、総支配人等の経験を有する者の配置を求めるとし、要求水準を修正します。
532	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	4	第1節.3.(1)①_d. 統括責任者の経験	大規模な集客施設とありますが、具体的な延床面積・収容人数の目安があればご教示ください。	事業者の提案によります。
533	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	4	3_(1)①_d	ここで記載されている「大規模な」という記載について、収容人数〇名以上などの基準はありますでしょうか。	No.532の回答をご参照ください。
534	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	7	第1節.3.(1)②統括責任者補佐の配置について	統括責任者補佐を各業務の業務責任者と兼任することは可能でしょうか。	統括責任者補佐の業務及び維持管理・運営に係る各業務に影響を及ぼさない限りにおいては、兼任することは可能です。
535	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	16	第1.3.(3) 振興会との連絡体制	「振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること」とあるが、「常時」とは業務提供時間帯との理解で良いか。	全日になります。休館日についても、連絡が可能な体制を確保してください。
536	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	16	第1.3.(3) 振興会との連絡体制	業務提供時間帯とは何時から何時を指すのか。	各業務の要求水準において定める業務提供時間を指します。
537	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	16	第1.3.(3) 振興会との連絡体制	「振興会が常時事業者との連絡が可能な体制を確保すること」とあるが、事業者とは誰をさしているか。維持管理業務・運営業務に従事するものと連絡が可能な体制が確保できており、振興会からの連絡内容により必要な対応ができればよいか。	前段については、業務従事者を含む全体の体制を指します。後段については、ご理解のとおりです。
538	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	4	25	3_(5)	「服装を揃え」とありますが、これは1_(1)④にある複数業務の制服着用義務を差し、統括責任者や責任者補佐等については特定の制服を制定する必要はないという理解でよろしいでしょうか。	本規定は業務従事者について規定しています。服装については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.1.(1)④をご参照ください。
539	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	7	第1節.3.(9)BCPに対する対応	国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料の公表時期は事業開始後でしょうか。資料の公表により維持管理・運営体制を更新し、増額が必要となった場合には増額協議に応じていただけるのでしょうか。	前段については、既存施設の事業継続計画は、入札公告時に示します。後段については、維持管理・運営体制を更新するにあたっては、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.5.(3)により、振興会の確認を得ることになります。増額協議については、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第5.1.をご参照ください。再整備後の事業継続計画は、事業開始後に提示する予定ですが、策定する段階で協議することとします。
540	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	7	第1節.3.(9)BCPに対する対応	「1時間以内に振興会からの指示受領、振興会への報告が可能な体制」とありますが、これは災害時等での緊急連絡を指しているのでしょうか。	事業継続計画は、首都直下地震などの発生により首都圏で非常事態が発生した場合において、振興会における非常時優先業務とその遂行を確保するために必要な体制、環境等を定めることを目的とします。なお、風水害によって振興会が被災した場合にも準用します。
541	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	9	第1.2.(9)BCPに対する対応	既存施設の事業継続計画に関する資料である【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」が公表されていない為、開示願いたい。	No.539の回答をご参照ください。
542	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	11	第1節.2.(9)BCPに対する対応	国立劇場に関する事業継続計画を定めた資料の提示予定時期をご教示いただきたい。	No.539の回答をご参照ください。
543	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	16	第1節.2.(9)② BCPに対する対応	派遣する被災建築物応急危険度判定士登録者は、事業者から委託を受けた(事業者に所属していない)判定士登録者でもよいか。	ご理解のとおりです。
544	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	18	第1節.3.(10)別事業への協力	「本業務及び振興会が実施する別事業に支障が生じないよう振興会への協力をを行うこと」とありますが、想定する協力の内容・範囲についてご教示ください。また、事業者が業務範囲(時間・人員・業務量等)を超えて対応した場合の増加費用については別途負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	原則として、事業者の作業日程及び作業時間帯をはじめとした業務範囲に変更が生じないように対応します。
545	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	20	第1.3.(10) 別事業への協力	別事業への協力の結果、作業日程や作業時間帯に変更が生じ費用が増加する際にはサービス対価も増額となるとの理解で良いか。	No.544の回答をご参照ください。
546	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	24	第1節.2.(10)② 別事業への協力	国立劇場に係る調査とはどのような調査を想定されているかご教示いただきたい。	政府機関、関係省庁、東京都、千代田区等からの指示、依頼による調査を想定しています。
547	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	24	第1節.3.(10)別事業への協力②	「振興会が行う国立劇場に係る調査に関する資料作成への協力をを行うこと。」とあるが、業務内容・業務量はどの程度想定されているか。	No.546の回答をご参照ください。
548	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	42	第1節.3.(11)④ 振興会による改修工事、修繕等	「振興会による改修・修繕等により～CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とありますが、想定頻度をご教示ください。また改修・修繕等のCADデータは頂ける(施工業者が作成等)との理解でよろしいでしょうか。紙媒体の改修・修繕図面を受領して、事業者が一からCADデータにするのは非効率かつ費用が多くなりそうです。	年1回程度を想定してください。【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.3.(11)④に記載のとおり、CADデータは事業者に貸与します。
549	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	5	42	第1節.3.(11)④ 振興会による改修工事、修繕等	「振興会による改修・修繕等により～CADデータを含めて速やかに更新した資料を作成し」とありますが、毎年度の実績払いという理解でよろしいでしょうか。その場合の入札価格に対する考え方・方法についてご教示ください。	CADデータ等の更新に伴う費用は提案に含まれるものとし、毎年度の実績払いは行いません。頻度は年1回程度を想定しています。
550	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	6	26	第1節.5.(3)計画書等の作成、提出等	各月業務計画書の提出期限が「業務実施対象月の前月の15日」とありますが、作業日・点検日が決まっていない項目が多数あると想定されるため、「業務実施対象月の前月の25日」に変更していただけないでしょうか。	各年度業務計画書において、おおよその作業日・点検日を記載いただくことを想定しておりますので、各月業務計画書の提出期限については原文のとおりとします。
551	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	5	第1節.5.(3)⑥_a. 振興会の管理の権原に属する部分	「振興会の管理の権原に属する部分」とは具体的にどの範囲でしょうか。また、当該範囲以外の部分を事業者が防火管理者及び防災管理者として選任するとともに、統括防火管理者として施設全体を管理するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、国立劇場のうち区分所有法による共用部分を除く部分としています。後段については、ご理解のとおりです。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
552	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	19	5_(3)⑦省エネルギーに係る計画書	事業者が選任する「エネルギー管理員」は業務を行うに当たって必要な資格等を有していればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
553	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	8	30	第1節.5.(3)⑧ 地球温暖化対策計画書	検証を受ける第三者機関は、どこの自治体に登録されている検証機関でも問題ないか。	事業者で確認してください。
554	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	10	18	第1節.5.(6)①_a. 国立劇場管理規定	現国立劇場及び国立能楽堂における管理規定をご開示いただけないでしょうか。開示にあたっては第一次審査通過者に対して秘密保持契約を結んだうえでの開示でも構いませんのでご検討をお願いいたします。	入札公告時に示します。

555	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	9	第1節_3_(7)業務の実施にあつての諸条件_③	管理諸室のうち「事務室(事業者)」の配置想定がないが、事業者が必要な事務室を計画するという理解で良いか。	ご理解のとおりです。計画時においては、【添付資料4-5】「各室性能表」に記載している室はすべて整備し、そのうえで国立劇場の維持管理・運営業務を実施するため更に事業者の事務室等が必要な場合には、追加で計画してください。なお、その際、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章_第3節.1.に定める面積の上限を超えることは認めません。なお、事業者が本事業の業務を履行することを目的に、業務従事者の作業室・控室等として継続して使用できる室を【添付資料4-5】「各室性能表」において示すこととし、要求水準を修正します。
556	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	17	第1節_3_(7)業務の実施にあつての諸条件_⑤	「業務実施のため事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者が用意」とあるが、事務室(事業者)などを指している認識で良いか。	事務室に限らず業務実施のため、事業者が専ら使用する室における什器・備品は事業者で準備してください。
557	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	17	第1節_5_(7)_⑤	業務実施のために事業者が専ら使用する室における什器備品は事業者が用意すること、とありますが、事業者が用意する什器備品は、事業費を構成する「什器備品調達業務費」に含まれますでしょうか。	含まれません。
558	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	23	第1.5_(9)	管理組合の設立に必要となる準備業務や管理組合運営は本事業における業務とは別に業務を委託予定か。	管理組合の設立に必要となる準備業務や管理組合運営は本事業で委託する業務範囲には含まれません。管理組合の設立前の準備作業は民間収益事業者の費用と責任で行ってください。管理組設立後の組合運営に係る業務については管理組合において判断するものと認識しています。
559	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	43	第1節_5_(10)_①_b_(a)	「前掲の3.(11)③」は「3.(11)②」、「更新した3.(11)②a.」は「3.(11)⑤a.」ではないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、3.(11)すべてとします。
560	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	11	44	第1節_5_(10)_①_b_(b)	「前掲の3.(11)③」は「3.(11)②」、「更新した3.(11)②b.」は「3.(12)⑤b.」ではないでしょうか。	No.559の回答をご参照ください。
561	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	13	12	第2節_1_(1)_⑤電話機の移動等	記載の電話機の移動等は年間何回程度、どの程度の作業量を想定されておりますでしょうか。	電話機の移動頻度は年間に1回3台程度を想定しています。
562	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	13	17	第2節_1_(1)_⑦点検・保守及び確認の周期	「建築保全業務共通仕様書」を参考に定める」とありますが、あくまで参考であり、要求水準を満たしたうえで事業者の経験・ノウハウ・工夫から点検方法・頻度は設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-1】「定期点検及び保守業務に係る要求水準」3.(1)(5)に記載のとおり、「建築保全業務共通仕様書」による実施とします。なお、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
563	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	13	18	第5.2.1(1)建築物点検保守に係る要求水準	大地震後の構造体の損傷を確認できる装置による報告の記載があるが、同装置について指定の仕様があるかご教示頂きたい。	事業者の提案によります。
564	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	13	31	第2節_2舞台関係設備の定期点検及び保守業務	舞台関係設備の定期点検及び保守業務には、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」及び同資料の参考資料によります。
565	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	14	46	第2節_4_(1)_⑥_b.消耗品	「補給、装着等が必要となり、その使用の都度消費される消耗品」について、想定される消耗品について具体的に教えてください。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」6.(2)をご参照ください。
566	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	5	第2節_4_(2)_③廃棄物の計量	廃棄物の計量方法は事業者による提案が可能という理解でよろしいでしょうか。計量器・システム等に指定があればご教示ください。	計量は振興会が直接契約する廃棄物処理業者からの報告で足りるため、事業者は振興会及び入居者が排出する廃棄物の合計を計量することは不要です。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
567	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	8	2節_3.4_(2)廃棄物取集・管理に関する要求水準	④に関して、振興会及び入居者が運搬・収集業者との契約にともなう費用は、契約と同様に振興会・入居者から収集運搬業者へ直接の支払いスキームか。若しくは、三者契約(振興会・入居者、収集処分業者、事業者)として事業者は支払代行業務を担うものか。	振興会から収集運搬業者へ直接支払うスキームとなっています。
568	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	28	第2節_6修繕業務	修繕業務には、舞台関係設備の修繕業務や更新業務は含まれていないとの認識でよろしいでしょうか。	No.564の回答をご参照ください。
569	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	30	第2.6.(1)修繕に係る要求水準	修繕業務の対象範囲について、前掲1.「定期点検等及び保守業務」の実施に伴い必要となる修繕を実施すると記載されているため、2.「舞台関係設備の定期点検等及び保守業務」の対象設備は、修繕業務の対象範囲に含まないと考えてよいのか。	舞台関係設備については、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」に記載しているとおり、定期点検等及び保守業務の要求水準は、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」としています。舞台関係設備の修繕業務については、No.564の回答のとおり、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」4.④「付帯する工作物」により実施します。
570	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	30	第2.6.(1)修繕に係る要求水準	修繕業務の対象範囲について、前掲1.「定期点検等及び保守業務」の実施に伴い必要となる修繕を実施すると記載されているので、7.「什器備品調達業務」の対象備品は、修繕業務の対象範囲に含まないと考えてよいのか。	No.3の回答をご参照ください。
571	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	33	第2.7.(1)什器・備品調達業務	什器・備品調達業務とは、【添付資料5-2-11】「什器・備品調達に係る要求水準」に基づき調達を行うもので、什器・備品の管理、維持管理、修繕業務は本事業に含まれないと理解してよいのか。	ご理解のとおりです。
572	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	33	第2節_7什器・備品調達業務	什器・備品調達業務には、什器備品の日常保守・修繕・更新業務は含まれていないでしょうか。含まれていない場合、什器備品の日常保守・修繕・更新業務は事業者の業務範囲ではないとの認識でよろしいでしょうか。	No.3の回答をご参照ください。
573	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	34	第2節_7.什器・備品調達業務	什器・備品についてはリースによる調達も可能でしょうか。その場合の対価の支払い方法についてご教示ください。	原文のとおりとします。
574	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	15	42	第3節_1_(1)	国立能楽堂において、「参考資料5-3-2国立能楽堂のポスト配置図」通りに警備員を配置すればよろしいのでしょうか。	参考資料は、要求水準を満たしていれば、必ずしも適用を条件とするものではありません。【参考資料5-3-2】「国立能楽堂のポスト配置図」は参考資料としてご参照ください。
575	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	16	6	2.来場者サービス支援業務_(1)公演来場者受付・案内等業務	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務があります。当該計画の要求水準書(案)に、オーディオガイドレンタル業務についての記載がございませんが、どのような取扱い、ご方針かご教示願います。	オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務は、本事業の維持管理・運営業務の対象ではありません。
576	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	16	6	2.来場者サービス支援業務_(1)公演来場者受付・案内等業務	公表済の「実施に関する方針の概要」P.18に、「無線ポータル字幕機」の記載がありました。当該計画の要求水準書案に記載がないものと思料します。どのような取扱いをご教示願います。また、無線ポータル字幕機というのは、オーディオガイドと同義の理解になるのでしょうか。	前段については、無線ポータル字幕機は本事業の維持管理・運営業務の対象ではありません。後段については、無線ポータル字幕機は、聴覚障害者用の字幕サービス端末機器を指します。
577	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	16	20	第3節_3	チケット販売支援業務に関連し、「あぜくら会員」等の従来の会員組織はそのまま踏襲しなくてもよいでしょうか。従来の会員組織の趣旨を踏まえ、発展させる内容であれば、装いを新たにしても差し支えないか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6.をご参照ください。
578	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	17	6	第3節_9. 飲食・物販等サービス提供業務	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務がある。本水準書に、オーディオガイドについての記載がないが、どういった取扱いになるか。	No.575の回答をご参照ください。
579	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	17	6	3節_9飲食・物販等サービス提供業務	参考資料5-3-12に平成30年度の国立劇場食堂、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータを開示されたが、可能でしたら売上だけでなく収益についてもデータも開示いただけないか。	開示できる資料はありません。
580	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	17	6	3節_9飲食・物販等サービス提供業務	国立劇場、喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績、収益に関して、平成30年度以降の直近複数年度のデータの開示いただけないか。	開示できる資料はありません。

581	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	17	6	3節.9飲食・物販等サービス提供業務	参考資料5-2-21の什器・備品リストに楽屋・職員食堂用のテーブルとの記載があるが、添付資料5-3-12の飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準にあるとおり、当該テーブルは楽屋及び職員用の食事スペースに設置されるとの理解で良いか。	ご理解のとおりです。【参考資料5-2-21】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」における「楽屋・職員食堂用のテーブル」を「食事スペース用のテーブル」に修正します。
582	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	17	6	第3節.9飲食・物販等サービス提供業務	飲食・物販等サービス提供業務については、応募者から飲食・物販等サービス提供業務の実務に携わる企業に再委託又は転貸することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
583	(資料-1)業務要求水準書(案)第4章 施設整備	87	43	第7節.8. (1) ①及び②	経済合理性の観点から、防災センター及び監視室において民間収益施設部分の監視及び制御を行うことも提案可能との理解でよいか。	事業者の提案によります。
584	(資料-1)業務要求水準書(案)第5章 維持管理・運営	19	28	第1-5_(7)業務の実施にあたっての諸条件	業務の実施に必要となる消耗品、備品、工具、資機材等は「グリーン購入法」に基づいた環境物品等を使用することあるが、保守委託先が使用する工具類は含まれないという認識でよろしいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.5.(3)①及び③a.(m)を参照し、保守委託先が使用する工具類にも配慮し提案してください。
585	(添付1-1)用語の定義	1	23	警察官詰所	「監視庁が設置している建築物」とあるが、警察官詰所の権利状況および本体施設への影響(建蔽率等)をご教示頂きたい。	No.257及び344の回答をご参照ください。
586	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	1	6	舞台関係設備の定期点検等及び保守業務	舞台関連設備の施設整備及び維持管理業務を行う企業は、いずれの応募者の構成員、協力企業になつてはならないとある中、事業者が担当舞台関係設備の定期点検等及び保守業務に関して、委託すべき委託先があればご教示頂きたい。	事業者の提案によります。
587	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	1	8	維持管理業務_大劇場及び小劇場照明設備保守点検業務委託	本業務と次行の「大劇場及び小劇場音響設備保守点検業務委託」のみ末尾に「委託」とありますが、これらの業務のみ構成員又は協力企業からの外部委託が必須であり、その他の業務にはそのような縛りは無いということか。	「大劇場及び小劇場音響設備保守点検業務委託」は誤記ですので、「大劇場及び小劇場音響設備保守点検業務」に要求水準を修正します。
588	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	1	33	維持管理業務_修繕業務	国立能楽堂の修繕業務は、振興会が実施する業務として定義されているが、小破修繕(1件あたり100万円未満程度)も同様と理解してよいか。	能楽堂の修繕業務は【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」のとおり本事業の対象外としています。修繕については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」をご参照ください。小破修繕といった定義はしていません。
589	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	1	33	維持管理業務_修繕業務	小破修繕について事業者が実施する業務となる場合には、1件あたりの上限額・過去5年程度の実績(実施項目・金額)を示していただけるか。	H28～R2の実績合計は、以下のとおりです。 金額:約140,000千円 件数:約570件 なお、これらは破損や故障後の修理等における実績であり、事業期間中は建物全体性能が契約時の施設整備要求水準を下回らないよう行う修繕業務とは異なる点に留意ください。
590	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	2	8	ICカード作成業務	(R8～)となっているが、国立能楽堂の維持管理運営業務は令和6年度より開始となるが、ICカード作成業務については、令和8年4月1日から行うのか。令和6年度から開始する業務ではないか。	令和8年4月1日から業務開始になります。業務開始日は、既存のICカード作成業務の業務終了日に合わせて設定しています。
591	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	2	8	ICカード作成業務	(R8～)となっているが、国立劇場再整備が完了していない状態で、初回発行分が令和8年4月1日より利用できるように準備する意図は何か。	No.590の回答をご参照ください。
592	(添付2-1)本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容	2	表外	表外_※1	表外に「※1 引越業務は、①既存施設から仮移転先への移設(R6)、②仮移転先から国立劇場へ移設(R11)の2段階いずれも、振興会が主に実施するが、事業者は、必要に応じて立会や会議への同席を行うこと。」とあるが、会議への同席頻度はどの程度を想定しているか。	①②ともそれぞれ10回程度を想定しています。
593	(添付2-2)業務工程概要	1	4	業務工程概要	施設整備期間の短縮(施設引渡時期の前倒し)提案の可否および公募選定審査において加点要素となるかご教示頂きたい。	引渡し時期の変更は認められません。
594	(添付2-3)入居予定人数及び入居部署の勤務時間	1	7	入居予定人数	舞台スタッフは振興会が主催する公演における舞台オペレーションを実施するスタッフを指し、事業者にて振興会が実施する公演のために舞台スタッフを配置する必要は無いとの認識で良いか。	ご理解のとおりです。
595	(添付2-4)現状の来場者数及び来場車両台数	1	1	来場者数及び来場車両台数の内訳	現状の大劇場・小劇場・演芸場における各来場者の属性(性別・年齢等)を可能な限りご教示頂きたい。	現国立劇場の来場者の属性については、維持管理・運営業務における要求水準を構成する、又はその検討のための参考資料としての公表は予定しておりません。
596	(添付2-4)現状の来場者数及び来場車両台数	1	1	来場者数及び来場車両台数の内訳	車両による来場以外に、現国立劇場の観劇者の来場方法(電車・バス等)および寄り駆の利用数をご教示頂きたい。	No.222の回答をご参照ください。
597	(添付2-5)移植する既存樹木のリスト	1	1	植栽の基本方針等	保存または移植とされている記念樹等の敷地内の移植場所について、何か制限・制約があればご教示頂きたい。	制限や制約はありません。
598	(添付2-5)移植する既存樹木のリスト				記載の「特記された記念樹等」とは図面上で赤字で記載のある「●●_駿河小町」等と記載のあるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
599	(添付4-1)都市計画等に係る条件	1	26	帰宅困難者対策等	文中記載の【参考資料4-7】「独立行政法人日本芸術文化振興会事業継続計画」が公表されていない為、開示願いたい。	入札公告時に示します。
600	(添付4-1)都市計画等に係る条件	1		建築物の敷地面積の最低限度	複数棟の場合、合計でよろしいでしょうか。	敷地の分割は想定していません。一の敷地での計画となります。
601	(添付4-1)都市計画等に係る条件	1		下水道等の供給処理施設に対する影響	提案提出前に事業者にて関係行政機関と協議・調整を行うことはできますでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
602	(添付4-1)都市計画等に係る条件	1		景観上の配慮	国会議事堂との関係とは具体的に何を指すのでしょうか。	【参考資料4-1】「今後の霞が関地区の整備・活用のあり方」等を踏まえ提案してください。
603	(添付4-3)敷地内壁面線の位置図	1	1	敷地内壁面線の位置図	警察官詰所は、壁面後退の指示に従う必要があるかご教示頂きたい。	【添付資料4-1】「都市計画等に係る条件」に記載のとおり、警察官詰所等の軽微な建築物や工作物等は壁面後退の制限の対象とはしません。
604	(添付4-3)敷地内壁面線の位置図	1		敷地内壁面線の位置図	景観上の圧迫感を与えないよう配慮した計画を検討する上で、屋外広告物条例等の法令上の制約以外に、建物外周壁面や敷地外構部へのサインエッジの配置等についての制約はあるか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章の景観等に関する規定が適用されます。
605	(添付4-3)敷地内壁面線の位置図	1		敷地内壁面線の位置図	壁面後退が示された境界では道路斜線・隣地斜線は発生しないと考えてよいか。	壁面後退は要求水準の一部として設定しているものであり、斜線制限については一般の法令に基づき提案してください。
606	(添付4-4)施設の基本的性能基準適用表	1	11	安全性/防災性/耐震	耐震性能としてⅡ類を要求される建物範囲を具体的に教えて頂けないでしょうか。	【添付資料4-4】「施設の基本的性能基準適用表」のとおり、国立劇場は耐震安全性の分類においてⅡ類の性能とする必要があります。これを満足する範囲において、民間収益施設については事業者の提案によります。
607	(添付4-5-1)舞台各室性能表	1		A-21,A22	第1シーリング、第2シーリングは、床面積不算入となっているが、床を張って壁・天井で囲った場合でも算入されないと考えてよいか。	No.430の回答をご参照ください。
608	(添付4-5-1)舞台各室性能表	2		B-16,17	第1シーリング、第2シーリングは、床面積不算入となっているが、床を張って壁・天井で囲った場合でも算入されないと考えてよいか。	No.430の回答をご参照ください。
609	(添付4-5-1)舞台各室性能表	3		C-9,10	第1シーリング、第2シーリングは、床面積不算入となっているが、床を張って壁・天井で囲った場合でも算入されないと考えてよいか。	No.430の回答をご参照ください。
610	(添付4-5-3)大道具各室性能表	1		J-10	小劇場 客席ワゴン収納庫(文楽床下)は、床面積算入と考えてよいか。(他の客席ワゴン収納庫は不算入となっている)	ご理解のとおりです。
611	(添付4-5-6)養成研修各室性能表				客室性能表では部屋番号Q-19、講義室の室面積が30㎡、添付資料4-7-6 P3では「有効面積8m×8.5mを確保」とあるが、どちらを正とすればよいか。	【添付資料4-5-6】「養成研修各室性能表」の室面積を57㎡、【添付資料4-7-6】「養成研修各室の性能特記事項」の記載を「有効面積7.5m×7.5m以上」に修正します。
612	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1	16	w-14 グランドロビー	イベントスペースや広場でのイベントで使用する資材や毎年使用する備品(鏡開きやさくらまつりなど、季節に合わせた装飾)などを保管する倉庫の記載がないが、事業者が必要な倉庫などを確保する提案を行うと理解して良いか。	ご理解のとおりです。
613	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1		レストラン・カフェ	「添付資料4-5-8 普及発信各室性能表」では、「レストラン・カフェ」の必要面積が600㎡・1室と記載されている。また、要求水準では、「レストラン・カフェ」それぞれ1店舗以上かつ全体で200席程度となっている。一方で、「添付資料4-7-8 普及発信各室の性能特記事項」では、レストラン400㎡(150席)、カフェ200㎡(100席)と記載されている。数字に齟齬があるため、正しい情報をご教示頂きたい。	レストラン・カフェは、それぞれ1店舗以上、かつ全体で床面積600㎡、客席数200席程度とします。【添付資料4-7-8】「普及発信各室の性能特記事項」の記載を削除します。
614	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1		レストラン・カフェ	レストランやカフェの店舗数を増やしたい場合、「添付資料4-7-8 普及発信各室の性能特記事項」を参考に、合計面積を600㎡かつ席数は合計で250席の範囲内で増やすという理解か。	No.613の回答をご参照ください。なお、他の要求水準を満足する範囲において、要求水準に規定する面積又は席数を超える提案も可能です。この点を踏まえ、要求水準を修正します。

615	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1		レストラン・カフェ	レストラン・カフェの1店舗あたりの最低面積に関する基準があれば開示いただきたい。	事業者の提案によります。
616	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1		ショップ	「添付資料4-5-8 普及発信各室性能表」では、「ショップ」の必要面積が200㎡、1室と記載されている。また、要求水準では、「ショップ」は1店舗以上となっている。ショップの店舗数を増やしたい場合、合計面積が200㎡の範囲内で増やすという理解か。	他の要求水準を満足する範囲において、要求水準に規定する面積を超える提案も可能です。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
617	(添付4-5-8)普及発信各室性能表	1		ショップ	ショップ1店舗あたりの最低面積に関する基準があれば開示いただきたい。	No.615の回答をご参照ください。
618	(添付4-5-10)施設設備・交通部分各室性能表	1	4	時計表示	特高電気室、自家発電機室、高圧電気室、受水槽室、衛生機械室、排水処理室、熱源機械室、消火ポンプ室/ポンペ庫、空調機械室/ファンルーム、EV機械室に時計表示が必要か。	【添付資料4-5】「各室性能表」の記載のとおり、必要となります。
619	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	1	空間遮音性能	「完成後にこれらの性能が得られていることを確認する。もしくは想定される各室の音源が受音室側の運用に支障とならないレベルであることを確認する。」とあるが、確認する際の具体的な方法・条件について示してほしい。また、どのようなことが確認できれば、「運用に支障とならない」と判断してよいか、具体的に示してもらえないか。	遮音性能については、信号音による遮音性能測定に加えて、太鼓等実音源による確認を振興会立会いのもとで行い、【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に規定する性能が確保されているか確認しますが、具体的な方法については振興会との協議により決定します。また、「運用に支障とならない」とは、単体の実音源による測定において、受音レベルが室内騒音低減目標値よりも1ランク上(目標値がNC-20であればNC-15)の値を下回ることを基本とし、要求水準を修正します。
620	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	1	空間遮音性能	外部騒音・振動等に関して実態調査に基づく騒音・振動源が、「各室の設定室内騒音下において影響しないこと」とあるが、「要求水準書4章5節3.(2)①遮音計画」より、「騒音源による入射音の、各室中央部分における測定値が、各室内騒音値より5dB以上低い(もしくは測定できない)こと」と考えてよろしいか。また、その測定に際して、実態調査で測定した騒音・振動値が、再現できないことが想定されるが、その点についてはやむを得ないものと考えて、確認しないことでよろしいか。上記とは異なる確認方法や騒音・振動源の設定の仕方を想定している場合、具体的な確認の方法を示して欲しい。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No.410の回答をご参照ください。
621	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	1	空間遮音性能	本資料中、固体伝搬音について130dB等の発生源が設定されているが、上記確認にあたって、どのような音源を用意すればよいか具体的に示して欲しい。	No.619の回答をご参照ください。
622	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1	1	空間遮音性能	本資料中、床衝撃に関して、「舞踊・とんぼ」「ダンス」「宙返り」等の非定量的かつ、再現性に乏しいと思われる音源が設定されているが、上記確認にあたって、どのような方法で確認を行えばよいか具体的に示して欲しい。	JIS A1418-1 2 (建築物の床衝撃音遮断性能の測定方法)の床衝撃音性能目標値を確認する測定により、【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に規定する性能が確保されているかを確認することとし、要求水準を修正します。
623	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方	1			民間オフィス～大劇場・小劇場・録音間がDr-55とあるが、対象経路から考えると目標値が低すぎるようにもわれるが、間違いがないかをご確認いただきたい。	各劇場及び録音室における発生音と民間オフィスで想定される室内騒音目標値から、民間オフィスと大劇場、小劇場及び録音室間の遮音性能をDr-80以上とし、要求水準を修正します。
624	(添付4-6-7)空間遮音性能の考え方				JISで規定している室間音圧レベル差等級は、Dr-85までと思われる。各所に、Dr-90, 95, 100が設定されているが、それらの定義、評価曲線等をご教示頂きたい。	【添付資料4-6-7】「空間遮音性能の考え方」に示すとおり、想定できる発生音最大値と室内騒音低減目標値からの差を必要遮音性能として示した数値であり、Dr-85を超える場合にも90以上の数値で示しています。Dr-85を超える遮音性能については、Dr-85の等級曲線を全周波数帯にわたってスライドさせた曲線により定義することとし、要求水準を修正します。
625	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	5	2	A-7仮花揚幕室	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがあります。字幕操作室は、仮花揚幕室が該当する室なのか、ご教示願います。	No.423の回答をご参照ください。
626	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	5		A-7仮花揚幕室	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、字幕表示のオペレーションがある。字幕操作室は、仮花揚幕室が該当する室なのか。	No.423の回答をご参照ください。
627	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	6	2	A-8公演記録室(多目的室)	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがあります。オーディオガイド操作室は、公演記録室が該当する室かご教示願います。	No.422の回答をご参照ください。
628	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	6		A-8公演記録室(多目的室)	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがある。オーディオガイド操作室は、公演記録室が該当する室なのか。	No.422の回答をご参照ください。
629	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	9	2	A-20舞台効果室	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがあります。オーディオガイド操作室は、舞台効果室が該当する室かご教示願います。	No.422の回答をご参照ください。
630	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	9		A-20舞台効果室	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)の放送オペレーションがある。オーディオガイド操作室は、舞台効果室が該当する室なのか。	No.422の回答をご参照ください。
631	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	14	5	B-13照明操作室	「プロジェクター室を兼ねる」との記載がありますが、専用のスペースを設置するかご教示願います。現在は、音響室横の映写室にて運用しているものと思料します。	事業者の提案によりますが、専用のスペースを設ける場合は照明操作室から直接出入りができるものとしてください。
632	(添付4-7-1)舞台各室の性能特記事項	14		B-13照明操作室	プロジェクター室を兼ねるとの記載があるが、専用のスペースを設置するか。	No.631の回答をご参照ください。
633	(添付4-7-2)楽屋各室の性能特記事項	7	12	H-5食事スペース	楽屋に食堂などは不要で、50名程度が同時に食事できるフリースペースを設ければ良いという認識で良いか。	ご理解のとおりです。
634	(添付4-7-3)大道具各室の性能特記事項	1	10	I-1大劇場奈落・大道具倉庫	ピアノ庫の広さについては、スタインウェイ1台のみの保管できる広さがあれば良いか。	スタインウェイD-274型1台を収納し、調律等の作業が可能なスペースを周囲に確保することとし、要求水準を修正します。
635	(添付4-7-3)大道具各室の性能特記事項	1	10	I-1大劇場奈落・大道具倉庫	ピアノ庫は個別の湿度調整が可能な別の場所に設けるという提案も可能か。	大劇場及び小劇場の舞台への搬入に支障がなければ可能です。
636	(添付4-7-3)大道具各室の性能特記事項	2	7	J-1小道具奈落	「大劇場に準ずる」とあるが、小劇場にもスタインウェイD274を収納するピアノ庫が必要か。	大劇場及び小劇場共通のピアノ庫とします。
637	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1	5	M-3ホワイエ	現在の国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務があります。「備考」欄に貸出カウンターについての記載がありませんが、設備に含まれるのかご教示願います。	No.575の回答をご参照ください。
638	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1		M-3ホワイエ	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務がある。備考に貸出カウンターについての記載がないが、設備に含まれるのか。	No.575の回答をご参照ください。
639	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	1		M-4コインロッカー室	大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれでなく、グランドロビーに集約して設けることは可能でしょうか。	No.439の回答をご参照ください。
640	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	3	5	N-3ホワイエ	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務がある。備考に貸出カウンターについての記載がないが、設備に含まれるのか。	No.575の回答をご参照ください。
641	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	3		N-3ホワイエ	国立劇場の来場者サービス支援業務の一つとして、オーディオガイド(イヤホンガイド)のレンタル業務がある。備考に貸出カウンターについての記載がないが、設備に含まれるのか。	No.575の回答をご参照ください。
642	(添付4-7-5)客席・ホワイエ各室の性能特記事項	5		事務室	大劇場、小劇場、演芸場にそれぞれでなく、集約して設けることは可能でしょうか。	各劇場での来場者サービス提供に支障がなければ可能です。
643	(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項	2		Q-17 倉庫	とんぼ道場は養成研修に含まれていますが、稽古場や楽屋・舞台とのアクセス条件はございますか。	要求水準に定める範囲で提案してください。
644	(添付4-7-6)養成研修各室の性能特記事項	4	8	Q-33リフレッシュスペース	養成研修でのリフレッシュスペースは何名程度の利用を想定すればよいか。	【添付資料4-5-6】「養成研修各室性能表」に定める面積程度とし、事業者の提案によります。
645	(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項	1		W-2体験展示	【空間構成】3行目「提案に応じ」とは、「事業者の提案に応じ」と言う解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
646	(添付4-7-8)普及発信各室の性能特記事項				W-2 体験展示の[空間構成]として「無柱の大空間とし、可動壁により分割できる計画とする」と記載されている。体験展示では、空間構成を変更するような規模の大きな更新を実施するということか。体験展示は、企画展示と同様の空間構成における自由度、可変性が求められるということか。体験展示において「無柱の大空間とし、可動壁により分割できる計画とする」ことの意図をご教示いただけるか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第7節.6.及び第5章.第3節.5.の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
647	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	2		共用会議室Y1-10	特記事項に設置の指定がある「ピクチャーレール」について想定されている用途をご教示願います。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.1.(5)③h.をご参照ください。用途は絵画等を設置することを想定しています。

648	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	7	5	a-5 休養室(男性用) a-6 休養室(女性用) a-7 リフレッシュスペース	「用途・使用者等」の項目に記載がなく、各室性能表および各室の性能特記事項にも事業者スタッフ用の更衣室や休憩室の記載がないが、どのようにお考えか。必要な大きさ・数・あり方については、事業者提案に委ねると理解してよいか。	ご理解のとおりです。
649	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	7	12	a-10郵便関係室	郵便関係室は総務課管理室と近接とあり、また、3節、設計・施工条件配置計画の条件2では「国立劇場の各部門は、特に指定がない限り部門単位で可能な限り同一階に集約」ともある。郵便関係室は総務企画部と近接と考えてよいか。	各部門単位での集約よりも、郵便関係室が総務課管理室と近接する条件を優先してください。
650	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	7			案内業務のスタッフ控室の記載がありませんが、使用予定の部屋があればご教示願います。	P-1事務室(大劇場)、P-2事務室(小劇場)、P-3事務室(演芸場)を想定しています。
651	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	7		a-2 電話交換室	「交換手1名が常駐、電話交換機室を含む」と記載がありますが、電話受付案内業務は「国立劇場内」で業務を提供する想定でしょうか。	【添付資料5-3-4】「電話受付案内業務に係る要求水準」をご参照ください。
652	(添付4-7-9)事務管理各室の性能特記事項	8	7	a-18 関係事務室	関係事務室が20㎡設定されているが、用途および使用者等の想定はどのような内容か。	芸能関連団体が事務所として使用することを想定しています。
653	(添付4-8)エレベーターの考え方	1		エレベーターサイズ一覧	大劇場と小劇場、演芸場に搬入用エレベーターの仕様が示されているが、動線上問題がない場合に兼用することは可能か。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第6節.1.(5)③をご参照ください。
654	(添付4-8)エレベーターの考え方	1		エレベーターサイズ一覧	振興会と楽屋の乗用エレベーターを兼用することは可能か。	兼用は不可です。
655	(添付4-8)エレベーターの考え方	1			楽屋口からのEVと、振興会のEVは別とする必要があるということでしょうか。	No.654の回答をご参照ください。
656	(添付4-10-1)大劇場 劇場単線図	6			表「舞台寸法」のコ索落レベル上部有効寸法7273mmは、この寸法以上の有効が確保できていればよいという最低条件と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
657	(添付4-10-3)大劇場 舞台床機構図・仕様表				舞台床機構の装置そのものの重さをご教示いただきたい。	事業者が各自想定してください。
658	(添付4-10-4)大劇場 舞台吊物表・仕様表				吊り機構の装置設置位置と装置重量をご教示いただきたい。	求める性能(積載荷重、速度、制御等)を満足する範囲において、事業者の提案によります。
659	(添付4-10-5)大劇場 大臣囲い仕様				大臣囲いの想定重量をご教示いただきたい。または、現劇場で使用している大臣囲いの重量を参考にご提示いただきたい。	事業者が各自想定してください。なお、現状の大劇場大臣囲いは1台あたり約4,500kgとなっています。
660	(添付4-11-3)小劇場 舞台床機構図・仕様表				舞台床機構の装置そのものの重さをご教示いただきたい。	No.657の回答をご参照ください。
661	(添付4-11-4)小劇場 舞台吊物表・仕様表				吊り機構の装置設置位置と装置重量をご教示いただきたい。	No.658の回答をご参照ください。
662	(添付4-11-5)小劇場 大臣囲い仕様				大臣囲いの想定重量をご教示いただきたい。または、現劇場で使用している大臣囲いの重量を参考にご提示いただきたい。	事業者が各自想定してください。なお、現状の小劇場大臣囲いは1台あたり約4,000kgです。
663	(添付4-12-3)演芸場 舞台吊物表・仕様表				吊り機構の装置設置位置と装置重量をご教示いただきたい。	No.658の回答をご参照ください。
664	(添付4-16)建設工事に関する留意事項	7	22	bb.(a)	「仮設事務所に設置する備品等及び事業者が負担する消耗品当は、下表による。」と記載されていますが、仮設事務所に設置する備品は事業費の一部に含む(入札価格に含める)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
665	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	4	2 業務実施体制	修繕業務責任者はその他の業務責任者及び業務従事者を兼任可能との認識で良いか。	【添付資料5-1-3】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」をご参照ください。
666	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	16	3.修繕業務の考え方	「個々の建築資機材の自然損耗は許容される」とありますが、図表1-1にも記載のあるように事業終了時についても同様という理解でよろしいでしょうか。	【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」をご参照ください。
667	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1	25	図表1-1	記載の通り、ある設備の全部、または部分の更新については振興会により実施され、点検の中で実施される部品交換や部分補修等については事業者による実施という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
668	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1		図表1-1	図中に「更新(振興会で実施)」とあるが、各々の修繕・更新が必要な個所について、更新とするか修繕とするかについては、参考資料5-1-4を参考にしつつも協議の上決定いただけるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
669	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1		図表1-1	図表1-1内における更新(振興会で実施)の想定実施年、実施内容を示していただけるか。	【参考資料5-1-4】「修繕・更新周期の考え方」をご参照ください。更新業務は振興会が実施することを想定していますが、修繕計画の実施年については修繕業務の達成状況、機器の劣化状況等を勘案して決定します。
670	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1		3. 図表1-1 修繕業務の考え方	保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等を除き、劣化した部位・部材や機器等は振興会にて新しい物に取り替え、その費用も負担されるとの理解でよいか。	国立劇場の舞台関係設備については、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」、【添付資料5-2-2】「国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等」、【添付資料5-2-4】「国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」、【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」をご参照ください。
671	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	1		図表1-1	図表内に、「更新(振興会で実施)」と記載があるが、修繕業務は事業者で実施し、更新業務は振興会で実施するという認識で良いか。	【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に規定する修繕業務は事業者で実施し、更新業務の費用負担は振興会が実施します。調達方法はその時点で決定します。
672	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	3	10	5.共用部の修繕の考え方	「共用となる設備機器等の修繕費用の負担割合は、国立劇場と民間収益施設の延床面積の按分等による合理的な負担割合とし、協議のうえ決定する」とありますが、入札金額への含め方・考え方についてご教示ください。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」をご参照ください。
673	(添付5-1-1)修繕に係る要求水準	3	10	5.共用部の修繕の考え方	「共用となる設備機器等の修繕費用の負担割合は、国立劇場と民間収益施設の延床面積の按分等による合理的な負担割合とし、協議のうえ決定する」とありますが、これは修繕費用以外の維持管理費(定期点検費用等)についても同様という理解でよろしいでしょうか。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」をご参照ください。
674	(添付5-1-2)諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限			清掃業務範囲	清掃業務範囲に記載されている清掃頻度等は参考値であり事業者の提案により変更可能との理解で良いか。	【添付資料5-2-8】「各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準」3.において「周期については、【添付資料5-1-2】「諸室ごとの業務実施時間帯、清掃業務範囲及び立入り制限」による。」としているとおり、必要な実施頻度を示しています。なお、効率的な業務の実施に寄与すると考えられる場合は、事業契約後に事業者と協議のうえ、振興会が決定します。
675	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	3	1._(1)総括代理人	総括代理人は常駐の必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
676	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	5	1._(2)直属スタッフ	直属スタッフは常駐の必要はないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
677	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	6	1_(3)統括責任者	統括責任者及び統括責任者補佐について「職員の勤務時間帯(主に9時30分から18時15分まで)は駐在」と記載がありますが、平日という理解でよろしいでしょうか。	No.525の回答を参照ください。
678	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	6	1_(3)統括責任者	統括責任者及び統括責任者補佐について「職員の勤務時間帯(主に9時30分から18時15分まで)は駐在」と記載がありますが、記載の開始時刻及び終了時刻をカバーしておれば勤務時間をずらすことも可能でしょうか。 例)統括責任者8:30~17:15、統括責任者補佐10:30~19:15をそれぞれの勤務時間とするなど	No.525の回答を参照ください。
679	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	7	1._(3)統括責任者	統括責任者は、9時30分から18時15分までは常駐の必要があるとの理解でよいか。	No.525の回答を参照ください。
680	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	10	1._(4)統括責任者補佐	統括責任者補佐は、9時30分から18時15分までは常駐の必要があるとの理解でよいか。	No.525の回答を参照ください。

681	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	12	1_(5)維持管理・運営業務に関わる振興会との連絡窓口	振興会と常時連絡が可能な体制とありますが、これは貴会の勤務時間帯(9:30～18:15)には連絡が可能な体制ということでしょうか。	No.535の回答をご参照ください。
682	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	15	1_(6)維持管理・運営の各業務責任者	各業務責任者は各々の業務を兼務することは可能でしょうか(例:定期点検保守業務と運転・監視及び日常点検・保守業務等)	【添付資料5-1-3】「維持管理・運営に係る配置者の一覧」をご参照ください。
683	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	15	1_(6)維持管理・運営の各業務責任者	各業務責任者を維持管理・運営企業の本社スタッフ等とする(非常駐)ことは可能でしょうか。	本社スタッフとすることは可能です。ただし、常駐・非常駐ともに勤務形態については関係する添付資料を確認してください。
684	(添付5-1-3)維持管理・運営に係る配置者の一覧	1	37	2_(3)自衛消防組織要因	「清掃業務従事者を除く各業務従事者が兼任」とありますが、すべての業務従事者が自衛消防技術認定の資格者(講習受講者)ではなく、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
685	(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	6	2業務実施体制	維持管理業務の各従事者の「配置」について、別途に業務時間や配置人数の記載がないものについては「常駐しなくともよい」との理解でよいのか。	関係する添付資料を確認してください。
686	(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	10	3_(1)建築保全業務仕様書	建築保全業務共通仕様書が改定された場合、仕様変更に基づく契約改定は発生するか。	法令、基準等の重要な変更があった場合の対応は協議とします。
687	(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	1	10	3_(1)定期点検等及び保守業務の要求水準	「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)により業務を実施する。」とあるが、建築保全業務共通仕様書の位置づけは建築保全業務を実施する際の参考との認識でよいのか。	No.562の回答をご参照ください。
688	(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	3		表1.1.4.8環境への配慮(読替え)	第5章 維持管理・運営 第1節5.(14)業務実施にあたっての諸条件 表1-3は、(資料-1)業務要求水準書(案) 第5章 維持管理・運営 第1節5.(7)業務実施にあたっての諸条件 表5-3の誤記か。	ご理解のとおりです。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
689	(添付5-2-1)定期点検等及び保守業務に係る要求水準	9		表1.7.4.3故障時等の対応(読替え)	故障時は可能な限り迅速に出動することとした上で、出動依頼から事業者が到着するまでの目標時間30分は、あくまでも目標との理解でよいのか。	ご理解のとおりです。また、【添付資料5-2-1】「定期点検等及び保守業務に係る要求水準」表1.7.2.3と同様に「故障時等の対応広域災害・地域災害の際ははこの限りではないが、早期出動の努力をすること。」とし、要求水準を修正します。
690	(添付5-2-2)国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等	1	1	1_業務内容	本資料に記載の全ての設備について、実際に点検を実施している点検業者名をご教示ください。また、下記設備についてはメーカーを合わせてご教示ください。 ・中央監視設備 ・空調用自動制御装置 ・非常放送設備 ・防犯設備 ・自動火災報知設備 ・非常用発電設備	点検業者名及び設備メーカーについては、質問回答に添付する【文書2】「国立能楽堂設備等点検業者一覧表」をご参照ください。
691	(添付5-2-2)国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等	78		国立能楽堂排水用各水槽清掃作業業務「別図」	別図記載の水槽・トラップの容量が「参考5-2-2国立能楽堂定期点検に係る検査報告書等」1頁目の作業報告書と異なっている。資料間の差異については図面優先などの優先順位があればご教示頂きたい。	1階配膳室のグリストラップは、0.045m ³ とします。その他の容量は、図面の寸法を優先します。
692	(添付5-2-2)国立能楽堂定期点検等及び保守業務に係る設備・点検項目等	110	3	1_(2)	国立能楽堂については「管球・点灯管は能楽堂より支給する」とのことですが、国立劇場についても同様に管球・点灯管は振興会より支給されるという理解でよろしいでしょうか。※質問内容変更	ご理解のとおりです。
693	(添付5-2-3)植栽管理に係る要求水準	1	5	2_業務実施体制	「造園施工管理技士1級の有資格者」については、常駐は求められないという理解でよろしいでしょうか。また、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も業務実施に支障が無ければ(業務要求水準を遵守可能な限りにおいては)可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
694	(添付5-2-3)植栽管理に係る要求水準	1	11	3_④植栽管理の要求水準	「建築保全業務共通仕様書(平成30年版)により業務を実施する。」とあるが、建築保全業務共通仕様書の位置づけは建築保全業務を実施する際の参考との認識でよいのか。	【添付資料5-2-3】「植栽管理に係る要求水準」3.④に記載のとおり、「建築保全業務共通仕様書」による実施とします。
695	(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	2	1_(6)業務時間・日程及び実施回数	各種設備の定期点検・保守業務において「参考資料」が示され、「参考に「業務計画書」に定める」とあります。これはあくまで参考であり、点検仕様・頻度について事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
696	(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	20	1_(2)業務実施体制	業務実施体制として「業務責任者、業務副責任者、業務従事者」は本業務を担当する維持管理企業(構成員・協力企業)からの再委託でよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
697	(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	23	1_(2)_②業務副責任者	「業務副責任者は業務副責任者を補佐する者」と記載がありますが、「業務副責任者は業務責任者を補佐する者」が正しいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
698	(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	25	1_(2)_③実務経験	国立劇場と同等以上の舞台機構を有するとありますが、舞台機構の仕様等具体的なお考えがあればご教示ください。	事業者の提案によります。
699	(添付5-2-4)国立劇場舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	35	5_(2)調達の内容	「契約は単価とし～その都度行われるものとする」とありますが、入札金額への含め方・考え方についてご教示ください。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第2.3.(2)表2を修正します。
700	(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	11	1_(2)_③実務経験	国立能楽堂と同等以上の舞台機構を有するとありますが、舞台機構の仕様等具体的なお考えがあればご教示ください。	事業者の提案によります。
701	(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	16	1_(3)業務時間及び配置人数	「原則1日につき1ポスト勤務」と記載がありますが、このポストとは、勤務時間(9時～22時)を1ポストとする理解でよろしいでしょうか。また、休憩は可能でしょうか。	【添付資料5-2-5】「国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準」1.(3)②をご参照ください。
702	(添付5-2-5)国立能楽堂舞台関係設備の点検・保守業務に係る要求水準	1	18	1_(3)_①業務時間及び配置人数	「振興会と協議のうえ、増員も可能とする。」とありますが、協議の結果増員が行われ年間330ポストを超える場合はサービス対価も増額となるとの理解でよいのか。	ご理解のとおりです。増額協議については、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第5.1.1によります。
703	(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	6	2_①	業務責任者、業務副責任者、機械技術者のそれぞれについて資格要件の記載がありますが、施設特性から業務を実施するにあたり不要な資格については、実務経験年数を満たす限りにおいては要件としないなどご検討いただけませんか。	原文のとおりとします。
704	(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7	2_①業務実施体制	業務責任者は記載されている資格の内いずれかを保有していればよいとの理解でよいのか。	すべての資格の保有が必要です。

705	(添付5-2-6)運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	13	2_②業務実施体制	業務副責任者は、「内1名は、業務責任者と別の資格の技術者とする。」とされているため、2名以上常駐の必要があるとの理解でよい。	業務副責任者の配置人数については、事業者の提案によりますが、2名以上常駐の必要はありません。「8時30分～17時30分は業務責任者又は業務副責任者を配置すること。」及び業務副責任者の内1名について「業務責任者と別の資格(電気又は機械)の技術者とする。」を満たし、かつ業務要求水準の業務内容を遵守してください。
706	(添付5-2-7)国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7	2_①業務実施体制	業務責任者は記載されている資格の内いずれかを保有していればよいとの理解で良い。	すべての資格の保有が必要です。
707	(添付5-2-7)国立能楽堂運転・監視及び日常点検・保守業務に係る要求水準	1	7	2_①業務責任者	国立能楽堂の運転監視業務の責任者を担うには記載の資格全ての保有が必須でしょうか。複数名で全てを満たせばよい等、要件を緩和頂けませんでしょうか。	すべての資格の保有が必要です。
708	(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	4	27	4_(7)_⑦	「劇場表方はやむを得ない場合を除いて、…」とあるが、やむを得ない場合というのは突発的な汚れが発生した場合でしょうか。また、その際は貴会からの指示に従って実施するのですか。	塵芥の回収ができない状況となった場合などを想定しています。
709	(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	7	32	5_(6)_④床面清掃	能舞台清掃に必要な雑巾類は事業者の負担でしょうか。その場合、年間使用量をご教示いただきたい。	現在、能舞台の清掃にはネル(75cm×75cm)を使用しています。ネルは年間5～6枚程度を洗濯、漂白して再利用しています。ネルは事業者負担です。
710	(添付5-2-8)各部位の日常清掃及び定期清掃に係る要求水準	9	10	6_(2)事業者の負担	事業者負担が必要な消耗品類の直近5年間の実績又は想定されている使用量をご教示ください。	令和3年4月1日から12月11日までの使用量を、入札公告時に示します。
711	(添付5-2-10)作業環境測定・照度測定に係る要求水準	1	3	2_業務実施体制	「第一種又は第二種作業環境測定士の有資格者を業務責任者として配置」とありますが、常駐は求められないという理解でよろしいでしょうか。また、構成企業や協力企業からの再委託先からの選任も業務実施に支障が無ければ(業務要求水準を遵守可能な限りにおいては)可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
712	(添付5-2-11)什器・備品調達に係る要求水準	1	17	4_(1)一般備品調達の要求水準	新規調達を行う備品選定の際に、グリーン購入法など、考慮しなければならない法律及び条例等があれば教示ください。	考慮しなければならない法律及び条例等については事業者で確認してください。
713	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1	3	調達の考え方 C 既存施設にあるもの	調達の考え方「C 既存施設にあるもの」に該当する什器備品の取り外しや移転、一時保管、据え付けなどの業務は、本事業の業務外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
714	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1	3	調達の考え方 C 既存施設にあるもの	調達の考え方「C 既存施設にあるもの」に該当する什器備品の日常保守・更新・修繕は、本事業の業務外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
715	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1	3	調達の考え方 E 別途施設整備業務にて整備するもの	調達の考え方「E 別途施設整備業務にて整備するもの」に該当する什器備品を調達する費用は、事業費の内訳上、施設整備費と維持管理費(什器・備品調達業務費)のどちらの扱いになるのでしょうか。	施設整備費となります。
716	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1	7	一般備品 家電・事務機器	一覧表において、「電子レンジ、ポット、冷蔵庫など」は本事業外で調達となりますが、誰が調達業務を行い、誰の負担で調達するかについて、ご教授ください。	国立劇場に必要な家電については、振興会の負担で調達します。
717	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1	14	分類 舞台備品 照明・音響	舞台備品の照明と音響は、調達の考え方「C 既存施設にあるもの」、「E 別途施設整備業務にて整備するもの」の両方がありますが、施設整備業務で調達する照明と音響を検討する上で、既存施設にあって新施設に持ち込む照明と音響の内容をお教えください。	照明設備については、灯体・ケーブルなど、音響設備については、マイクロフォン・マイクスタンド・ケーブルなどを想定しています。具体的な照明と音響の機器については、入札公告時に示します。
718	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1		舞台備品	舞台備品のうち「舞台」が区分A「什器・備品調達業務」に区分されていますが、調達費用は事業者負担でしょうか。その場合、具体的に調達予定の備品について仕様や想定単価、個数をお示しください。	【添付資料5-2-13】「什器・備品リスト 舞台備品(大劇場、小劇場、演芸場)」をご参照ください。
719	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1		舞台備品	舞台備品の「舞台」のみ、什器・備品調達業務にて新規調達となっております。(照明・音響は施設整備業務にて調達)。その理由についてご教示ください。一体的に調達・管理をした方が効率的かと思しますので「舞台」についても施設整備業務にて整備としていただけないでしょうか。	【添付資料5-2-12】「什器・備品一覧」に記載のとおりとします。
720	(添付5-2-12)什器・備品一覧	1		一般備品	一般備品のうち「一般什器」、「特殊什器」、一部の「家電・事務機器」、「その他の什器・備品」が、什器・備品調達業務にて新規調達となっております。その理由についてご教示ください。一体的に調達・管理をした方が効率的かと思しますのでこれらの一般備品についても施設整備業務にて整備としていただけないでしょうか。	No.719の回答をご参照ください。
721	(添付5-2-13)什器・備品リスト 舞台備品(大劇場、小劇場、演芸場)	6	22	3劇場共用、ピアノ椅子(背あり・背なし)	備品に含まれているピアノ椅子(背あり・背なし各2脚)は、公演時のピアノの持ち込み使用を想定しているのでしょうか。	持込みの使用も想定しています。
722	(添付5-2-13)什器・備品リスト 舞台備品(大劇場、小劇場、演芸場)				備品リストに譜面台が含まれていませんが、演出および公演等にて必要が生じた場合、興行主が準備するとの認識でよろしいでしょうか。	【参考資料5-2-21】「什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電」に譜面台は含まれます。備品リストに含まれる以上の譜面台の調達は本事業外となります。
723	(添付5-2-14)什器・備品リスト 普及発信施設	2	1	レファレンス	普及発信施設の什器・備品は新規購入と考案が示されているが、検索用PC端末や図書資料複写用複合機、レファレンス用収納庫に必要な什器・備品(書棚、メディア保存ラック等)が無い。調達方法や準備主体はどのようにお考えか。	振興会の負担で調達するため、本事業外となります。
724	(添付5-2-14)什器・備品リスト 普及発信施設	3	4	劇場ツアー ツアー用案内端末	ツアー用案内端末とはどういったものか仕様等具体的にご教示願います。オーディオガイドや字幕も含まれるのか併せてご教示願います。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」5.(1)及び(2)をご参照ください。
725	(添付5-2-14)什器・備品リスト 普及発信施設	3	5	その他	「その他」に示されている什器・備品の配置場所はどこか。	主に事務管理部門を想定しています。
726	(添付5-2-14)什器・備品リスト 普及発信施設	3		劇場ツアー ツアー用案内端末	ツアー用案内端末とはどういったものか。オーディオガイドや字幕もそれに含まれるのか。	No.724の回答をご参照ください。
727	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	12	(2)_①_b 共通事項	業務責任者は国立劇場と国立能楽堂個別に1名選任する必要があるのか、2施設併せて1名選任すればよいのか提示いただきたい。	業務責任者は国立劇場と国立能楽堂併せて1名選任し、施設の業務を指揮する者を各施設それぞれ1名ずつ選任することを想定しております。
728	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	18	1_(2)_②	ポスト配置が記載されていますが、本内容はあくまで参考配置であり、詳細は事業者による提案という理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす範囲において、事業者の提案によります。
729	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	19	(2)_② 国立劇場のポスト配置	各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれるとの認識で良いか。	ご理解のとおりです。
730	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	19	2_(2)_②国立劇場のポスト配置	「国立劇場内及び敷地内巡回」について、全日9時～翌9時とありますが、当該時間帯において常に巡回しているということではなく、事業者提案で都度必要な時間帯に巡回するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
731	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	20	1_(2)_②国立劇場のポスト配置	巡回担当者以外の各警備員の配置は立哨になるか、着座しての警備になるか。配置位置は空調機器の効力範囲内になるか。	事業者の提案によります。
732	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	20	1_(2)_②国立劇場のポスト配置	警備員の配置について、巡回警備担当者がロビーや通用口担当を兼務することは可能か。ロビー担当者の休憩中に巡回担当を代理配置することは可能か。	事業者の提案によります。
733	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	33	(2)_③ 国立能楽堂のポスト配置	各ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれるとの認識で良いか。	No.729の回答をご参照ください。
734	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	1	33	2_(2)_③国立能楽堂のポスト配置	「国立能楽堂内及び敷地内巡回」について、全日9時～翌9時とありますが、当該時間帯において常に巡回しているということではなく、事業者提案で都度必要な時間帯に巡回するという理解でよろしいでしょうか。	要求水準を満たす限り、ご理解のとおりです。
735	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	5	(3)_①_b 業務提供対象	「地下駐車場は機械管理とし」とあるが、機械管理とはどのような管理か具体的に提示いただきたい。	人員による管理ではなく、システム機器による管理を機械管理としています。
736	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	9	(3)_②_a (b) 国立劇場における駐車場管理のポスト配置	ポストの配置時間には休憩及び仮眠時間が含まれるとの認識で良いか。	No.729の回答をご参照ください。

737	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	18	1_(4)_①_(c)	国内外の要人等の先導警備とありますが、警備業法上という4号警備の業務という理解でよろしいでしょうか。	国内外の要人等の先導警備の業務内容については、協力要請の際に関係機関との調整によって決定し、事業者に通知します。
738	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	2	34	(4)_③_a_(d)有資格者の要件	「配置時に1名以上が警備業法に定める資格者(警備員指導教育責任者又は施設警備業務検定2級以上保持者)であること。」とあるが、配置日において毎日ポストに就く警備員のうち1名以上有資格者であることが必要となるのか、国立劇場又は国立能楽堂の警備業務に就業する警備員のうち1名以上有資格者であれば良いのか確認したい。	国立劇場及び国立能楽堂の配置日において毎日ポストに就く警備員のうち、各施設で1名以上有資格者である必要があります。
739	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	3	18	1_(6)_①_(b)	「VIP来場時の対応について既存体制で対応することができない場合、追加費用等の詳細は振興会と協議する」とありますが、本件に関わらず、振興会の依頼による警備配置ポスト・時間の延長は別途費用を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、追加費用等の詳細は、事業者が提案した警備ポストの単価をベースに、事業契約の締結後、振興会と事業者で協議のうえ、振興会が定めます。
740	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	3	43	2_(1)_国立劇場	防災センターへの警備員の常駐は必要としないという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
741	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	11	2_(1)_②_j.緊急電話対応	緊急電話対応の内容をご教示ください。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.3.(6)における緊急事態発生時の電話対応を想定しています。
742	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	35	2_(1)_③_b.交通誘導	交通誘導はあくまでも敷地内での誘導であり、道路に出ての交通誘導(警備業法上の2号警備)ではないとの理解でよろしいでしょうか。必要な場合は別途教育が必要となり人件費増にもつな갑니다。	ご理解のとおりです。
743	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	4	43	2_(1)_③_c.出入口等の開閉等	「振興会の指示に従い、国立劇場の出入口、通用口及び搬入口等の開閉等を行う。ただし、事前に振興会から要請があった場合はこの限りではない。」とありますが、事前の要請とはどのような要請を想定しているかご教示ください。	国立劇場の出入口、通用口及び搬入口等の開閉について、時間帯の変更等を想定しています。
744	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	1	2_(2)_c_(a)_エ	通常夜公演がある日の出演者等の車両がすべて出庫するのは何時ごろが目安となりますでしょうか。	現在は、公演終了後1時間程度となっています。
745	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	23	3_(2)_⑥駐輪自転車等の整理	駐輪自転車等の整理には放置自転車処分も含まれるか。その場合処分費用については貴会に負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	処分費用の負担については、ご理解のとおりです。ただし、処分方法は、処分する度振興会と協議することとします。
746	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	31	3_(4)駐車料金の徴収及び入金等	駐車料金の管理及び徴収を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座及び釣銭を使用し管理及び徴収を行うことで問題ないか。すなわち、事業者名義の口座及び釣銭を使用する必要はないという理解でよいのか。	運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)における駐車料金の管理及び徴収の方法については、事業者の提案によるものとします。料金の管理及び徴収をする際に運営企業の口座を使用することは妨げませんが、振興会と事業者間における料金振込等の口座については、事業者名義としてください。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
747	(添付5-3-1)警備業務に係る要求水準	6	35	3_(4)_④	駐車場売上金を月末締めで集計し、振興会の口座へ振り込みとありますが、保管方法及び1カ月当たりの金額をご教示お願いします。	保管方法について、事業者によります。1か月あたりの金額については、提示できません。
748	(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	1	9	2_(2)	費用について、初回発行分に加え定期更新分(年間5回を超えた場合)もPFI事業内ということでしょうか。	事業期間内に発生した初回発行分及び定期更新分の費用については、PFI事業費に含まれます。
749	(添付5-3-2)ICカード作成業務に係る要求水準	1	20	2_(2)_②_(c)	「初回発行及び定期更新分の～、事業期間中に5回程度を想定する」とありますが、初回発行を含め5回納品を想定している(更新回数は4回)という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
750	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	9	第1_2_(1)_①来場者受付・案内業務	要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演(例えばDiscover KABUKIなど英語対応以上の語学対応が必要なケースなど)が発生した場合は、振興会からPFI事業とは別で発注を行う形になるのか。	振興会において、個別に契約手続を行います。
751	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	9	第1_2_(1)_①来場者受付・案内業務	(上記4との続き)要求水準を超えるレベルのスタッフ配置が必要な公演が発生し、振興会からPFI事業とは別で発注を行う場合、PFI事業者への随意契約での発注となるのか、もしくは一般競争入札となるのか。	振興会において、個別に契約手続を行います。
752	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	1	31	第1_4_(1)	意見収集の方法、タイミング等は振興会の指定となりますでしょうか、または事業者側の提案によるものでしょうか。	事業者の提案によります。
753	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	2	32	第2_2_(2)_b	国立劇場の貸公演における業務範囲は、振興会の主催公演(参考資料5-3-4公演来場者受付・案内等業務に関するデータ)に記載の業務内容と同程度との理解で良いでしょうか。借主が自ら行う業務や依頼に基づくものかどうか。業務範囲の想定をご教示いただけますでしょうか。	貸公演・主催公演を問わず、本業務の範囲は【添付資料5-3-3】「公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準」によります。なお、本要求水準に示している業務以外に借主から依頼があった場合には、借主の負担となります。
754	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	2	34	第2_3_(2)ポスト配置	ここに示されているポスト数に配置される人材は、業務に支障がない限り他の業務と兼任できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
755	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	2	35	第1_2_(1)_①来場者受付・案内業務	新しい施設における来場者案内・受付のポスト数の妥当性検証にあたり、現在の施設(大劇場・小劇場・演芸場)におけるおおよそのポスト配置図や担当業務分担などについて可能な範囲で開示いただきたい。	開示できる資料はありません。
756	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	3	28	第2_4_④ 来場者に対する各種案内・誘導	「幕見席を利用する来場者への案内・誘導」とありますが、幕見席の座席数と位置、設置劇場(大劇場、小劇場、演芸場)をご教示願います。	事業者の提案によります。
757	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	5	21	第2_5_(2)_④ 連絡調整・打合せ	「5.放送業務」に「アンケート実施、物品販売ほか、関係部署との打合せ」が記載されていますが、放送業務(ポスト数1)に「物品販売」が含まれるのでしょうか。それとも、物品販売を含む関係部署との打合せの場に同席を求める内容でしょうか。	物品販売を含む関係部署との打合せの場に同席を求めることを指しております。
758	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	6	2	第3_2_(2)_②	国立能楽堂の貸公演における業務範囲は、振興会の主催公演(参考資料5-3-4公演来場者受付・案内等業務に関するデータ)に記載の業務内容と同程度との理解で良いでしょうか。借主が自ら行う業務や依頼に基づくものかどうか。業務範囲の想定をご教示いただけますでしょうか。	No.753の回答をご参照ください。
759	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	6	9	第3_3_(2)ポスト配置	ここに示されているポスト数に配置される人材は、業務に支障がない限り他の業務と兼任できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
760	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準	8	36	第3_5_② 来場者等への放送案内	「5.放送業務」(ポスト数1)の「②来場者等への放送案内」に記載されている「プログラム等の販売案内」は、「6.物品販売業務」(ポスト数1)に記載の「①販売業務」とは、業務内容が別のものかどうか。違いをご教示ください。	「5.放送業務」(ポスト数1)の「②来場者等への放送案内」に記載されている「プログラム等の販売案内」は、来場者に対してプログラム等の販売場所を放送により案内する業務です。一方、「6.物品販売業務」(ポスト数1)に記載の「①販売業務」は、プログラム売場で取り扱う販売物(プログラム、書籍、カレンダー及びグッズ等)を来場者に対して販売する業務です。
761	(添付5-3-3)公演来場者受付・案内等業務に係る要求水準			案内等業務	スタッフの制服は準備をいただけると認識してよいのか。	事業者でご用意ください。制服については、要求水準を踏まえたうえで、事業者の提案によるものとします。服装については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.1.(1)⑩をご参照ください。
762	(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	4	2_業務提供場所	「国立劇場外」とありますが、想定されている場所をご教示願います。	想定している場所はありません。事業者の提案によります。
763	(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	5	2_業務提供場所	電話受付案内業務は国立劇場外で実施となっているが、国立劇場内のいずれかに電話交換機を設置しての実施は認められないか。	ご指摘を踏まえ、【添付資料4-5-9】「事務管理各室性能表」に示す「電話交換室」又は国立劇場外で業務を実施する方針とし、要求水準を修正します。
764	(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	6	2_業務提供場所	電話交換機能を国立劇場の事務所内などに設けることは可能か。	No.763の回答をご参照ください。
765	(添付5-3-4)電話受付案内業務に係る要求水準	1	13	4_(1)_②	チケットの電話予約受付と共通のポストとすることは可能か。	要求水準を満たす限り、共通のポストを可とします。
766	(添付5-3-5)託児室運営業務に係る要求水準	2	18	5_(2)_①料金収受	託児室運営を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座を使用し管理及び徴収を行うことで問題ないか。すなわち、事業者名義の口座を使用する必要はないという理解でよいのか。	No.746の回答をご参照ください。
767	(添付5-3-5)託児室運営業務に係る要求水準	2	21	5_(2)_①	託児所利用料金の納付方法、時期については事業者決定後に振興会との協議となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

768	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	1	4	1_(1)_①_a	システム構築等業務については、基盤となるチケットシステムごとに販売手数料率が違うと認識しておりますが、その手数料の多寡については今回の評価の対象とならない理解でよろしいでしょうか。	評価基準は入札公告時に示しますが、チケット販売に係るシステム構築及びその利用に係る費用は振興会が事業費として負担し、当該費用の中にいわゆる販売手数料相当の対価も含まれます。なお、振興会又はチケット購入者が事業費とは別に販売手数料相当の対価を負担することはありません。
769	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	1	21	1_(2)_③	「振興会が外部の劇場で実施する主催公演を基本とし、主催者から依頼のあった貸公演については、窓口でチケットを販売する。」とありますが、後段の「主催者」とは振興会のことでしょうか。それとも、現国立劇場で貸劇場として公演している外部の興行団体のことでしょうか。いずれの場合も、人件費や交通費等の費用は、都度業務量に応じて振興会から事業者を支払われるのでしょうか。もし事業者が負担する場合は、業務量を把握するための根拠をご教示ください。	前段については、「主催者」は国立劇場及び国立能楽堂で公演を主催している外部の興行団体のことを指します。後段については、現在の国立劇場の供用が終了してから、国立劇場における公演が実施できるようになるまでの期間においては、振興会が外部の劇場で実施する主催公演、国立能楽堂、国立文楽劇場における振興会の主催公演が主にチケット販売支援業務の対象となる公演であり、外部の興行団体から要望があった場合においては貸公演のチケット販売についても実施しますが、事業者の業務提供場所は国立能楽堂のみであり、人件費や交通費が追加で発生する想定はありません。新たな国立劇場において公演が実施できるようになったのちは、国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場における振興会の主催公演が主にチケット販売支援業務の対象となる公演であり、外部の興行団体から要望があった場合においては貸公演のチケット販売についても実施しますが、こちらについても、事業者の業務提供場所は国立劇場と国立能楽堂のみであり、人件費や交通費が追加で発生する想定はありません。
770	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	1	40	1_(3)_③_電話予約業務	コールセンターをチケットセンター付近に設け、チケット販売業務を集約する運用も可能か。	国立劇場及び国立能楽堂内にコールセンターを設けることは不可とします。
771	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	2	33	2_システム構築等業務	チケットの予約システムは、システムの納品を行い振興会の所有物とすることが必要か。	システムを振興会で所有することは想定しておりません。事業者で準備したシステムを使用してください。
772	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	2	33	2_システム構築等業務	予約システムは、現状使用されているものを引き継ぎ、継続使用することは可能でしょうか。	現状の予約システムは令和6年3月31日で契約満了を迎え、同契約において調達しているPCやプリンターなどのデバイスは返却します。
773	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	4	1	2_(1)_④_d機器	国立文楽劇場に設置する発券機については、用紙の補充などの管理は行わなくても良いか。	国立文楽劇場における発券機の管理は振興会にて対応します。
774	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	5	44	5_(1)_②_業務履行体制の構築	ここに示されているポスト数に配置される人材は、業務に支障がない限り他の業務と兼任できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
775	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	6	2	6_(1)_a. 国立劇場内チケットセンター	ここに示されているポスト数に配置される人材は、業務に支障がない限り他の業務と兼任できると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
776	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	6	19	5_(1)_③_fチケット代金	販売・発券業務を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座を使用して管理及び徴収を行うことで問題ないか。すなわち、事業者名義の口座を使用する必要はないという理解でよいか。	No.746の回答をご参照ください。
777	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	6	36	6_会員事務職支援業務	会員事務局支援業務は、チケットセンター内で振興会の指示に従って業務を行うことになるが、振興会から配置ポスト人員への業務指示を逐一いただくことになるのか。	会員決済代行業者との連携を円滑に行うため、窓口として振興会が業務に関与することを想定しています。また、振興会は事業者を通じて指示や連絡を行い、振興会から配置ポスト人員に対して直接の指示や連絡を行うことはありません。
778	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	6	36	6_会員事務職支援業務	振興会から配置ポスト人員への業務指示を逐一いただく場合、派遣契約に近い形になることが想定されるが、契約形態について制限はあるのか。	No.777の回答をご参照ください。
779	(添付5-3-6)チケット販売支援業務に係る要求水準	7	34	6_(7)新会員制度の導入に伴う留意事項	新しい会員制度を導入した後の業務については、個人情報取得・管理や会員の増加施策や非会員への入会奨励なども含めて、事業者が主体的に実施することになるのか。	【添付資料5-3-6】「チケット販売支援業務に係る要求水準」6.(7)に記載のとおり、新しい会員制度の内容については事業者からの提案に基づき、ご質問の内容等を含む具体的な業務内容等を検討し、振興会が決定しますが、新しい会員制度の運営全般については振興会の管理のもと事業者が主体的に実施することを想定しています。
780	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	1	35	1_(2)_表8-1イベント企画・運営支援業務	「業務提供日は公演日を原則とし、それ以外の日は振興会と協議」とありますが、この趣旨の捉え方として、A.「業務提供は公演日に行うのが原則なのであって、それ以外の日に提供するのは例外」、B.「公演日には原則として業務提供を行う必要があり、それ以外の日は提案・協議による」の二通りが想定されます。どのように理解すればよろしいでしょうか。	集客イベントや普及イベントは、公演日の実施を原則とします。それ以外の日に業務提供を行う場合には、振興会と協議のうえ実施してください。
781	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	9	1_(3)_①業務従事者の共通要件_a	運営スタッフにボランティアスタッフ等の活用も想定されているとあるが、現時点で普及発信機能に係る振興会事業のボランティアスタッフの活用例はあるか。また、既に独自にボランティア運営体制を構築されているか。その場合、ボランティアスタッフの管理体制は今後どのようにお考えか。	前段については、現時点では活用していません。後段については、ボランティアスタッフの管理体制は事業者の提案によります。ボランティアスタッフの募集、採用、体制構築等、ボランティアスタッフの活用についてはすべて事業者で実施してください。なお、振興会においても、候補者があれば紹介する等、必要な協力は行います。
782	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	9	1_(3)_①業務従事者の共通要件_a	業務従事者の共通要件に「なお、運営スタッフ(一般)は2ポスト、運営スタッフ(有資格者)については1ポストを基準とする」とあるが、資格とは学芸員資格ということでしょうか。	ご理解のとおりです。
783	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	2	14	1_(3)_①業務従事者の共通要件_a表8-2	常駐する業務従事者の執務スペース(事務室)はどこを想定すればよいか。	No.555の回答をご参照ください。
784	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	14	1_(3)_①業務従事者の共通要件_a表8-2	添付資料5-3-8には「振興会が実施する企画展示と協働して～」とあるが、添付資料5-3-13においては展示企画の主担当は事業者となっている。どのように企画を進める想定か。	事業者が企画・運営するものを「体験展示」、振興会が企画・運営するものを「企画展示」としています。なお、添付資料5-3-13における展示企画の対象は「体験展示」です。
785	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	28	1_(3)_①業務従事者の共通要件_a表8-2	運営スタッフ(有資格者)の業務内容に「展示企画・運営支援業務に学芸員資格を保有しかつ実績のあるものを配置すること」とあるが、求められる実績は企画・制作担当者同様に「展示に関して」という理解で良いか。	ご理解のとおりです。
786	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	38	1_(3)_①業務従事者の共通要件_b_②業務従事者の資格・実績	a. 企画・制作担当者として体験展示を担当する者は、学芸員資格を保有し、展示業務実務経験を1年以上持つ者を配置することが望ましい。」「b. 展示企画・運営支援業務に関わる業務従事者として配置するものうち1名は、学芸員資格を有し、かつ展示業務実務経験を1年以上持つこと。」とあるが、bの業務従事者は運営スタッフ(有資格者)を指し、企画・制作担当者の体験展示担当とは違う人材と捉えてよいか。(兼任できないと理解してよいか)	ご理解のとおりです。兼任は不可とします。
787	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	38	1_3_①業務従事者の共通要件	業務従事者のうち1名以上は英語に対応できるとありますが、業務時間中常時1ポストではなく、従事者全体のうち1名という理解でよろしいでしょうか。	英語に対応できる業務従事者を業務時間中常時1ポスト配置してください。
788	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3	38	1_3_①業務従事者の共通要件	英語以外の多言語での対応のご提案の参考として、過去の国立劇場における観劇者及びイベント参加者の国籍や外国人の人数等の実績をご教示いただけますでしょうか。	質問回答に添付する【文書3】「観客等国・地域データ」をご参照ください。なお、資料に記載した人数は、年間で1日あるいは2日という限定された条件下で行われた任意回答のアンケート集計の結果である点にご留意ください。
789	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3		1_(3)_①業務実施体制	表中の項目「企画・制作担当者」の業務内容に、「振興会が実施する企画展示」との記載がある。企画展示室の運営(企画展示の企画及び準備、制作設営等)は振興会が担うとの理解でよろしいか。事業者は、振興会が開催する企画展示の広報を担うと考えてよいか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、事業者は振興会が開催する企画展示と連携して、体験展示の企画・運営を行うほか、普及発信施設や展示、イベント等についての広報も実施してください。併せて、No.784の回答もご参照ください。
790	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3		学芸員	展示企画・運営支援業務に関わる業務従事者として配置するものうち、1名は学芸員資格者が配置が求められているが、具体的にどのような業務に学芸員資格が必要と考えているか。学芸員有資格者しか出来ない業務内容があれば、具体的にご教示頂きたい。	資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する業務について、学芸員資格を有する者の配置を求めます。
791	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3		学芸員	企画・制作担当者として体験展示を担当する者について、学芸員資格者の配置が望ましいとのことだが、具体的にどのような業務に学芸員資格が必要と考えているか。学芸員有資格者しか出来ない業務内容があれば、具体的にご教示頂きたい。	企画・制作担当者として体験展示を担当するにあたり、学芸員資格を有する者又はそれと同等の知識や知見を有する者の配置が望ましいと考えていますが、学芸員有資格者にしかできない業務内容については、具体的な想定はありません。
792	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	3		学芸員	企画・制作担当者として体験展示を担当する者は、学芸員資格を保有することが「望ましい」とし、展示企画・運営支援業務に関わる業務従事者は、学芸資格者を「配置すること」となっているが、この差の主旨は何か。	No.790及び791の回答をご参照ください。

793	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	13	1_(4)_①	企画制作費は、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うと記載されているが、これは年度ごとに清算を行うということか。一方で、同頁1_(4)_④に、企画制作費は、業務計画書において予算を示し振興会との協議によって金額を決定すると記載されている。企画制作費の費用確定方法をご教示いただけるか。	年度によっては、振興会が主体となって実施する普及イベントや企画展示の予算との兼ね合いにより事業者において企画したイベントや展示等がすべて実施できない場合もあるため、企画制作費は、各年度業務計画書において事業者が示す企画内容や予算をもとに協議したうえ、その年度に実施する企画やその予算を決めますが、実際に支払う額は実績に応じた額とする想定です。
794	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	18	1_(3)_①業務従事者	「業務責任者が不在の場合は、広報・営業担当者、企画担当者、及び運営スタッフ(制作職)のいずれかに業務を代行させることができる。」とあるが、事業者側で広報・営業担当者、企画制作担当者、及び運営スタッフ(制作職)の業務内容を考慮すると、別途業務責任者と同等の職務を担える人材を配置し業務副責任者として配置することは可能か。	別途業務責任者と同等の職務を担える人材を配置し業務副責任者として配置することも可とします。
795	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	29	1_(4)_⑤レファレンスの運営支援業務等の料金収入	レファレンスの運営支援業務、及びイベント企画・運営支援業務のうち振興会が企画・運営を行う普及イベントについては、料金収入は全額振興会に帰属するが、料金の管理及び徴収を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座を使用して管理及び徴収を行うことで問題ないか。	No.746の回答をご参照ください。
796	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	33	1_(4)_⑥展示企画・運営支援業務等の料金収入	展示企画・運営支援業務のうち体験展示、劇場ツアーの運営支援業務のうち基本ツアーにおいて料金を徴収する場合、料金の管理及び徴収を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座を使用して管理及び徴収を行うことで問題ないか。	No.746の回答をご参照ください。
797	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	4	33	1_(4)本業務の費用及び料金収入に関する考え方⑥⑦	各種料金の設定について、想定している額、水準、あるいは上限額の制限など、検討されていることがあればご教示ください。	事業者の提案によります。
798	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	14	2_(9)ブラウジングコーナーの活用等について①	ブラウジングコーナーに配架する雑誌や書籍の選書・購入は事業者が行う理解で良いか。	雑誌や書籍の選書・購入は、事業者の行う業務として想定していません。
799	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	31	3_(1)基本事項②	グランドロビー及び大・小レクチャー室の利用についての予約管理は、だれがどのように行うのか。また、外部への貸出を想定されているが、利用料金収入の扱いや利用者支援はだれがどのように行うのか。	グランドロビー及び大・小レクチャー室の利用についての予約管理や、外部への貸出を行う場合の利用者支援は振興会が実施し、利用料金徴収をする場合には振興会が徴収します。鍵の貸出しについては、【添付資料5-3-1】「警備業務に係る要求水準」2.(1)②e.に定めるとおり、事業者が実施します。
800	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	31	3_(1)基本事項	グランドロビーを含む全体共用部におけるイベント活用について、振興会主催事業による利用の予定がない日・時間帯において、利用日数・利用内容等の制限があるかご教示頂きたい。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」3.(1)③及び④に定めるとおり、計画段階において振興会と協議し、制限があるかについても確認してください。
801	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	31	3_(1)基本事項	グランドロビーを含む全体共用部におけるイベント活用について、イベントによって収益を上げることは可能かご教示頂きたい。	利用料金の徴収を行うイベントの実施は可能です。
802	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	6	31	3_(1)_②	「グランドロビー及び大・小レクチャー室の利用については、振興会主催事業を優先したうえで利用の予定がない日・時間帯に限り、事業者の利用を認める。」とありますが振興会主催事業と事業者の利用が認められる日数の比率はどの程度を想定されていますでしょうか。	振興会の主催業務については、今後検討を行っていくため、現時点での日数比率については想定できません。
803	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	5	3_(2)_③	集客イベント等の企画制作にかかる費用は企画内容により大きく振れがあり、企画内容によっては提案時における数字からは大きく上振れ・下振れすることも想定される。提案数値との乖離幅により、企画内容が制限されることはあるか。その場合、年間の実施回数などで調整することになるのか。	企画制作に係る費用については【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」及び【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」に規定しているとおり、実績に応じた対価の支払を計画しており、提案段階において金額を提示していただく予定はありません。併せて、No.793の回答をご参照ください。
804	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	11	3_(3)普及イベント	「a. 伝統芸能講座」「b. レクチャー」「c. ワークショップ」の実施内容の記述が、企画運営や講師を招聘する等実施主体が事業者のような記述に見えます。ここに示されている実施内容の主体をそれぞれご教示いただけますでしょうか。	普及イベントは振興会が主体となって企画・運営を行うものであり、事業者は運営の支援を行います。質問に記載のイベントの実施主体は、いずれも振興会となります。
805	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	11	3_(3)普及イベント	普及イベントの伝統芸能講座の講師や、レクチャーの講師は、振興会の職員や講師にご協力いただくことはできますでしょうか。	No.804の回答をご参照ください。
806	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	12	3_(3)_①	普及イベントについて、振興会が企画するイベントの実施支援を行うことと記載されている。支援内容について、同頁3_(3)_③に記載されている参加者の確認・案内を行うことと理解してよろしいか。	普及イベントは振興会が主体となって企画・運営を行うものであり、事業者は主に参加者の確認・案内等、運営の支援を行います。企画に関して振興会が助言を求めた場合には、それに応じることを期待しております。
807	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	7	40	4_(1)_②	企画展示の内容について、情報館展示及び芸芸場展示でのこれまでの開催頻度の実績が説明されている。企画展示は、無料で提供されると考えてよろしいか。	企画展示は振興会により提供されるものであり、料金徴収も発生します。
808	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	21	4_(4)_②展示の案内_a	「体験展示室内での利用案内(順路の誘導、展示作品の簡易な解説や取扱い説明)を行うこと」とあるが、展示室内の看視・解説に要する人員配置は必要という主旨か。手法は事業者の提案に委ねると理解して良いか。	展示室内での利用案内の手法は事業者の提案によります。
809	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	38	4_(4)_④_b	体験展示について、「事業期間を通じて一度は全面改修を行うこと」なお全面改修に係る費用については振興会が負担する」とありますが、これは添付資料5-3-13に示された「500,000千円(税抜)」と同等の規模、負担と理解してよろしいでしょうか。そうではない場合「当初整備に対して〇%程度」など具体的な想定水準についてお考えをご教示ください。	現時点でお示しできる想定はありません。体験展示の全面改修の時期及び内容については、振興会と協議して決定することとします。
810	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	39	4_(4)_④展示の更新	4_(4)_④.a.に「年に2回以上は展示の更新を行う」と記載されている。1回あたりの展示更新について、例えば、展示品の更新、展示コーナーの更新、展示ゾーンの更新など、規模や範囲について、ご教示いただけるか。	現時点でお示しできる想定はありません。体験展示の更新については、展示資料の入れ替え、それに伴う情報の入れ替え、新しい映像、装置、体験物などの入れ替え等を想定しておりますが、具体的な内容及び費用については、振興会と協議のうえ決定することとします。
811	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	40	4_(4)_④_a	体験展示については「年に2回以上は展示の更新を行うものとする。」とありますが、更新とは「1. 展示資料の入れ替え、2. それに伴う情報の入れ替え、3. 新しい展示映像、装置、体験物などの入れ替え」が考えられますが、どのようなお考えかご教示ください。	No.810の回答をご参照ください。
812	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	40	4_(4)_④_a	体験展示の更新について、「なお更新に係る費用については振興会が負担する」とありますが、1回あたりの費用負担のイメージについてご教授ください。(例:1. 数十万円程度、2. 100万～200万円程度、3. 500万～1000万円程度、4. 数千万円程度)	No.810の回答をご参照ください。
813	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	44	4_(4)_④展示の更新	4_(4)_④.c.に「展示品のリース契約を可能とする」と記載されている。リース契約の対象となる展示品とはどのようなものを想定されているか。想定される展示品についてご教示いただけるか。	事業者の提案によります。
814	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	8	44	4_(4)_④_c	「展示品のリース契約を可能とする。」とありますが、誰が何をリースすることを想定していますでしょうか。例えば、他美術館等の第三者所有の展示品を借り受け、普及発信施設にて展示することでしょうか。もしくは、振興会所有の展示物を事業者が借り受けることでしょうか。	事業者の提案によります。
815	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	9	24	5_(3)基本ツアー_①	「終演後や、公演のない日など」に実施するとされていますが、本資料中で前出する表8-1では「業務提供日は公演日を原則」とされています。両者の整合(特に、公演のない日に積極的に開催を検討すべきかどうか)について、見解をご教示ください。	基本ツアーを実施できるタイミングは終演後及び公演のない日を想定しています。終演後のみの実施では基本ツアーの利用があまり望めない場合には、公演のない日にも開催を検討してください。
816	(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準	10	1	5_(4)_⑤	「特別ツアーは休演日など限られた条件で実施されるプログラムとし、現場への立入りも可能とする。例えば、終演後や公演のない日などに、実際の舞台上に上がれ、楽屋など特別な場所に立ち入ることのほか、展示室や外構などを組み込むことも想定する。」とありますが、見学できない室はございますでしょうか。	当日の公演、研修、保守点検作業等の状況や、見学者の安全やセキュリティ上の理由により、立ち入りを制限される室・スペース等が発生します。
817	(添付5-3-10)開業準備支援業務に係る要求水準	1	23	1_(2)_②広報・ブランディング活動	今回の事業者選定時に応募者が提案する範囲は、「振興会に適切なアドバイス及びサポートを行うことができる者を1名以上配置」することであり、「②広報・ブランディング活動」の業務内容そのものではないと理解してよろしいでしょうか。それとも、「国立劇場の開業に向けた期待感醸成を図るためのイベントの開催を計画」の内容に対する提案も含まれるでしょうか。	「振興会に適切なアドバイス及びサポートを行う」ために必要なポスト配置及び想定される業務内容を提案してください。
818	(添付5-3-11)振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	1	1.事務支援業務に係る要求水準	「添付資料5-3-11」に示される3つの業務のうち、この業務のみが、「業務量の実績に応じた対価を支払う」となっておりません。事業者にて費用を提案するのでしょうか。事業費に含む場合、業務量を把握するための根拠をご教示ください。	ご指摘を踏まえ、修正版の【添付資料5-3-11】「振興会の事務支援業務に係る要求水準」及び【参考資料5-3-9】「振興会の事務支援業務に関するデータ」を入札公告時に示します。なお、掲示板への掲示業務については、他業務との合間に実施いただくことを想定しています。
819	(添付5-3-11)振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	4	1_(3)掲示板への掲示	記載にある掲示板とは、業務要求水準書の施設計画にある「ポスター等掲示板」と同一でしょうか。	ご理解のとおりです。

820	(添付5-3-11)振興会の事務支援業務に係る要求水準	1	4	1_(3)_②	掲示板への掲示にあたり「文書など掲示許可申請書」の手続きは、どことのやり取りになるのでしょうか。	企業、団体、自治体等との協議を想定しております。
821	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	10	1_(1)_*1	「業務を提供する日及び業務提供時間については、来場者等のニーズを踏まえて振興会と協議し、承諾を得た場合に限り、変更することができるものとする。」とありますが、協議をするタイミングはいつでしょうか。	事業者から発議があった場合振興会は協議に応じることを想定していますが、事業者の提案に基づく再開後の一定期間の変更、度重なる変更等、来場者の利便を過度に損なうと判断される場合は協議に応じない場合もあります。
822	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1	26	1_(2)_①	飲食提供業務に携わる企業は、要求水準を満たす企業であれば民間収益施設のレストランやカフェの運営担当企業と同一企業でも構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
823	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1		表12-1	能楽堂には現在自動販売機は設置されているのか。	国立能楽堂1階楽屋食堂内に2台設置されています。
824	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1		表12-1	能楽堂には現在自動販売機は設置されている場合、その設置者・管理者・メーカー等のデータをお示し頂けないか。	令和2～4年度における契約相手先は、ダイドードリンコ株式会社です。
825	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	1		表12-1	能楽堂に現在自動販売機が設置されている場合、能楽堂における自動販売機運営業務は現在設置されている自動販売機の管理や運営に当たる地位を事業者が引継ぎ実施すればよいのか。	現在設置されている自動販売機は令和6年3月末で撤去されますので、事業者で設置してください。
826	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8	1_(3)_②	「飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費(施設費)の一部として」、また「食事スペースに設置する机及び椅子についても、事業費(什器・備品調達業務費)の一部として」それぞれ振興会が負担するものとされておりますが、それらの更新費用についても振興会でご負担いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	施設の修繕については、【添付資料5-1-1】「修繕に係る要求水準」に定めるとおり実施いただき、事業費として振興会が負担します。また、振興会が事業費(什器・備品調達業務費)の一部として負担したものの更新については、振興会が別途負担します。
827	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	8	1_(3)_②	飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費の一部として振興会が負担する、とありますが、この整備費用とは、レストラン、カフェ、食事スペース、ショップの床・壁・天井などの躯体と内装に係る費用を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
828	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	9	1_(3)_②	「飲食・物販等サービス提供業務で使用する施設の整備費用は、事業費(施設費)の一部として、振興会が負担する。」とありますが、添付資料5-2-12では厨房機器は事業者持ち込みとなっております。ここで述べられている施設の整備費用に含まれる費用は具体的に何をさすものかご教示ください。	No.827の回答をご参照ください。
829	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	2	14	1_(3)_④	「使用料の参考値は入札公告時に提示する」とありますが、要求水準書案の目次には、「参考資料5-3-19飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」については、一次審査通過者に貸与する資料、となっております。どちらが正しいのでしょうか。それと、この二つは別の資料になりますでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」において、＜一次審査通過者に貸与する資料＞【参考資料5-3-19】「飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」として示す予定としておりましたが、質問回答に添付する【文書1】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」で示すとともに、入札公告時においても示します。
830	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	2	1_(4)_①各店舗別の区分経理	飲食・物販等サービス提供業務に係る収入および支出については各店舗別に区分経理し、適切に収支を管理することとあるが、各店舗の運営を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)が区分経理し、適切に収支を管理することで問題ないか。すなわち、事業者の収支計画においては区分経理する必要はなく、かつ、事業者名義の口座を使用して収支を管理する必要はないという理解でよいか。	No.746の回答をご参照ください。
831	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	11	2_(1)_①_a	「レストラン、カフェ店舗をそれぞれ1店舗以上」とありますが、レストランおよびカフェの定義と違いについては企画する事業者側が設定してもよいという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
832	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	24	2_(1)_①_b飲食提供業務	「テイクアウト可能」とあるが、各劇場共に、客席内・ホワイエ内での飲食は可能とするという認識で良いか。	客席内での飲食は原則不可とします。ホワイエやグランドロビーは決められたエリアでの飲食は可とし、それ以外は不可とします。テイクアウトは、ホワイエやグランドロビーの飲食可能エリアでの利用及び国立劇場を訪れる来場者の外構・敷地外への持出しを想定しています。この点を踏まえ、要求水準を修正します。
833	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	24	2_(1)_①_b.テイクアウト	観劇中の飲食も可能とする場合もあるのでしょうか。	No.832の回答をご参照ください。
834	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	3	43	2_(1)_②_c	バースタンドの場所については振興会と協議の上で決定するという理解でよろしいでしょうか。また、バースタンド部分についての使用料は発生するという理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」において、＜一次審査通過者に貸与する資料＞【参考資料5-3-19】「飲食・物販等サービス提供業務に係る参考使用料」として示す予定としておりましたが、質問回答に添付する【文書1】「飲食・物販等サービス提供業務に係る使用料」で示すとともに、入札公告時においても示します。
835	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	5	2_(2)_②_b	インターネットによる通信販売とは、国立劇場のホームページでの販売という理解でよいでしょうか。	国立劇場のホームページにおいて販売用サイトのリンクを記載する等、必要な協力は行いますが、通信販売を行うための販売用サイトについては、事業者自身でご準備ください。
836	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	6	2_(2)_③_b	オリジナルグッズは振興会のブランディングを指すのでしょうか、振興会の求めるブランド像等はあるのでしょうか。あるいは、そうしたブランド像構築を含めてのグッズ開発になるのでしょうか。	事業者の提案によります。
837	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	14	2_(2)_③_eオリジナルグッズの在庫	運営開始時において、振興会が保有するオリジナルグッズの在庫がある場合には、事業者は無償譲渡することで販売することとあるが、ショップ運営を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)は無償譲渡し、販売することで問題ないか。	無償譲渡をするか否かについては、事業者の提案によります。その際の権利処理については事業者で対応してください。
838	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	20	2_(2)_③_g	「開発するオリジナルグッズの品目や販売方法については特に制約を設けない。」とありますが、民間収益施設の店舗でも販売することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
839	(添付5-3-12)飲食・物販等サービス提供業務に係る要求水準	4	30	2_(2)_④_bプログラム関連販売物の販売	ショップ運営を担う運営企業(事業者から直接運営業務を受託し又は請け負うもの)の口座を使用して管理及び徴収を行うことで問題ないか。すなわち、事業者名義の口座を使用する必要はないという理解でよいか。	No.746の回答をご参照ください。
840	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1		②-(2) イベント企画・運営支援業務(普及イベント)	この添付資料の表のうち、この業務のみ「企画をPFI事業者の業務に含む」に「○」があるものの、「企画の主担当」は「振興会」となっています。事業者の具体的な業務内容についてご教示いただけますでしょうか。	No.806の回答をご参照ください。
841	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1		展示等運営人件費	「以下のポストを設置すること。業務責任者1業務従事者8」とあるが、業務責任者及び業務従事者に必要な資格等は、「(添付5-3-8)普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」にある展示経験等や学芸員資格という理解でよろしいか。	【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.(3)②をご参照ください。業務従事者の内、企画・制作担当者として体験展示を担当する者は学芸員資格及び展示業務実務経験を持つことが望ましいですが、展示企画・運営支援業務に関わる業務従事者として配置するもののうち1名は、学芸員資格を有し、かつ展示業務実務経験を1年以上持つ者を配置してください。
842	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1		収入先	収入先に事業者と記載されている「イベント企画・運営支援業務(集客イベント)」「展示企画・運営支援業務」「劇場ツアーの運営支援業務(基本ツアー)」「劇場ツアーの運営支援業務(特別ツアー)」について、サービス対価として事業者が受領する運営支援業務に係る費用に加えて、収入は事業者には帰属するという理解でよいか。すなわち、収入として見込まれる額を運営支援業務に係る費用から控除してサービス対価を提案する必要はないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。なお、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」1.(4)⑥⑦に記載のとおり、体験展示及び基本ツアーの収入のうち半額は事業者には帰属し、集客イベント、特別ツアーの収入は全額が事業者には帰属します。
843	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1		③展示企画・運営支援業務	展示企画・運営業務に係る展示制作・造作について、その周囲にある「グレー塗り」から外されており、企画展示・体験展示に係る展示制作・造作の費用は什器・備品と同じく維持管理費に区分されるかのようにも見えますが、添付資料5-3-8「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」の1.(4)②にあるとおり施設整備費の一部であると理解してよろしいでしょうか。	振興会が企画・運営の主体となる企画展示に係る展示制作・造作、什器・備品の調達は、施設整備業務及び維持管理業務それぞれの要求水準に定めるとおりです。事業者が企画・運営の主体となる体験展示に係る展示制作・造作、什器・備品の調達については、その費用の合計が【添付資料5-3-13】「普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方」に示す額以下になるように、業務内容を提案してください。なお、体験展示の展示制作・造作の費用は施設整備費の一部であり、什器・備品の調達の費用は維持管理費の一部です。

844	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方	1		③展示企画・運営支援業務	展「体験展示の展示制作・造作及び什器・備品は、500,000千円(税抜)を上限として提案すること。」とありますが、展示制作・造作に係る設計費用は、この枠外と理解してよろしいでしょうか。	体験展示室の設計及び建設工事の費用は施設整備費に該当し、ご指摘の費用の枠外ですが、展示制作・造作に係る設計費用はこの枠内に含まれます。
845	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方				表中の項目③に体験展示の初期制作費用の上限額が提示されている。企画展示室の初期制作費用の上限額の設定があればご提示いただくことは可能か。	企画展示室の展示制作・造作、什器・備品の調達に係る費用の上限額の想定はありません。併せて、No.843の回答をご参照ください。
846	(添付5-3-13)普及発信施設の運営支援業務に係る費用・収入についての考え方				事業者が企画の主担当として実施する、イベント企画・運営支援業務(集客イベント)、体験展示での展示企画・運営支援業務、劇場ツアーの運営支援業務(見学コンテンツ、特別ツアー)において、振興会の所蔵資料の活用、職員の労務、実演者等の協力などを得る場合の費用について、ご教示いただけるか。	振興会所蔵資料や振興会職員の労務は原則として無償で提供しますが、振興会に所属しない実演家等の協力を得る場合の費用については、事業者による個別の交渉となります。
847	(参考2-2)首都高地下道路の位置図他関連資料				示している首都高速の外形線は、外壁面と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
848	(参考2-4)地盤関係資料	15	5	2. 2. 4 現場透水試験結果	地盤調査において現場透水試験の結果が提示されているが、地下水位に関する考察がない。現場透水試験結果による最高平衡水位のGL-22.23mより高い位置には常水位は確認されていないと考えてよいか。	【参考資料2-4】「地盤関係資料」により、事業者で判断してください。これにより判断できない場合は、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第2章.第4節.3.により、必要に応じて自ら地盤調査を行ってください。
849	(参考2-4)地盤関係資料				地盤調査において、液状化判定の検討がなされていないが、液状化対象の土質範囲内には水位が確認されていないと考えてよいか。	No.848の回答をご参照ください。
850	(参考2-5-1)既存建物・既存工作物の図面①	40		屋外便所平面図	現状の屋外施設のように、来場者が利用できる喫煙スペースは必要か。	事業者の提案によります。
851	(参考2-5-1)既存建物・既存工作物の図面①	92		④別途工事との調整	想定される別途工事の内容等をご教示頂きたい。	No.491の回答をご参照ください。
852	(参考2-5-1)既存建物・既存工作物の図面①				【参考資料2-5-1】「既存建物・既存工作物の図面①」に加え、既存躯体や既存杭に関する資料を提供いただくことは可能か。	公表されたもののほかに資料はありません。
853	(参考2-5-1)既存建物・既存工作物の図面①			-	既存杭についての資料は公開されるか。	No.51の回答をご参照ください。
854	(参考2-9)土壌調査報告書	10	10	7次段階(今後)について	地歴調査である東京都環境確保条例(以降、都条例)117条1項は提出済みと考えてよろしいでしょうか。	計画に基づき、事業者で提出してください。
855	(参考2-9)土壌調査報告書	10	10	7次段階(今後)について	地歴調査結果から推察される表層の土壌調査費用を見込めばよいでしょうか。	「土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)」及び「都民の検討と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)」に基づく調査、行政機関との協議及び届出は本事業内です。併せて、No.182の回答もご参照ください。
856	(参考2-9)土壌調査報告書	10	10	7次段階(今後)について	もし表層土壌の調査で汚染が確認された場合、それ以降の個別の表層土壌調査や深度方向の調査費用等は別途と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、個別の表層土壌調査の実施については振興会と協議とします。No.182の回答も併せてご参照ください。
857	(参考2-9)土壌調査報告書	10	10	7次段階(今後)について	土壌汚染がないものとして、土壌汚染対策費を見込む必要はないと考えてよろしいでしょうか。	土壌汚染の有無については事業者において確認する必要があります。土壌汚染が発見された場合の対応については、No.182の回答をご参照ください。
858	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1	1	屋外動線イメージ図	北側排気塔側の東西部分の空間は「広場・緑地・駐車場等」とあるが、建物の建設は可能との認識でよいか。	事業者の提案によります。
859	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1	1	屋外動線イメージ図	凡例にある広場、緑地、駐車場等のエリアには建物を建設することは評価上好ましくないのか。	No.858の回答をご参照ください。
860	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1	1	屋外動線イメージ図	図に記載のある車両・搬入動線の出入り口は、所轄官庁や警察と協議済みで実現可能と考えてよいか。	No.258の回答をご参照ください。なお、既存の出入口と変更になる出入口については、事業者の提案に基づき協議が必要となります。
861	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1		屋外動線イメージ図	屋外動線イメージ図の南東角に車両の出入り口の矢印が示されているが、現地を見ると隣接して最高裁判所の車両出入り口があるように見受けられる。ここに出入り口を設けることは警察をはじめ各関係行政庁と協議済みと考えてよろしいか。	No.860の回答をご参照ください。
862	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1			凡例で広場・緑、駐車場等と図示(グリーン)されている箇所に建築することは可能と考えてよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第3節.の規定を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
863	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1			広場・緑、駐車場等と凡例上図示されている箇所に建築物を計画することは差し支えないか。	No.862の回答をご参照ください。
864	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1			車両通り抜け動線と歩行者動線が重なっている箇所があるがこうした計画は一例であり、適宜提案可能という認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。
865	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1		参考4.3	敷地北東角(最高裁敷地側)の車両・搬入動線の設置について、最高裁車両入口との隣接や入出庫時に干渉すると思われる国道20号線脇の街灯および電気系キャビネット移設は可能と考えて良いか。	車両・搬入動線については、事業者の提案によります。街灯等が支障となる場合には、事業者において国土交通省東京国道事務所及び東京電力パワーグリッド株式会社等と協議を行ってください。
866	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1			屋外動線イメージ図に捕らわれず広場・緑、駐車場等と図示されている箇所に建築物を計画することは差し支えないか。	No.862の回答をご参照ください。
867	(参考4-3)敷地アクセス図・階層構成図	1		屋外導線イメージ図	「広場・緑地・駐車場等」と表示されているエリアに、建築物を計画することは差し支えないか。	No.862の回答をご参照ください。
868	(参考4-4)警察官詰所の位置について	1		設置を予定している位置	警察官詰め所の設置を予定している位置が示されていますが、破線内に本事業で整備する施設が越境してはいけない条件である、という理解でよいでしょうか。	【参考資料4-4】「警察官詰所の位置について」に示す破線内に警察官詰所を設置できる外構計画としてください。
869	(参考4-4)警察官詰所の位置について	1			新たな詰所を検討するうえでの要件はなにか。	詰所設置に係る設計、施工及び維持管理は事業範囲外です。ただし、設置が可能となる外構計画とし、詰所へは区道側から出入りできるものとしてください。
870	(参考4-4)警察官詰所の位置について	1			撤去後新たに新設される詰所の意匠等協議できる場面はあるか。	業務実施段階において設置者と協議できるよう調整します。
871	(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	1		首都高地下道路	参考資料4-5に関連しますが、計画検討に対して高速道路への影響の有無も早期に判断していく必要があるため、首都高(株)との協議結果及び既存図面は、入札公告を待たずに開示していただけるという理解でよろしいでしょうか。	首都高速道路株式会社との事前協議結果については【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」をご参照ください。首都高地下道路及び換気所の詳細な図面については、入札公告において示す予定です。
872	(参考4-6)振興会が行った事前協議の概要	3	8	国立劇場の車両出入口設置位置	車両出入口設置位置については参考資料4-3に書かれている車両出入口位置で事前協議を行っていると考えてよいか。	No.860の回答をご参照ください。
873	(参考4-9)各室の仕上仕様凡例	1			客席の天井仕上仕様の凡例として「天然木格天井」とあるが、仕上げ材として木材利用だけではなく、意匠として「格天井」とする必要があるとの認識でよいか。	事業者の提案によります。併せて、No.315の回答をご参照ください。
874	(参考5-1-2)業務実施体制案(維持管理・運営)	1		凡例※2	「同一業務における各種責任者の兼務は不可とする。」となっているが、これは同一業務の業務責任者と業務副責任者を兼務することは不可ということか。	ご理解のとおりです。この点を踏まえ、【参考資料5-1-2】「業務実施体制案(維持管理・運営)」を修正します。
875	(参考5-1-2)業務実施体制案(維持管理・運営)	1		凡例※2	「同一業務における各種責任者の兼務は不可とする。」となっているが、これは例えば、統括責任者補佐と公演記録支援業務の業務責任者は、同一業務ではないので、兼業が可能と理解してよろしいか。	ご理解のとおりです。【参考資料5-1-2】「業務実施体制案(維持管理・運営)」を入札公告時に更新しますので、併せてご参照ください。
876	(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1			修繕と更新の項目があるが、添付資料5-1-1に基づき修繕については事業者が実施し、更新は振興会が実施するとの認識で良いか。	No.671の回答をご参照ください。
877	(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1			更新が実施されないことにより発生する修繕費は振興会が負担する認識でよいか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.5.(3)⑤をご参照ください。
878	(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1			修繕の実施周期については機能が維持されることを前提とし、必ずしも本資料の通り修繕を行なう必要はなく事業者からの修繕周期の提案は認められるか。	No.877の回答をご参照ください。
879	(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1		修繕・更新の考え方	本資料において、修繕・更新周期の考え方が示されているが、添付資料5-1-1「修繕に係る要求水準」では、「更新(振興会で実施)」とあるため、本資料記載の修繕業務は事業者で実施し、更新業務は振興会で実施するという認識で良いか。	No.671の回答をご参照ください。
880	(参考5-1-4)修繕・更新周期の考え方	1			本参考資料の扱いについて確認ですが、修繕周期で長期修繕計画の策定する必要があるということでしょうか。	No.877の回答をご参照ください。

881	(参考5-2-6)平成31年度 大劇場・小劇場公演等稼働予定表	1			来場者の属性データ(年齢、男女、団体個人、学生等)をご開示いただけないか。	No.595の回答をご参照ください。
882	(参考5-2-6)平成31年度 大劇場・小劇場公演等稼働予定表	1			直近数年分(月別、劇場別)の来場者数データをご開示いただけないか。	質問回答に添付する【文書4】「来場者データ」をご参照ください。
883	(参考5-2-21)什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	1	3	一般什器	リストには品名・数量・寸法しか記載されておりませんが、要求水準を満たすか否かの判断は、どのような基準でなされるのでしょうか。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.5.(3)①をご参照ください。
884	(参考5-2-21)什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	1	11	一般什器	什器・備品リスト内のキャビネットと収納庫及び棚について、仕様の差異を教示ください。	キャビネットは、通称ラテラルキャビネットと呼ばれている引出しタイプの収納家具、収納庫は片開又は両開き扉付の書庫、棚は扉なしのシェルフを想定しています。
885	(参考5-2-21)什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	6	11	備考欄の合計金額	p7にかけて一般什器、特殊什器、家電、総計の備考欄に各合計金額の記載があるが、調達金額の上限が示されているのか。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第2.3.(2)『表2.各業務における業務量の実績に応じた対価の支払方法』を確認してください。
886	(参考5-2-21)什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電	7	20	特殊什器_ピアノ	ピアノには金額幅が広い海外製高級ピアノから国産ピアノまで在しています。想定されている商品層・数量等を教示ください。	購入するピアノは、11台 合計40,000千円程度を想定しています。
887	(参考5-2-21)什器・備品リスト 一般什器・特殊什器・家電				備品リストに合計金額が記載されているが、この金額はどういった意味か。この金額で事業費を計上せよという意味か。	No.885をご参照ください。
888	(参考5-3-1)駐車場利用状況	1	1	駐車場の利用状況	現状における観光バスの駐車場で滞り時間および再整備後の想定滞留時間をご教示頂きたい。	開示できる資料はありません。なお、資料に記載の「バス」は、観劇団体が国立劇場までの移動のため手配した貸切バスです。
889	(参考5-3-3)ICカード作成業務に関するデータ	1	1	1_職員証ICカードの納品実績	ICカードの必要購入枚数についてご教示ください。また、これらは国立劇場・国立能楽堂を合わせた枚数という理解でよろしいでしょうか。	前段については、初年度における職員証ICカード及び訪問客用ICカードの必要購入枚数は【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」を参考にしてください。なお、入札時は入札公告時に示した金額を入札価格に含めてください。後段については、国立劇場・国立能楽堂・国立文楽劇場を合わせた枚数です。
890	(参考5-3-3)ICカード作成業務に関するデータ	1	3	2_訪問客用ICカードの納品実績	1年間の実績だけでは初年度に調達するICカードの数量が想定できません。訪問客用ICカードの見込み数・仕様をご教示願います。	前段については、No.889の前段の回答をご参照ください。後段については、訪問客用ICカードの仕様は【参考資料5-3-3】「ICカード作成業務に関するデータ」2.(3)①及び③をご参照ください。見込み数についてはNo.889の前段の回答をご参照ください。
891	(参考5-3-5)電話受付案内業務に関するデータ	1		2. 業務時間・配置ポスト	電話受付案内業務に関して年間の間合せ件数に関するデータがあれば開示いただきたい。	令和元年度の実績は以下のとおりです。 国立劇場:約24,000件 国立能楽堂:約9,000件
892	(参考5-3-12)国立劇場食堂・喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ	1	2	1国立劇場食堂・喫茶室の売上実績(平成30年度)	正確な売上を把握するために、過去3年間分程度の売上実績が必要になります。例えば、令和元年度や平成29年度の売上実績をご開示いただきたく、お願いいたします。	入札公告時に示します。
893	(参考5-3-12)国立劇場食堂・喫茶室及び楽屋・職員食堂の売上実績に関するデータ	1	2	1国立劇場食堂・喫茶室の売上実績(平成30年度)	国立劇場食堂・喫茶室の売り上げは、公演日数、公演回数、ステージ回数などに大きく影響されていると思われまますので、該当月ごとの公演日数、公演回数、ステージ回数などをご開示いただきたく、よろしくお願いたします。	平成30年度の公演日数等については、【参考資料5-3-1】「駐車場利用状況」をご参照ください。
894	(参考5-3-14)普及イベント実施例	1			各イベントに関する費用の内訳をご開示いただけないか。	各イベントの費用の内訳は以下のとおりです。 1.伝統芸能講座 チラシ等印刷費、謝金 2.レクチャー 謝金、借料、撮影費等 3.ワークショップ 舞台業務委託費、機材借料・運搬費、チラシ等印刷費、謝金、撮影費等
895	(参考5-3-15)さくらまつりに関する参考資料	1			さくらまつりに関する来場者数をご開示いただけないか。	【参考資料5-3-15】「さくらまつりに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 H31/3/20~4/7:約48,000人
896	(参考5-3-16)鏡開きに関する参考資料	1			鏡開きに関する来場者数をご開示いただけないか。	【参考資料5-3-16】「鏡開きに関する参考資料」における来場者数は以下のとおりです。 1/3販売枚数 R3年:608枚 R2年:1,307枚 H31年:1,366枚
897	(参考5-3-17)体験展示に関するコンセプト・展示企画例	1	25	2_(1)_④体験型展示	体験型展示やイベント等によって作成したオンライン上の製作物・動画等に関する著作権の取扱いをご教示頂きたい。	本事業の業務の成果物として制作したコンテンツ等の著作権は原則、振興会に帰属します。ただし、振興会の承諾を得た場合は事業者が利用することを認めます。詳細は入札公告時に示します。
898	(参考5-3-17)体験展示に関するコンセプト・展示企画例	1			これまでの大規模改修を前提に国立劇場再整備を行おうとした時期のものも含め、この資料作成の背景にある伝統芸能体験広場設置に係る調査報告や関係者の議事録等のより詳細な資料をお示しいただけますでしょうか。	ご質問の資料については、維持管理・運営業務における要求水準を構成する、またはその検討のための参考資料としての公表は予定しておりません。
899	(参考5-3-17)体験展示に関するコンセプト・展示企画例	2	4	(3)イメージ	こちらのイメージは、体験展示「室」のイメージであり、企画展示「室」はこのイメージには含まれていないということでしょうか。	ご理解のとおりです。
900	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	4	合築	「民間収益施設は国立劇場との合築建物の一部」とあるが、一部別棟で民間収益施設を建てる事は不可か。	敷地を分割し、国立劇場と民間収益施設を異なる敷地上に別棟として計画する提案は認めません。ただし、同一敷地内において複合施設の一部を関係法令上の別棟として計画することについては、事業者の提案によります。
901	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	6	第1本書の目的	民間収益事業者として、「これらの企業が代表して組成する法人」とあるが、法人の形態は株式会社に限定せず応募者の任意で設定できるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
902	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	6	第1本書の目的	「構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人」とあるが、ここで言う「代表」の意味はなにか。	民間収益事業者として、構成員又は協力企業の1社が代表となって付帯事業を実施する法人を新たに組成することや、複数の構成員及び協力企業が代表となって新たに法人を組成することを示しています。
903	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	7	第1.	民間収益事業者については法人の形態に係る制限はなく、資産流動化法に定める特定目的会社によることも可能と理解してよいか。	ご理解のとおりです。
904	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	8	第1本書の目的	「事業者が自らの費用と責任において実施するもの」とあるので、民間収益施設においては国立劇場の要求水準にとらわれず、費用対効果を考慮した経済的な建物(設備等の仕様含む)と考えてよいか。	民間収益施設に求める施設整備面での条件は【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」に記載のとおりです。これを満たす範囲において、事業者の提案によります。
905	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	16	第2.1.(1)想定する施設用途	「生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等も認めない」とあるが、具体的な基準があればご教示頂きたい。	いわゆる賃貸契約型の住宅提供サービスを認めないという趣旨で、特に具体的な基準等はありません。なお、旅館業法に基づくホテル営業の範囲内で、宿泊者が長期滞在することは可とします。
906	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	17	第2.1.(1)①想定する施設用途	付帯事業の実施において、ホテルやレストランなど利用する海外富裕層向けに、振興会のリソース(所蔵資料、実演家ら)を活用したプライベートな有料プログラムを提供したいと考えるが、振興会からの支援を受けることが可能か。実施にあたっての条件などご教示いただけるか。	国立劇場の魅力や伝統芸能の普及発信等に資するもので、振興会の業務に支障がないものであれば、可能な範囲で協力を行います。具体的な実施条件等については事業者の提案等を踏まえて判断します。
907	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	17	第2.1.(1)①	「国立劇場の更なる魅力の向上・利便性の向上に寄与する用途、伝統芸能や美術工芸品など日本の文化を国内外に情報発信する文化観光拠点としての用途、周辺環境と調和した地域の賑わい創出等」の具体的な実施場所は、民間収益施設持ち分の範囲内でしょうか。それとも、民間収益施設の持ち分の範囲を超えて、国立劇場との共用部分や大劇場、小劇場、演芸場の各劇場内、計画敷地範囲外のいずれか、もしくは全部を対象と考えてよろしいでしょうか。	民間収益施設の用途に関する提案は原則として民間収益施設内としてください。共用部分や国立劇場側の各劇場等を活用した連携に関する提案は可能ですが、提案に対して各劇場等の使用を保証することはできません。
908	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	20	第2.1(1)②実施条件	「品格の高いグレードのホテル」とは、どのような定義で、1泊あたりの宿泊単価はいくら程度の想定であるのか。	本事業敷地の周辺環境、国立劇場との合築である点、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1.(1)①の民間収益施設に期待する効果等を総合的に勘案し、事業者の判断で提案してください。
909	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	20	第2.1(1)②実施条件	「文化観光に資するホテル」とは、どのような定義であるのか。	No.908の回答をご参照ください。

910	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	20	第2_1(1)②実施条件	外資、国内系ホテルで評価に差が出るのか。	No.908の回答をご参照ください。
911	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	21	第2.1(1)②	「ホテルについては国立劇場と併設することにより文化観光拠点としての相乗効果が期待される適切な規模・機能を備えた品格の高いグレードのホテルを想定している。」とありますが、規模や機能について想定されている適正水準・ターゲット層等が御座いましたらご教示下さい。	No.908の回答をご参照ください。
912	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	21	第2_1(1)②	「文化観光に資するホテルに加え、事務所、レストランやカフェ、売店等の店舗及びこれらに付随する用途等の組合せ」以外でも禁止用途として列挙されているa～eに該当しない用途であれば整備可能と考えて良いか。	No.913の回答をご参照ください。
913	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	21	第2_1(1)②	民間の教育施設、病院・診療所、研究機関などを整備することは提案可能と考えて良いか。	【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1(1)①及び②に示すホテル、事務所、レストラン・カフェ、売店等の店舗を想定しておりますが、それ以外の用途についても②a～eに掲げる要件に抵触せず、劇場機能との相乗効果が期待される提案は妨げません。
914	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	22	第2_1_1(1)②	「ホテルについては…品格の高いグレードのホテルを想定」とあるが、そのグレードについては、どの程度のものを想定しているか、例えば、日系・外資の別、格付け(星の数)等の観点から、具体的かつ網羅的にご教示いただきたい。	No.908の回答をご参照ください。
915	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	22	第2.1(1)②	国立劇場にふさわしいホテルをイメージする上で、現状劇場に来場される方々の属性について調査レポートがあるか。	No.595の回答をご参照ください。
916	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	23	第2.1(1)想定する施設用途②	「文化観光拠点としての相乗効果が期待される適切な規模・機能を備えた品格の高いグレードのホテル」について、☆の数やブランド例、客室以外の機能(パンケツト、料飲施設等)の具体的な想定があればご教示願います。	No.908の回答をご参照ください。
917	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	23	第2.1(1)想定する施設用途	ホテルについて、「文化観光拠点としての相乗効果が期待される適切な規模」とあるが、どの程度の規模を想定されているかご教示頂きたい。	No.908の回答をご参照ください。
918	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	23	第2.1(1)想定する施設用途	ホテルについて、「文化観光拠点としての相乗効果が期待される適切な規模」とあるが、規模の大小による審査評価への影響有無をご教示頂きたい。	No.908の回答をご参照ください。
919	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	26	第2.1(1)②_a	生活の本拠とみなされるサービスアパートメント等は認めないとのことですが、旅館業法に則り運営する長期滞在型ホテルは認められるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
920	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	38	第2_1(2)敷地計画の条件	ホテルにおける与件のイメージがあればご教示いただきたい。(客室数・客室面積・付帯施設など)	No.908の回答をご参照ください。
921	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	41	第2.1(2)①_a	民間収益施設は国立劇場との合築建物の一部にすることが条件となっておりますが、建築基準法上の用途不可分と認められる場合や国立劇場と躯体等でつながり一体と見なされる場合などは分棟形式でも認められるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者の提案によります。
922	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	1	41	第2.1(2)施設計画の条件①基本条件	a.に「民間収益施設は国立劇場と合築建築の一部とし、国立劇場に関する要求水準及び本書の条件を満たす範囲において設置すること。」とあるが下記の数値は用途と運用を考慮し、数値を変更してもよいか。 ・第5節施設計画(建築・設備・音響)2.設備性能(3)機械設備⑩エレベータ設備 g. 乗用機の平均運転間隔は30秒以下とし、5分間輸送能力は15%以上20%未満を確保する。	【資料-1】「業務要求水準書(案)」第4章.第5節.2.(3)⑩g.の記載は国立劇場の要求水準であり、民間収益施設については事業者の提案によります。
923	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	3	第2.1(2)①基本条件c	「民間収益施設の意匠・外観内装等は、国立劇場の品位を損なわず、皇居周辺の環境・景観と調和した内容とする」とは、具体的にどのような内容かご教示願います。	事業者の提案によります。
924	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	3	第2_1_1(2)①_c	「民間収益施設の意匠・外観・内装等は国立劇場の品位を損なわず、皇居周辺の環境・景観と調和した内容とする」とあるが、例えば、国立劇場の上に民間収益施設を載せるような外観は、国立劇場の品位や皇居周辺の環境・景観との関係でどのような評価となると考えられるか、具体的にご教示いただきたい。	詳細な評価基準は入札公告時に示します。
925	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	7	第2.1(2)①施設計画の条件	e.に「民間収益施設及び複合施設は」とあるが、添付資料1-1用語の定義によると複合施設の定義は「新設する国立劇場、合築する民間収益施設、必要な付属棟を総称して示す。」とあるにも拘らず、民間収益施設と複合施設を分けて記載している意図は何か。	民間収益施設単独でも「ZEB Oriented」以上の性能とし、より高い水準となるよう努めることを求めているためです。
926	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	8	別紙3_6(6)什器・備品調達業務	共通使用部分の什器・備品調達業務は、他の共通使用部分の維持管理・運営業務と同様に、事業費の一部に含まない(入札価格に含めない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
927	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	11	第2_1(2)②	事前調査を行うに際し必要な手続きをご教示頂きたい。	No.173の回答をご参照ください。
928	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	11	第2_1(2)②	土壌汚染や埋蔵文化財が発覚した場合、対策費用や本掘費用は振興会側の負担と考えて良いか。	No.179及び182の回答をご参照ください。
929	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	18	第2_1(2)③	共通使用部分を可能な限り少なくすることとされているが、共通使用部分の大小は提案評価の対象になるか。	詳細な評価基準は入札公告時に示します。併せて、No.930の回答をご参照ください。
930	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	25	全体共用	全体共用部分を極力小さくする主旨は何か。	複合施設が官民の区分所有建物であることから、双方の運営の自由度を確保し、将来の修繕・更新リスク等を回避する観点からの要件です。ただし、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1(2)③a.のなお書きのとおり、物理的な共用空間を小さく計画する意図ではなく、それぞれの専用使用部分において必要な共用空間を確保してください。
931	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	45	第2.1(2)③_f	「付帯事業に供する部分(共通使用部分は除く)は、千代田区の【地域貢献整備施設】を整備する必要がある」とありますが、千代田区による了解を前提として、劇場施設部分を地域貢献施設整備施設の対象としてもよろしいでしょうか。又、複合施設全体の事業者提案として、外構の一部に広場状空地を整備することで、地域貢献整備施設の対象としてもよろしいでしょうか。	民間収益施設に課される地域貢献施設の整備は、民間収益施設において確保することが原則です。外構の一部の広場状空地が地域貢献整備施設の対象になるかについては、事業者決定後千代田区との協議によると聞いています。
932	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	2	45	第2.1(2)③_f	地域公園整備施設の具体的な計画について、千代田区と事前に協議を行うこと、とありますが、第二次審査資料提出までに、応募予定者が直接、千代田区と事前協議してもよろしいでしょうか。	No.19の回答をご参照ください。
933	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	5	第2.2(1)事業敷地貸付等の条件	⑦に事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者に転貸するとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
934	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	5	第2.2(1)事業敷地貸付等の条件	⑦に事業者は転借地権を設定し、民間収益事業者に転貸するとの理解でよろしいか。	ご理解のとおりです。
935	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	5	借地面積	民間収益施設の借地面積は振興会と民間の専有面積比率で計算するのか。	借地面積は事業敷地全体となります。転借地権の準共有の持分割合は複合施設の専有部分及び専用使用部分の面積から按分計算することになります。
936	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	5	第2_2(1)付帯事業の実施条件等	借地契約期間中にホテルブランドが変更になることは問題ないか。	原則としては認められませんが、やむを得ない合理的な理由があり、変更後も【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1(1)等で示すホテルの要件等を満たし、かつ事業者が当初提案した民間収益施設の運営コンセプトと同等程度の内容・水準が維持されると総合的に判断され、振興会の事前承諾が得られた場合は可能です。
937	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	6	第2_2(1)①	賃借権設定登記は可能と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
938	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	6	第2_2(1)①	事業者は借地権の登記は可能か。	No.937の回答をご参照ください。
939	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	10	第2.2(1)③	PFI事業が国立劇場開場後20年後に終了するのに対して、定期借地権の設定期間は70年となっております。SPCが定期借地権者となる場合、一義的に付帯事業リスクを負うと金融機関が判断した場合には、プロジェクトファイナンスの融資条件が不利となり、SPC費用等の増加につながるものと思料します。PFI事業の開始時から、事業を行う民間収益事業者が直接振興会と定期借地権設定契約を締結することもお認めいただけませんかでしょうか。	原案のとおりとします。
940	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2(1)⑥	「事業者は定期借地権設定契約締結時に契約保証金を振興会に納入する。契約保証金は貸付料の年額とする。」とありますが、契約保証金とはどのような性質を持つものになりますでしょうか。権利金(保証金)とは別個のものでしょうか。また、契約保証金とは別途、権利金(保証金)がある場合においては、貸付期間の終了時における返還の有無をご教示ください。	契約保証金は、定期借地権設定契約における事業者側の義務の履行を担保するための保証金の性格であり、いわゆる権利金とは異なります。そのため、事業者側に債務不履行等がない限り、貸付期間の終了時に契約保証金は返還します。なお、本事業において定期借地権の設定に係る権利金を徴収する予定はありません。
941	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2(1)⑥	契約保証金、もしくは契約保証金とは別個に権利金(保証金)がある場合において、当該契約保証金、権利金(保証金)の一部または全部を、貸付期間終了時の複合施設の解体費用の原資としてお考え頂けるものでしょうか。	No.940の回答をご参照ください。

942	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2.(1)_⑥契約保証金	契約保証金は貸付期間終了時において、事業者に全額返還されるという理解でよいか。	No.940の回答をご参照ください。
943	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2.(1)_⑥契約保証金	定期借地権設定契約締結時において、事業者が振興会に納入するのは契約保証金のみであり、定期借地権の権利設定の対価として権利金を納入する必要はないという理解でよいか。	No.940の回答をご参照ください。
944	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2.(1)_⑥契約保証金	事業者は定期借地権設定契約締結時に契約保証金を振興会に納入するが、将来、契約保証金は事業者に返却されるのか。	No.940の回答をご参照ください。
945	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2.(1)_⑥契約保証金	事業者が振興会に納入した契約保証金が事業者に返却されるとした場合、それはいつか。	No.940の回答をご参照ください。
946	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	17	第2.2.(1)_⑥契約保証金	事業者が振興会に納入する契約保証金の額は貸付料の年額だが、貸付料が3年ごとに改定される都度、契約保証金の額も調整されるのか。	入札公告時に示します。
947	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	19	第2.2.(1)_⑦	転借地権設定登記は可能と考えてよいか。	可能です。
948	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	19	第2.2.(1)_⑦	振興会と事業者が締結する定期借地権設定契約と、異なる条件で転借地権を設定することも可能か。同一条件とする必要があるか。	事業者と民間収益事業者の間で締結する定期転借地権設定契約については、振興会が関知する内容ではないため、事業者の判断によります。ただし、付帯事業の所有・運営に係るリスクは極力、民間収益事業者にパススルーされることが原則と理解しています。
949	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	19	第2.2.(1)_⑦	「民間収益施設の区分所有者である民間収益事業者に対して事業敷地を転貸する」とあるが、5ページ目の「付帯事業に係るの権利関係」の図より、振興会はあくまで、事業者の定期借地権を転貸されているという理解か。	ご理解のとおりです。
950	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	19	第2.2.(1)_⑦	「民間収益施設の区分所有者である民間収益事業者に対して事業敷地を転貸する」とあるが、5ページ目の「付帯事業に係るの権利関係」の図より、振興会はあくまで、事業者の定期借地権を転貸されているという理解の場合、振興会の転借地権の権利保全はどの様にされることを想定されているか。	国立劇場の建物所有権(区分所有権)を登記することで権利保存することを予定しています。
951	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	19	第2.2.(1) 事業敷地貸付等の条件	振興会と民間収益事業者間の転借地権割合は、民間提案によって決定するのか、決定方法をご教示頂きたい。	転借地権に係る持分割合は、複合施設の専有部分の床面積の割合で決定することを原則とします。詳細は入札公告時に示します。
952	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	21	第2.2.(1)_⑧	「民間収益施設の供用開始は、令和11年秋頃に計画される国立劇場の再開場の公演より先行して供用開始することは妨げない。」とありますが、民間収益施設を先に供用開始した場合における、定期借地権の設定期間に関してご教示ください。	複合施設が完成し、各々の区分所有者に建物が引き渡された(建物の区分所有権が発生した)時点が定期借地権の始期となり、供用開始の時期とは関係ありません。
953	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	21	第2.2.(1)_⑧	「供用開始は、令和11年3月31日以降、令和11年秋頃に計画される国立劇場の再開場の公演と同時に計画すること。」と記載があり、さらに「これによらずして先行して供用開始すること妨げない」とも記載がありますが、先行したとしても供用開始時期は、令和11年3月31日以降という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
954	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	21	第2.2.(1)_⑧	民間収益施設を先行して供用開始することは妨げない、とありますが、国立劇場の振興会への引き渡しよりも先行して供用開始することが出来るという意味でしょうか。それとも、引渡し以降から再開場の公演までの間で、先行して供用開始することが出来るという意味でしょうか。	後者のご理解のとおりです。
955	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	25	第2.2.(2)_①	振興会が複合施設の取去を指示せず、現状有姿のままに存置する条件はどういったものがあげられますか。	当該時点での施設の状況や振興会の事業計画を踏まえて総合的に判断する必要があるため、具体的に回答することはできません。なお、複合施設の存置については、合理的な判断を行えるよう、適切な時期から民間収益事業者との協議を進めていくことを考えております。
956	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	25	第2.2.(2)_①	民間収益施設について、「振興会があらかじめ指示した場合には、借地人たる事業者は複合施設を取去せず、現状有姿にて存置し・・・振興会に・・・民間収益施設を無償譲渡する」とありますが、長期に渡る定期借地権設定期間となるため、振興会の存置指示はできるだけ早い時期にさせていただきたいと存じます。更地返還か存置かを判断する時期について現時点での振興会のお考えをお聞かせください。	No.955の回答をご参照ください。
957	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②	「解体撤去費用の適切な積み立て」について、具体的な積み立て方法のご指定はございますか。	長期的な積立計画をあらかじめ策定し、区分経理等により解体積立金額の明確化を図ることを想定していますが、具体的な積立方法等は事業者の判断によります。
958	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②貸付期間終了時の複合施設の取扱い	複合施設の取去に要する費用のうち、事業者負担分については適切に積み立てることとされているが、振興会負担の解体撤去費用についてはどのような処理がなされるのか。	No.957の回答をご参照ください。
959	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②	共通使用部分については振興会と事業者が、振興会と民間収益事業者の持分割合に応じてそれぞれ負担のことだが、持分割合はそれぞれの専有部分及び専用使用部分の合計面積割合との認識でよいか。	事業者の提案を踏まえ、区分所有者の専有部分及び専用使用部分の面積割合を基準として決定する予定ですが、詳細は入札公告時に示します。
960	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②	将来複合施設を解体する費用について、事業者が自ら負担する費用を適切に積み立てるとのことだが、積立金額の算定はどうする想定か。	No.957の回答をご参照ください。
961	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②	将来複合施設を解体する費用について、事業者が自ら負担する費用を適切に積み立てるとのことだが、積立方法(積立先や頻度など)はどのような想定か。	No.957の回答をご参照ください。
962	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②	将来複合施設を解体する費用について、事業者が自ら負担する費用を適切に積み立てるとのことだが、複合施設の専有部分や専用使用部分に相当する解体費用を厳密に算定することは難しいと思うが、どのように算定する想定か。	No.957の回答をご参照ください。
963	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②解体撤去費用	解体撤去費用について、事業者は民間収益施設部分の専有部分及び専用使用部分に相当する費用を、共通使用部分については振興会と事業者が、振興会と民間収益事業者の持分割合に応じてそれぞれ負担することとし、借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てるものとするところとあるが、民間収益施設の建物所有権を有する、付帯事業を担う構成員若しくは協力企業又はこれらの企業が代表して組成する法人(民間収益事業者)が、事業者に代わって当該解体撤去費用を適切に積み立てることと問題ないか。	解体積立金の費用負担者及び積立主体は事業者である必要はなく、基本的には民間収益施設の所有者である民間収益事業者と理解しています。
964	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	30	第2.2.(2)_②解体撤去費用	解体撤去費用について、事業者は民間収益施設部分の専有部分及び専用使用部分に相当する費用を、共通使用部分については振興会と事業者が、振興会と民間収益事業者の持分割合に応じてそれぞれ負担することとし、借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てるものとするところとあるが、当該解体撤去費用は事業費(サービス対価)に含まれるのか。	含まれません。
965	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	34	解体撤去費用	事業者は解体撤去費用を積み立てるとあるが、積み立て方については事業者提案という理解で良いか。	No.957の回答をご参照ください。
966	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	34	第2.2.(2)_②複合施設の取去に要する費用	「借地人たる事業者は自らが負担する解体撤去費用を適切に積み立てるとあるが、積立期間は、事業期間の20年間ではなく、70年間から複合施設解体期間を除いた期間でよいか。	ご理解のとおりです。
967	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	39	第2.2.(3) 権利の譲渡等	①に本事業計画終了後定期借地権設定契約は事業者が契約相手方と想定され、振興会様との協議によって民間収益事業者にその地位を譲渡することも可能とあるが、本事業計画終了後は事業者の業務はなくなるので、民間収益事業者への地位譲渡を前提としていただけないか。	原文のとおりとします。
968	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	40	第2.2.(3)_①	振興会が定期借地権設定契約を締結する事業者として、PFI事業に関する事業者とは別に、付帯事業に関する事業者(SPC等)を設立する事は可能でしょうか。	原文のとおり、定期借地権設定契約の相手方は事業者以外は予定しておりません。
969	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	40	第2.2.(3)_①権利の譲渡等	国立劇場の整備・運営等に及ぼすリスク等を排除することや、施設整備費を事業者が調達し貴会からは割賦払いを受ける(プロジェクトファイナンスを活用する)場合における金融コスト削減のため、定期借地権設定契約を締結する相手方は民間収益事業者としていただけないか。	原文のとおりとします。
970	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	40	第2.2.(3)_①	本事業契約終了後に協議の上、民間収益事業者に事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することが可能とのことだが、国立劇場の引渡し時に譲渡できない理由はなぜか。	本事業の事業期間中は、民間収益事業は本事業に付帯する事業の位置づけであり、一義的には事業者が振興会に対して付帯事業の履行義務を負うことから、定期借地権設定契約の相手方は事業者としています。
971	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	3	40	第2.2.(3)_①権利の譲渡等	基本的にはSPCが定期借地権の相手方となっているため、本事業終了後もSPCは解散が出来ないことになる。SPCを存続させるにはコスト等が発生するため、本事業終了後に速やかに解散したく、本事業終了迄にはSPCが有する定期借地権の地位を民間収益事業者に譲渡することを前提とした建付けにいただけないか。	原文のとおりとします。
972	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	2	第2.2.(3) ①権利の譲渡等	「振興会と協議を行ったうえで、付帯事業が安定的に継続することを前提として」とあるが、原則として権利譲渡が制限されるものではないとの認識でよいか。	本事業の事業終了時点での状況等によるため、その時点での個別具体的な事象に基づき判断します。
973	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	3	第2.2.(3)_①	「付帯事業が安定的に継続することを前提として、民間収益事業者に、事業者の定期借地権設定契約上の地位を譲渡することも可能とする」と記載がありますが、付帯事業が安定的であることの定量的な条件はございますか。	特に定量的な条件はありません。PFI事業の終了前後であっても付帯事業が従前と変わりなく安定的に運営されることを求めているものです。

974	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	5	第2.2.(3)_②	「付帯事業において発生が想定されるリスクを本事業から極力、隔離し」という事だが、定期借地権・定期転借地権の関係でどの様に「極力、隔離」する事を想定しているか。	事業者と民間収益事業者との間で締結することが想定される定期転借地権設定契約等の中で、付帯事業に係るリスク等を事業者から民間収益事業者に移転する等の措置が想定されますが、付帯事業のリスク負担等の在り方を含め、事業者で適切に設定してください。
975	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	5	第2.2.(3) 権利の譲渡等	民間収益施設において、用途毎に異なった民間収益事業者が区分所有することは可能かご教示頂きたい。	複数の異なる民間収益事業者が区分所有することは可能です。
976	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	5	第2.2.(3) 権利の譲渡等	民間収益事業者が貸付期間中に建物の所有権および定期転借地権を譲渡する場合、振興会の業務の遂行及び国立劇場の用途・目的等の妨げにならないと認められる等と判断した場合に承諾するとあるが、承諾における具体的な基準があるかご教示頂きたい。	承諾の基準については、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.2.(3)④に記載のとおりであり、個別具体の事象を踏まえ振興会が判断します。
977	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	5	第2.2.(3) 権利の譲渡等	民間収益事業者が貸付期間中に建物の所有権および定期転借地権を譲渡する場合、振興会の承諾に要する想定手続き期間をご教示頂きたい。	民間収益事業者からの申請内容を踏まえて速やかに承諾可否の判断を行います。個別具体的内容を踏まえる必要があることから想定期間を回答することはできません。
978	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	5	第2.2.(3) 権利の譲渡等	民間収益事業者を複数社で構成することは可能かご教示頂きたい。	No.975の回答をご参照ください。
979	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	9	第2.2.(3)_②	民間収益施設相当の準共有持分とのことだが、相当の算出方法の提示を求める。	入札公告時に示します。
980	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	9	第2.2.(3)_②	転借地権の準共有については、振興会として登記するののか。	登記することを予定しています。
981	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	9	第2.2.(3)_②	転借地権の準共有については、登記は可能なののか。	可能です。
982	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	10	第2.2.(3)_③	「民間収益施設の建物の一部または全部を譲渡しようとする場合、振興会様の事前承諾をもって当該者への建物の区分所有権の譲渡及び定期転借地権を譲渡することができる。」とありますが、現時点で、譲渡相手先の制限があればご教示下さい。	No.976の回答をご参照ください。
983	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	10	第2.2.(3)_③	民間収益事業者の会社形態として資産流動化法に定める特定目的会社とした場合において、当該特定目的会社の株主が自らの保有する株式について、譲渡、担保設定等を行うことは、振興会の承諾等特段の制約等なく自由にできると理解してよいか。	【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第1.に規定のとおり、民間収益事業者は付帯事業を担う構成員又は協力企業が代表して組成する法人と定めていますので、特定目的会社の株式譲渡によって実質的な代表者の変更となる場合には第2.2.(3)④に準じた振興会の事前承諾が必要になります。実質的な代表者の変更とならないマイナーな株式の譲渡については振興会の承諾は不要ですが、変更内容の通知は必要です。
984	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	10	第2.2.(3)_③	第三者譲渡に対して事前承諾が必要とのことだが、現時点で承諾が得られない前提があるか。(譲渡先の会社形態など)。	No.976の回答をご参照ください。
985	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	13	第2.2.(3)_④	「定期借地権を譲渡する場合、振興会の業務の遂行及び国立劇場の用途・目的等の妨げにならないと認められ、付帯事業を適切に実施でき、定期転借地権の譲受人が本事業敷地の利用方法、貸付料の支払等の貸付条件等を履行できると認められる者で、かつ振興会が不利になるおそれがないと判断した場合」とありますが、振興会様が不利になるおそれがあると想定している事項や、譲渡相手先の制限があればご教示下さい。	No.976の回答をご参照ください。
986	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	13	第2.2.(3)_④権利の譲渡等	「振興会が不利となるおそれがある」場合とは具体的にどのような状況が想定されるののか。	当該記載は具体的な想定によるものでなく、「振興会の業務の遂行及び国立劇場の用途・目的等の妨げにならないと認められ、付帯事業を適切に実施でき、定期転借地権の譲受人が本事業敷地の利用方法、貸付料の支払等の貸付条件等を履行できると認められる」ことを満たしたうえで、その他のリスクが振興会に生じないかを判断することを示しています。
987	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	13	第2.2.(3)_④権利の譲渡等	定期転借地権の譲渡については特段の事情がない限り承諾する条件にしていただけか。	原文のとおりとします。
988	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	16	第2.2.(3)_④	「振興会が不利となるおそれがないと判断した場合」とあるが、どのような基準で判断する事を想定しているか(経済性と企業信用度における判断という理解か)。	No.986の回答をご参照ください。
989	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	18	第2.2.(4)_①	民間収益施設の用途変更や大規模施設改変に係る振興会の承諾は、合理的な理由がない限り否定されないものと理解してよいか。	当該時点での付帯事業の実施状況や情勢、民間収益事業者が提案する用途変更や大規模施設改変等の総合的な内容を踏まえて、合理的に判断します。
990	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	19	第2.2.(4)_①	振興会の書面による事前承諾が必要となる民間収益施設の用途変更について、全ての用途変更が対象となるのでしょうか。承諾が必要となる基準を例示ください。	No.989の回答をご参照ください。
991	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	22	第2.2.(5)_①	付帯事業にかかわる初期投資は民間収益事業者が負担するとのことだが、民間収益事業者が当該部分の工事発注者となってよいか。	ご理解のとおりです。
992	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	25	第2.2.(5)_②	管理規約の案文について開示の予定はあるか。	管理規約(案)の公表は予定しておりませんが、管理規約の策定に係る考え方については入札公告時に示します。
993	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	25	第2.2.(5)_②	管理組合の意思決定手続きに関連して、持分の過半を振興会/民間収益事業者のどちらが持つかは、提案評価に影響するか。	詳細な評価基準は入札公告時に示します。
994	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	33	第2.2.(5)_④	(要確認)「共通使用部分における修繕・改修・更新等についても～長期修繕計画に基づいて適切な時期に実施すること」とありますが、どのように入札金額に含めればよろしいでしょうか。考え方・方法についてご教示ください。	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」別紙 費用負担の考え方に記載のとおり、入札価格に含まれません。
995	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	41	第2.2.(6) 振興会への報告等	振興会様への報告内容に民間収益施設の経済条件(ホテル運営事業者との具体的な契約内容や事務所及び店舗の賃料等)を開示する必要があるのか。	「貸付期間中、民間収益事業者が事業目的に沿って健全に民間収益施設の運営を行っているかどうか確認するため」です。
996	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	42	第2.2.(6)_①	年に2回の報告について「事業者を通じて」とあるが、実務ベースで振興会に対し報告を行うのは民間収益事業者との理解でよいか。また、その場合の窓口は1本化しななければならないか。	定期借地権設定契約書の契約相手方は事業者のため、報告の主体は事業者ですが、責任をもって適切に報告できる者であれば、実務ベースの報告者は事業者の判断によります。なお、報告の窓口は一本化してください。
997	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	4	42	第2.2.(6)_①	年に2回の報告について「事業者を通じて」とあるが、実務ベースで振興会に対し報告を行うのは民間収益事業者の場合、窓口は1本化しななければならないか。	No.996の回答をご参照ください。
998	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	6	第2.(7)_①契約解除等に関する条件	付帯事業(民間収益事業)が契約解除となった場合、PFI事業には影響しないとの理解か。仮に付帯事業の全部または一部を中止・終了した場合、PFI事業も契約解除となる建付け(クロスデフォルト)の場合、金融機関からプロジェクトファイナンスでの資金調達が困難となる可能性があるため、PFI事業が契約解除とならない、または、付帯事業をPFI事業から切り離れた建付けとして頂きたい。	付帯事業はPFI事業に付帯する事業として位置付けて、事業契約と定期借地権設定契約のクロスデフォルトの可能性も排除しませんが、詳細は入札公告時に示します。
999	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	12	第2.3.(1) 貸付料	②の貸付料の改定は、経済状況などを考慮して双方の合意に基づき決定するとの理解でよいか。	貸付料の改定については入札公告時に示します。
1000	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	12	第2.3.(1) 貸付料	品格の高いグレードのホテルを整備するには初期投資・ランニング費用が高いため、事務所に比べて収益性は劣るものとなる。民間収益施設が国立劇場の品位を損なわず周辺と調和した計画となるようにするため、基準貸付料はホテルの収益性を十分に考慮した水準で設定されるのか。	基準貸付料は、不動産鑑定一般の合理的な算定手法に基づき設定します。なお、現時点で年額12億9千万円(最低地代)を想定していますが、入札公告時に示します。
1001	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	12	第2.3.(1) 貸付料	基準貸付料は民間収益施設にて稼得する年間収益から直接的に負担する性質の費用であり、長期・安定的な事業遂行が可能かの判断をする上で最も重要な要素である。民間収益施設の施設構成を検討する上での前提条件となるため、早い段階で金額(幅を持った数値を含む)の開示はなされるのか。	No.1000の回答をご参照ください。
1002	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	13	第2.3.(1) 貸付料	基準貸付料を公告時に示すとのことだが、想定されている具体的な算定方法を早期に開示いただけないか。(公租公課倍率法、路線価や借地権割合による計算法、積算法等)	No.1000の回答をご参照ください。
1003	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	13	第2.3.(1) 貸付料	貸付料の考え方につき、権利金等の支払いは不要との認識で良いか。その場合、借地権割合を差し引いた地代ではなく、相当の地代レベルの支払いが必要との認識でよいか。	権利金の支払はありません。
1004	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	基準貸付料は鑑定によると考えられるが、その鑑定はどのような前提(用途や容積の消化の前提、収益還元法や積算法など)で設定されるかご教示願いたい。	No.1000の回答をご参照ください。
1005	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	基準貸付料の算定に際し行われる鑑定は、どのような前提(用途や容積の消化の前提、収益還元法や積算法など)で設定されるのか。	No.1000の回答をご参照ください。

1006	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_②	「入札時における基準貸付料及びその支払方法は入札公告時に示し、応募者は基準貸付料以上の貸付料を提案すること。」とありますが、具体的な基準貸付料の設定方法(考え方)についてご教示下さい。	No.1000の回答をご参照ください。
1007	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	入札時における基準貸付料はどのような考え方・基準に基づいて設定されるのか、具体的なかつ網羅的にご教示いただきたい。	No.1000の回答をご参照ください。
1008	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_① 貸付料	基準貸付料は、どのように設定されるのか。(用途・容積消化の前提、収益還元法や積算法など)	No.1000の回答をご参照ください。
1009	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	基準貸付料は定められた絶対額となるのか、それとも、例えば、民間収益施設の使用容積や専有部の水平投影面積に応じた金額設定となるのか。	定期借地権の設定範囲は事業敷地全体となり、基準貸付料はこれを前提に設定するため提案に関わらず一定の値となります。併せて、No.1000の回答をご参照ください。
1010	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	基準貸付料は、鑑定によるものとも思うが、その鑑定はどのような前提(用途や容積の消化の前提、収益還元法や積算法など)で設定されるものか。	No.1000の回答をご参照ください。
1011	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_① 貸付料	基準貸付料は、鑑定によるものとも考えるが、鑑定はどのような前提で設定されているのか。	No.1000の回答をご参照ください。
1012	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_① 貸付料	転借地権が民間収益事業者の他、振興会にも設定されており、振興会は同時に土地所有権を有しているが、事業者が提案する貸付料は民間収益施設に係る部分の地代のみでよいか。 すなわち、国立劇場に係る部分の地代は、土地所有権を有する振興会への支払いと転借地権を有する振興会からの入金とで相殺されるため、資金の動きはないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。国立劇場に係る事業者から振興会への転借地権の設定については対価は生じない前提となります。詳細は入札公告時に示します。
1013	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	14	第2.3.(1)_①	基準貸付料について、建物配置・用途構成等大きな影響を及ぼすため、事前開示は可能か。	No.1000の回答をご参照ください。
1014	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	16	第2.3.(1)_②	「貸付料は、3年ごとに改定する。改定にあたっての計算方法の詳細は入札公告時に示す。」とあるが、現時点の方向性はどのようなものか。	入札公告時に示します。
1015	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	18	第2.3.(1)付帯事業に係る権利関係	付帯事業に係る権利関係の図が、事業者(SPC)が敷地全部を振興会から借地し、振興会と民間収益事業者に転貸している図になっているが、底地人振興会と転借地人振興会との間にSPCが挟まっている形に違和感がある。借地権は振興会とSPCの準共有ではないか。	区分所有法上の規定により、区分所有者である民間収益事業者と振興会は、事業者から定期転借地権を準共有します。
1016	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	19	3 貸付料の支払方法等■付帯事業に係る契約形態のイメージ図	図中に「地代」とあるが、本文中記載の「貸付料」と同じ意味と考えてよいか。	ご理解のとおりです。
1017	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	20	第2.3.(1) ■共用部分の管理体制イメージ	共用部分Bについて、事業契約期間外の維持管理企業選定方法はどのようになるのか。	管理組合により決定します。
1018	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	20	第2.3.(1) ■共用部分の管理体制イメージ	区分所有法第25条の管理者＝管理主体との理解でよいか。	当該部分の「管理主体」は管理業務の実施者を示しております。
1019	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	5	24	■付帯事業に係る契約形態のイメージ図	「民間収益事業者とテナントが締結する賃貸契約」について、テナントと賃貸契約を締結する際、振興会様の事前承諾は必要かご教示賜り度く。	民間収益事業者とテナントとの賃貸契約にあたって振興会の承諾は必要ありません。ただし、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.2.(6)のとおり、テナントに関する情報は報告する必要があります。
1020	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	6	1	第2.3.(1) 共用部分の管理体制のイメージ	共用部分Bの管理主体が「事業者」ではなく、「事業者の構成員」となっていることから、管理組合との業務委託契約は、「事業者の構成員である維持管理企業」が締結すると理解してよろしいか。	事業者の構成員である維持管理企業に委託することを想定しておりますが、事業者決定後に管理組合で決定します。
1021	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	6	4	第2.3.(1) ■共用部分の管理体制のイメージ	表下部の*1 共用部分A(振興会専用使用部分)の例に「外構、植栽」は含まれないか。(資料-3の別紙1頁にも同様の記載があり、当該部には「外構、植栽」の記載がある。)	【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」別紙 費用負担の考え方の記載が正であり、「共用部分A(振興会の専用使用部分)の例:外壁(劇場階部分)、エントランスホール、外構、植栽、専用階段室・昇降路、専用設備室、専用駐車場等」となります。
1022	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	6	5	共用部分の管理体制のイメージ	複合施設における共用部分A、共用部分B、共用部分Cの区分設定については、例示を参考にしつつも、応募者が自由に提案できるとの理解でよろしいでしょうか。	【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」及び入札公告時に公表する資料に従って提案してください。
1023	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	6	8	第2 共用部分の管理体制のイメージ	共用部分Bについては、事業契約期間中は国立劇場の維持管理企業に管理組合より業務を発注することを想定とあるが、提案資料に当該維持管理業務委託費を記載する必要はあるか。	共用部分の維持管理費について、提案において参考資料として提示していただくことを予定しておりますが、詳細は入札公告時に示します。
1024	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	6	9	第2.3.(1) ■共用部分の管理体制のイメージ	表下部の*3 共用部分C(民間収益事業者専用使用部分)の例に「専用設備室」の重複記載があるが、単なる重複誤りか又は片方は他の部分の誤記か。(資料-3の別紙1頁にも同様の記載あり。)	正しくは「共用部分C(民間収益事業者専用使用部分)の例:外壁(民間収益施設部分)、エントランスホール、専用設備室、専用階段室・昇降路、専用駐車場等」となるため、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」を修正します。
1025	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	8	6	別紙3._(5)修繕業務	共通使用部分の長期修繕計画は業務提供期間の計画でよいか。	共通使用部分の長期修繕計画は管理組合により決定します。
1026	(資料-2)付帯事業の実施条件(案)	9	9	別紙3_(6)什器・備品調達業務	【資料5-2-12】「什器・備品調達に係る要求水準」とあるが、【資料5-2-11】の誤りか。	ご理解のとおりです。
1027	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	1	別紙 費用負担の考え方	「② 整備比率で按分する項目」の算出式が記されているが、表中の按分方法に②がない。②の算出式を使用するほうが妥当な項目もあるかと思うが、どのような想定をしているのか。	入札公告時に示す資料により確認してください。
1028	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	2	別紙 費用負担の考え方	「振興会と事業者及び民間収益事業者のそれぞれの負担割合は以下に示す算定方法で計算し、振興会の負担する額について、入札、契約すると記載がありますが、振興会の負担する額について、事業費の一部に含む(入札価格に含める)との理解でよろしいでしょうか。	施設費の対象業務について、振興会と按分する費用についてはご理解のとおりです。維持管理費・運営費の対象業務で振興会と按分する費用は振興会が管理組合を通じて負担するため、入札価格に含めません。
1029	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	9	別紙②整備費比率で按分する項目	振興会と事業者及び民間収益事業者の按分割合について、整備費とは「設計・監理・調査に係る費用と建設工事に係る費用(ただし、建中金利を除く)の合計」を示すものとされておりますが、この整備費にはSPC設立費用、保険料、その他SPC経費は含まれないものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。SPC設立費用、SPCの運営経費については、すべて振興会が負担する整備費に含めてください。保険料について、例えば工事保険や第三者賠償責任等、複合施設の整備全体に係る保険については①面積比率で按分する項目として計算してください。
1030	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	10	別紙② 整備費比率で按分する項目	別紙の②に「整備費比率で按分する項目」の算出式の記載がございますが、当該按分方法を用いた費用負担に該当する項目が御座いましたらご教示ください。	No.1027の回答をご参照ください。
1031	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	14	第1.1.(1) 施設費	「事業契約の締結日から国立能楽堂の維持管理・運営業務開始日(令和6年4月1日)の前日までの期間に要した事業者の運営費についてはすべて施設費」とあります。これにはSPCの設立・税務・監査等の費用、履行保証保険や工事保険などの施設整備にかかる保険料、プロジェクトファイナンス関連費用なども含むものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1032	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	14	第1.1.(1) 施設費	「その他の費用」の範囲について「維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までの期間に要した事業者の運営費」と記載がありますが、これは実施方針P.23から、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの事業者の運営費が対象との理解でよろしいでしょうか。またこの間のSPC経費や国立能楽堂の維持管理・運営にかかる保険料については「その他の費用」に含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1033	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	17	第1.1.(1) 施設費	事業者の開業に伴う諸費用及び施設整備に関する初期投資として認められる費用には、建中金利や融資組成手数料といった金融費用も含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1034	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	17	第1.1.(1) 施設費	事業者の開業に伴う諸費用及び施設整備に関する初期投資として認められる費用には、履行保証保険料といった保険料も含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1035	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	21	その他の費用について	国立劇場引き渡し迄(～令和11年3月31日)に発生する業務のうち、①国立能楽堂の維持管理・運営業務は「維持管理費・運営費」、②国立劇場の電話対応業務(仮移転先等へ架電する電話対応)など、国立劇場に係る業務は「その他費用」に計上するという理解でよろしいでしょうか。	①については、ご理解のとおりです。 ②については、国立劇場引渡し迄の国立劇場(単町)における業務は、電話受付案内業務、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討及び仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事の3つのみを想定しております。これら3つの業務は、「その他費用」ではなく「維持管理・運営費」に計上してください。
1036	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	28	別紙 費用負担の考え方	「表4. 所有・管理区分記号」の※2に振興会の専用使用部分の例に外構・植栽とあるが、共通使用部分でない理由はなぜか。	外構・植栽については、効率的な管理のために振興会の専用使用部分とすることを原則とします。一方、民間収益施設の専用駐車場等を外構に設置する場合は、当該部分のみを民間収益事業者の専用使用部分としてください。
1037	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	1	50	別紙 ※2	外装工事費について「振興会は国立劇場の専有部分等が過半を占める階層の外装工事費用を負担するものとする。劇場の専有部分等が過半を占める階層は施設計画を踏まえて提案すること。」とあります。過半であるかどうかは、共用部を除いた各階の面積に対する振興会所有分で判断するものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

1038	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	1	第1.1.(2)①維持管理費	什器・備品の保守、修繕及び更新費用は含まれないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1039	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	1	別紙 費用負担の考え方	外装(屋根・屋上防水含む)工事費について、劇場と民間収益施設が積層する部分の屋根・屋上防水工事の負担者はどうなるのか。	当該別紙のとおり、「振興会は国立劇場の専有部分等が過半を占める階層の外装工事費用を負担する」ことを予定しております。劇場と民間収益施設が積層する部分の屋根・屋上防水工事の負担者は、直下階の所有者が負担することを原則とします。
1040	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	4	第1.2.表1.事業費の内訳	「その他の費用」は、事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部とあるが、一部とは何か具体的に示していただきたい。	国立能楽堂の運営開始日以降の事業者の運営費を指します。なお、国立能楽堂の運営開始日以前に発生する事業者の運営費は、施設費に含めてください。
1041	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	4	第1.2.表1.事業費の内訳	「その他の費用」の事業者の運営費(人件費、事務費等)の一部には、維持管理費の人件費等は含まれないとの認識でよいか。	ご理解のとおりです。
1042	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	14	第1.1.(3)その他の費用	前掲(1)②に計上される部分を除くとあるが、該当箇所はどこか。	「(前掲(1)②に計上される部分を除く。)」は誤記のため、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」を修正します。
1043	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	14	第1.1.(3)その他の費用	その他の費用は、維持管理・運営業務開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引き前利益(前掲(1)②に計上される部分を除く。)とするとするが、事業契約の締結日から維持管理・運営業務開始日の前日までの期間に係る事業者の税引き前利益は、施設費に含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1044	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	14	第1.1.(3)その他の費用	その他の費用は、維持管理・運営業務開始日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引き前利益(前掲(1)②に計上される部分を除く。)とするとするが、事業者の清算コストも含まれるという理解でよいか。	事業終了時に事業者を清算し、そのための経費が生じる場合についてはご理解のとおりですが、その他の費用については事業期間にわたって平準化して支払う点にご留意ください。
1045	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	15	第1.1.(3)その他の費用	「本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引き前利益(前掲(1)②に計上される部分を除く。)」とあるが、(1)に②は無く内容を明らかにすると共に括弧書きは及びの前と後の両方に掛かるのか教えていただきたい。	No.1042の回答をご参照ください。
1046	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	16	第1.1.(3)その他の費用	「前掲(1)②に計上される部分」は(2)②の誤記でしょうか。	No.1042の回答をご参照ください。
1047	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	20	電気設備工事	配線などが施設全体に張り巡らされている中で、どの部分が振興会の専有部分等に該当するのか具体的な例示を示していただけないか。(資料-3 P別紙2)	振興会の専有部分は施設整備業務の対象であり、専用使用部分については外壁(劇場階部分)、エントランスホール、専用階段室・昇降路、専用設備室、専用駐車場等を想定しております。なお、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1.(2)c.に記載のとおり、「複合施設の各種設備については可能な限り、引込み、機器、システムを分離して計画することを原則」としており、これを踏まえ振興会及び民間収益事業者の専有部分等にかかる電気設備工事を提案してください。
1048	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	22	機械設備工事	配管が施設全体に張り巡らされている中で、どの部分が振興会の専有部分等に該当するのか具体的な例示を示していただけないか。(資料-3 P別紙2)	振興会の専有部分は施設整備業務の対象であり、専用使用部分については外壁(劇場階部分)、エントランスホール、専用階段室・昇降路、専用設備室、専用駐車場等を想定しております。なお、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」第2.1.(2)c.のとおり、「複合施設の各種設備については可能な限り、引込み、機器、システムを分離して計画することを原則」としており、これを踏まえ振興会及び民間収益事業者の専有部分等にかかる機械設備工事を提案してください。
1049	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2	58	別紙 ※5	「※5 共通使用部分に係る費用」のうち振興会が負担する費用は入札価格に含まず」と記載がありますが、施設費(施設費の対象業務)のうち、共通使用部分に係る当該費用は、事業費の一部に含む(入札価格に含める)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1050	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	2		表	②整備費比率で按分する項目が按分方法の表に記載がございませんが、適用される費用はないと考えてよろしいでしょうか。	No.1027の回答をご参照ください。
1051	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	1	第1.2.事業費の内訳	一部割賦払いの場合、金利は事業費に含まれるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1052	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	29	第1.2事業費の内訳	維持管理費の運転・監視及び日常点検・保守業務費において「国立劇場に係る」とあるが、添付資料2-1の1頁によると「国立劇場等(国立劇場及び国立能楽堂)に係る」ではないか。	ご指摘を踏まえ、「国立劇場等に係る運転・監視及び日常点検・保守業務費用」に修正します。
1053	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	32	什器・備品調達業務費	資料-3別紙のP2の表に什器・備品調達について明記されていないが、共通使用部分に什器・備品を置く場合には、振興会の費用負担の按分方法は、①の方法でよろしいか。	管理組合により決定します。
1054	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	32	什器・備品調達業務費	資料-3別紙のP2の表に什器・備品調達について明記されていないが、什器・備品調達は、共通使用部分に什器・備品を置く場合には、振興会の費用は、入札価格に含まず、振興会が管理組合を通じて負担するでよろしいか。	ご理解のとおりです。
1055	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	33	運営費	当該表にある運営費のうち、資料-3別紙のP2にある費用負担の按分方法に記載されている業務は、警備業務のみであるが、運営費は、警備業務以外は、すべて国立劇場等を対象とする業務のため振興会の負担となることから、按分方法が記載されていないのか。	ご理解のとおりです。
1056	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3	41	チケット販売支援業務費	当該表においては、チケット販売支援業務と電話予約受付業務に分かれ、電話予約受付業務は業務量に応じた支払いをすとなっているが、「添付資料5-3-6」においては、「システム構築等業務、インターネット予約受付等業務、電話予約業務、販売・発券業務、会員事務局支援業務」の5つに分かれている。5つとも業務量に応じた支払いという理解で良いか。	5つのうち電話予約業務のみが業務量に応じた支払になります。
1057	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3		第1.2.表1.施設整備費_施設費	「事業者の開業に伴う諸費用」とは具体的にはどのような費用が含まれるのかご教示ください。事業者(SPC)の設立費用などが対象でしょうか。	事業者(SPC)の設立費用の他、登記等の公租公課費用等が該当します。
1058	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	3		第1.2.表1.施設整備費_施設費	ここでいう「事業者の運営費」とは具体的にはどのような費用が含まれるのかご教示ください。業務要求水準書(案)でいう「経営管理」に係る費用(事業契約の締結日～国立能楽堂の維持管理運営業務開始日の前日までの期間)などが対象でしょうか。	前段については、SPCの運営に係る人件費や事務手数料等を想定しております。後段については、ご理解のとおりです。
1059	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	4	第1.2事業費の内訳	運営費の普及発信施設の運営支援業務費の費用の内容に「普及発信施設の企画・制作業務費用」とあるが、添付資料2-1の3頁記載の普及発信施設の運営支援業務の中には制作に関する業務の記載は無く、整合させてほしい。もし制作業務も含まれるのであれば、どのようなものを制作するのか。大掛かりなものがあれば具体的に示してほしい。	前段については、【添付資料2-1】「本事業の業務内容及び振興会が実施する業務内容」に記載の「展示企画・運営支援業務」は【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」4.の「展示企画・運営支援業務」を指しております。【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」4.(4)①に「展示物の企画及び制作について規定していますのでご参照ください。後段については、【添付資料5-3-8】「普及発信施設の運営支援業務に係る要求水準」を踏まえたうえで、事業者の提案によります。
1060	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	18	第1.2事業費の内訳	運営費の開業準備支援業務費において「国立劇場等(国立劇場及び国立能楽堂)に係る」とあるが、添付資料2-1の2頁によると「国立劇場に係る」ではないか。	ご指摘を踏まえ、「国立劇場に係る開業準備支援業務費用」に修正します。
1061	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	22	第1.2事業費の内訳	「実際の業務量に応じた対価を支払う」とされている項目については事業費の支払いに必要な諸経費(契約変更に伴う印紙代、事務経費等)もお支払いいただけるという理解でよいか。	「業務量に応じた対価の支払い」は事業費の支払時に必ず生じる手続と認識いただき、当該手続に要する事務経費・諸経費についてはSPCの運営費用の一部として、本事業の入札価格にあらかじめ含んで提案してください。
1062	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4	26	第1.2.事業費の内訳	「飲食・物販サービス提供業務は、独立採算により実施することとし、これに係る費用は事業費に含まない。」とありますが、当該業務は付帯事業と一体的に行うことから、付帯事業との合算で独立採算と考えてよいでしょうか。	「飲食・物販サービス提供業務」と付帯事業は位置づけが異なるため、経理を合算することはできません。区分経理し、それぞれの事業収支が明確になるようにしてください。ただし、業務を一体的に行う等の運営上の工夫等を行うことを妨げるものではありません。
1063	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	4		第1.2.表1.維持管理・運営費及びその他の費用	ここでいう「事業者の運営費」とは具体的にはどのような費用が含まれるのかご教示ください。業務要求水準書(案)でいう「経営管理」に係る費用(国立能楽堂の維持管理運営業務開始日～事業終了までの期間)などが対象でしょうか。	前段については、No.1058の回答をご参照ください。後段については、ご理解のとおりです。
1064	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	20	第2.3.(1)	施設費の支払い方法については、引渡時一括払い、引渡後に一部割賦払い等により、事業者の資金調達や事業収支に大きな影響を及ぼすことから、早期に具体的に示されるべきと考えるが、貴法人のご見解はいかがか。	施設費の支払方法は、入札公告時に示します。
1065	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	20	第2.3.(1)施設費	施設費は年度毎に出来高に応じて支払われる認識でよいか。	No.1064の回答をご参照ください。

1066	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	20	第2.3_(1)施設費	割賦払いがない可能性もあるのか。また、仮に割賦払いがある場合、施設費の何%程度を割賦にすることを検討しているか。	No.1064の回答をご参照ください。
1067	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第2.3_(1)施設費	施設費について「施設整備期間中に支払うことを予定するが、引渡後に一部を割賦払いとする可能性も含めて、支払方法の詳細は入札公告において示す」とあります。プロジェクトファイナンスの融資総額の目安を把握するため、現時点で想定している施設費のうち割賦払いの割合をご教示いただけませんか。	No.1064の回答をご参照ください。
1068	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第2.3_(1)施設費	施設費のうち割賦払いについて、長期割賦販売等の延払基準適用が廃止され、引渡し時にすべての収益と費用を計上することとなりましたので、竣工後速やかにその消費税相当額をお支払いいただくようにしていただけないでしょうか。なお、令和3年9月17日付の内閣府民間資金等活用事業推進室長名の事務連絡にもその旨配慮するよう記載されております。	No.1064の回答をご参照ください。
1069	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第2.3_(1)施設費	割賦払いを採用する場合、プロジェクトファイナンス以外の方法で事業者が資金調達することも可能という理解で良いか。	資金調達手法については事業者の提案によります。
1070	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第2.3_(1)施設費	割賦払いとする場合、一般的なPFI案件におけるプロジェクトファイナンスの返済期間と同じように15年以内での支払いとしていただけないという理解でよいのか。	No.1064の回答をご参照ください。
1071	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	5	21	第2.3_(1)施設費	長期割賦販売等に該当する資産の販売等に係る延払基準の適用が廃止されたことに伴い、施設費を割賦払いで支払う場合でも消費税分は引き渡し時にお支払いいただけるという理解でよいのか。	No.1064の回答をご参照ください。
1072	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	7	第2.3_(1)維持管理・運営費	維持管理・運営費は、「事業期間にわたり、年2回」の支払いがあるものとされており、一般的に施設メンテナンスや警備などの業務は人件費率が高いため、業務担当企業の立て替え額が多額となるものと思料されます。四半期に一度程度の支払いとしていただけませんか。	原文のとおりとします。
1073	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	7	第2.3_(1)維持管理・運営費	維持管理・運営費の原則として「年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますので、各年度の業務内容に応じて入札時の金額を提案できるものとの理解でよろしいでしょうか。また、各年度2回の支払いは半額ずつの支払いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、入札時は毎年各回同額と想定し提案してください。後段については、半期ごとに実績に応じた支払となるため、半額ずつの支払ではありません。
1074	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	7	第2.3_(1)維持管理・運営費	什器・備品調達業務費は「令和11年度に業務量の実績に応じた対価を支払う」とありますが、令和11年度に割賦金利を含まず1回の支払で全額を支払うとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に示します。
1075	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	8	第2.3_(2)維持管理・運営費	年2回、全50回支払うとあるが、毎年度発生しない開業準備支援費や什器・備品調達業務費などは分割ではなく、費用発生時に一括払いとの認識でよいのか。	入札公告時に示します。
1076	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	9	第2.3_(2)維持管理・運営費	「業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものとする。」 「業務量の実績に応じた対価を支払うこととする。」 上記2文の差異を提示いただきたい	前段については、【資料-1】「業務要求水準書(案)」第5章.第1節.1.(1)④による規定となります。要求水準の変更等の理由により業務量が増減した場合、業務量の増減に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。後段については、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第2.3.(2)に規定するとおり、実施した業務量に応じて維持管理・運営費を支払うことを指しています。
1077	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	9	第2.3_(2)_表2維持管理・運営費	「入札時は年度当たりの金額を入札価格に含めること」とあるが、積算方法を提示いただきたい。	入札時は入札公告時に示した金額を入札価格に含めてください。
1078	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	9	第2.3_(2)維持管理・運営費	国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払うものとするが、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までで区分した上で、それぞれの期間中、毎年各回同額で提案する必要があるか。それとも毎年各回異なる提案額を設定しても問題ないか。	No.1073の前段の回答をご参照ください。また、「業務量の変化に応じた維持管理・運営費」の考え方については、No.1076の前段の回答をご参照ください。
1079	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	9	第2.3_(2)維持管理・運営費	「国立劇場の引渡日以降は、国立劇場に係る業務量の変化に応じた維持管理・運営費を支払う」とあるが、表2の業務以外も各年度同額でなくてもよいということか。あるいはその直後のただし以下の内容を指して「業務量の変化に応じた」と記載しているのか。	No.1078の回答をご参照ください。
1080	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	18	第2.3_(2)維持管理・運営費	「仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務」、「仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事」も業務対象に含まれており、業務費を入札価格に含めることが想定されているが、仮移転先に関する具体的な条件を明示いただけないか。	入札価格については、什器・備品調達業務費、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費、仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事費は、入札公告時に指定した年度に、入札公告時に示す業務費を入札価格に含めてください。仮移転先に関する具体的な条件は、事業契約締結後に振興会と事業者で協議をして決定する予定です。
1081	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	6	27	第2.3_(2)維持管理・運営費	表2 什器・備品調達業務費欄にある「令和11年度に業務量の実績に応じた対価を支払う」とあるが、入札時は令和11年度分の金額を入札価格に含めること。とあるが、後半は「入札時は入札公告時に示す金額を令和11年度分として入札価格に含めること。」との理解でよいのか。(直後の仮移転先に関する2件も同様)業務量の実績に応じた対価を支払うとされている各業務については、入札公告時に入札価格に含める各業務費を示すとされているが、「令和11年度分の金額を」との表現では、当該各業務について各年度毎に業務費が示され、什器・備品調達業務費については令和11年度以外にも業務費を示すが令和11年度分のみを入札価格に含めると読める。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、什器・備品調達業務費、仮移転先の什器・備品のレイアウト検討業務費及び仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事費については、入札公告時に指定した年度に、入札公告時に示す業務費を入札価格に含めてください。
1082	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	1	第2.3_(3)その他の費用	その他の費用は、国立劇場の引渡し前後のそれぞれの2期間で各回同額を支払うという理解でよろしいでしょうか。(全期間同額ではない)	ご理解のとおりです。併せて、No.1084の回答もご参照ください。
1083	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	2	第2.3_(2)	仮移転先の内装、電話、LAN等工事・原状回復工事費について、見積のための資料を公告までにいただけますでしょうか。	No.1077の回答をご参照ください。
1084	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	8	第2.3_(3)その他の費用	「その他の費用は業務量に応じて原則、各回同額を支払う」とはどういう意味か。その直後に「そのため、維持管理・運営業務開始日から国立劇場の引渡日までと、国立劇場の引渡日翌日から事業期間の終了日までについては、当該期間に実施する業務量に応じて適切に割り当てるものとする。」とあり、令和6～10年度は当該期間に係る施設整備と国立能楽堂の維持管理運営に要するSPC経費等を各年度均等化して同額を、令和11年度以降は当該期間に係る国立劇場と国立能楽堂の維持管理運営に要するSPC経費等を各年度均等化して同額を支払うという意味か。あるいは、「原則、」とあるので上記の2つの期間では異なるものの、各期間においては基本的には各回同額であり、特殊要因がある年度は金額を変更してもよいということか。	ご理解のとおりです。
1085	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	13	第2.3_(4)消費税等	「施設費」に係る及びとあるが、係るは不要ではないか。	ご指摘を踏まえ、「施設費」及びに【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」を修正します。
1086	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	7	21	第2.4事業費の減額措置	業務要求水準書(案)(資料-2)とあるが、(資料-1)ではないか。	ご指摘を踏まえ、「(資料-1)」に【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」を修正します。
1087	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	3	第4事業費の内訳の算定	金利確定日はどのように設定されるのか。	金利確定日は、令和10年6月1日を予定しております。
1088	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	10	第5.1基本的考え方	施設費については、物価変動に基づく改定を除き原則として行わない、とあるが、事業契約締結後の設計プロセスにおいて、国立劇場部分の施設計画の変更等は基本的に発生しないという理解でよいのか。	施設計画の変更が生じることは想定されますが、振興会の指示により施設整備に関する要求水準を変更する場合は、【資料-4】「リスク分担表(案)」のリスク分類No.13の規定に従います。
1089	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	20	第5.2施設費の物価変動に基づく改定	施設整備期間は長期に亘るため、「建築費指数(建設物価調査会)」に基づく基準という理解でよろしいでしょうか。	施設費に対して、いわゆる全体スライド条項は適用しません。併せて、No.1118及び1120の回答をご参照ください。
1090	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	20	第5.2施設費の物価変動に基づく改定	割賦払いを採用する場合で事業者が資金調達の上各委託先に委託料を支払う場合、金融機関の基準金利変動時には改定を行っていただけないという理解でよいのか。	No.1087の金利確定日以降の金利変動リスクは、事業者負担になります。詳しくは、【資料-4】「リスク分担表(案)」をご参照ください。
1091	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	20	第5.2施設費の物価変動に基づく改定	「特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、施設費が不適当になった場合」、「予期することのできない特別な事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合」、それぞれの記述につき、具体的な基準をご教示お願い致します。	事業に対する影響の重要性を客観的に認めつつ、具体的な事業を見極めて判断するものであり、事象例や数値等の判断基準を定義することは予定していません。併せてNo.1120の回答をご参照ください。

1092	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	20	第5.2施設費の物価変動に基づく改定	「特別な要因により主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、施設費が不適当になった場合」、「予期することのできない特別な事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、施設費が著しく不適当となった場合」のそれぞれのより具体的な定義をご教示願います。例えば、「著しい・著しく」といった部分を具体的な数値(%など)で表示することは可能でしょうか。	No.1091の回答をご参照ください。
1093	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	8	25	第5.2. 施設費の物価変動に基づく改定	「特別な要因」、「予期することのできない特別な事情」の具体例をご教示頂きたく存じます。通常の経済活動に伴うインフレ・デフレであれば変動幅が甚大であっても改定はされないのでしょうか。	その時点の状況により総合的に判断されるため、現時点で具体的に明示することはできません。
1094	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	9	6	第5.3.②_イ対価の改定	翌年度の4月1日以降の維持管理・運営費の支払に反映するとあるが、翌月の4月30日までに支払いがある、前年の10月1日から3月31日までの半期分から対価の改定が反映されるという理解でよいか。	予算の関係上、翌年度分の業務の支払に適用されますので、反映されるのは翌年度の上半期(4月～9月)の対価の支払からです。
1095	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	14	10	別紙②整備費比率で按分する項目	整備費比率で按分する項目の算出式が示されているものの、資料-3別紙の表の按分方法には①又は③だけが記載されており②の記載がないが、整備費比率で按分する項目はあるのか。	No.1027の回答をご参照ください。
1096	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	14	27	別紙表4所有・管理区分記号	※2の振興会と民間収益事業者の専用使用部分の例に「外壁」は含まれないか。(資料-2)の6頁にも同様の記載があり、当該部には各専用使用部分の「外壁」の記載がある。	外壁は、振興会及び民間収益事業者の専用使用部分の例に含まれます。
1097	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	別紙1	8	別紙①面積比率で按分する項目算出式	式中の「対象事業費」とは別紙の「範囲」列に書かれた費用項目という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1098	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	別紙1	12	別紙費用負担の考え方	民間収益施設に係る整備費(設計費、工事費など)を開示する必要があるのか。	当該別紙のとおり、事業費には振興会と按分して負担する費用が含まれることから、各応募者が同じ条件で事業費を算定するために、共通の条件とする必要があると考えております。ご提案の「劇場起因分」については、特定が困難であり、各応募者によって算出する条件が異なることから、公平な競争が阻害されるおそれがあり、原文のとおりとします。
1099	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)	別紙2	13	別紙施設整備・建築工事	建築工事費のうち、杭・基礎工費、躯体工事費等は面積比率按分とされているが、劇場という用途の特殊性から、杭・基礎、躯体等が特別な仕様となる可能性があり、その場合は劇場起因分について振興会で負担いただけないか。	当該別紙のとおり、事業費には振興会と按分して負担する費用が含まれることから、各応募者が同じ条件で事業費を算定するために、共通の条件とする必要があると考えております。ご提案の「劇場起因分」は、各応募者が同じ条件で算出できる費用ではなく、公平な競争が阻害されるおそれがあることから、原文のとおりとします。
1100	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)		9	別紙※5	「共通使用部分に係る費用のうち～管理組合を通じて負担する」とありますが、該当諸室・エリアについて添付資料4-5_各室性能表で具体的に提示いただけないでしょうか。	複合施設の構成は提案によるため、【資料-2】「付帯事業の実施条件(案)」を踏まえ提案してください。
1101	(資料-3)事業費の算定及び支払方法(案)				当事業において、補助金の活用は想定されていますでしょうか。想定されている場合は、具体的な情報をご提示頂けますでしょうか。	入札公告時に示します。
1102	(資料-4)リスク分担保(案)	1	6	法令変更リスク	最低賃金法に基づき、都の最低賃金額の改定が行われた際の人件費増は、番号8のリスクに該当しますか。	該当しません。事業期間中に維持管理・運営費の改定が必要となった場合は、【資料-3】「事業費の算定及び支払方法(案)」第5.の規定に従います。
1103	(資料-4)リスク分担保(案)	1	9	法令変更リスク	「特別に又は典型的に影響を及ぼす法令等の変更又は新設による増加費用」とは具体的にどのようなものをいうのか。	本事業の業務内容に含まれる建築や施設管理・運営等に関する法令変更等が想定されますが、その法令等の内容及び本事業への影響等を踏まえて総合的に判断されるため、現時点で具体的に明示することはできません。
1104	(資料-4)リスク分担保(案)	1	10	法令変更リスク	「法令変更等又は新設による増加費用」とは具体的にどのようなものをいうのか。	リスク分類No.8及びNo.9以外の法令変更等が全般的に該当し、その法令等の内容及び本事業への影響等を踏まえて総合的に判断されるため、現時点で具体的に明示することはできません。
1105	(資料-4)リスク分担保(案)	1	11	番号11_不可抗力リスク	コロナウイルスまたはその他の新型コロナウイルス等による施設整備業務及び維持管理・運営業務に生じた追加費用又は損害は不可抗力リスクと同等の扱いをしていただけるか。	感染症が本事業に及ぼす影響や事業者による本事業の履行可能性等を総合的に勘案し、不可抗力の該当要否を判断します。なお、リスク分類No.11.の説明のとおり、不可抗力と判断された場合、本件工事費等の1%相当額までは事業者が負担することになります。
1106	(資料-4)リスク分担保(案)	1	12	不可抗力リスク	感染症蔓延等の不可抗力により施設全体を閉じる必要等の事象が発生した場合、民間収益施設部分の支払い地代額の減額等について、協議の余地はあるかご教示頂きたい。	リスク分類No.23のとおり、付帯事業の実施に係るリスクは事業者が負担するものであり、【協議を拒むものではありませんが、】貸付料の減額等は予定していません。
1107	(資料-4)リスク分担保(案)	1	13	要求水準等変更リスク	振興会の指示による要求水準の変更によって事業費が減少する場合は、事業者と協議を行い、他の要求水準への影響の有無等を確認した上で減額するとの理解でよいか。	ご理解のとおりですが、事業者との協議が調わない場合、振興会が合理的な変更内容を定めます。
1108	(資料-4)リスク分担保(案)	1	15	番号15_許認可取得遅延リスク	参考資料4-6に記載の内容を含めて振興会が協議実施した内容として要求水準書に記載のある事項に関する許認可の取得リスクについては振興会としていただけないか。	原文のとおりとします。【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」に記載された事前協議の概要は事業者の提案作成のための参考情報として提示したものであり、許認可の内容は事業者の提案によっても変わるため、関係機関との協議及び許認可の取得は事業者の責任となります。【参考資料4-6】「振興会が行った事前協議の概要」及び事業者としての経験・実績を踏まえ、許認可取得の実現性を加味した提案としてください。
1109	(資料-4)リスク分担保(案)	1	15	許認可取得遅延リスク	事業者の帰責事由によらない場合、振興会の負担とならないか。	No.1108の回答をご参照ください。
1110	(資料-4)リスク分担保(案)	1	15	許認可取得遅延リスク	事業者が入札段階で事前協議が出来ない相手先からの要望によって、仮設計画の大幅変更など事業者の責に帰すべきことが出来ない事象が発生した場合、事業者リスク負担ではない整理としていただけますでしょうか。	No.1108の回答をご参照ください。
1111	(資料-4)リスク分担保(案)	1	21	付帯事業の実施に係るリスク	振興会の自己借地権と、民間事業者の転借権が併存するため、その状態で転借権のみを敷地利用権として登記することは困難であると想定される。その場合に生じた損害も本リスク分担保に内包されている理解でよいか。	振興会の自己借地権ではなく、振興会と民間事業者が転借権を準共有し転借権全体を敷地利用権として登記する想定であるため、ご懸念の点はあたらなないと考えられます。
1112	(資料-4)リスク分担保(案)	1	22	番号15_許認可取得遅延リスク	参考資料4-6に記載の内容を含めて振興会が協議実施した内容として要求水準書に記載のある事項に関する許認可の取得リスクについては振興会としていただけないか。	No.1108の回答をご参照ください。
1113	(資料-4)リスク分担保(案)	1	23	付帯事業の実施に関するリスク	事業者選定後の計画段階における、近隣(宮内庁含む)からの要請により生じた配置、形状変更に係るリスクは、事業者リスク負担ではない整理としていただけますでしょうか。	No.1108の回答をご参照ください。
1114	(資料-4)リスク分担保(案)	1		10 法令変更リスク	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」は事業者負担となっておりますが、将来の法令変更を予測し、増加費用を事業費で賄う事は困難である為、事業に関する増加費用は振興会負担としていただけますでしょうか。	リスク分類No.9のとおり、本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす場合は、振興会のリスク負担としているため、原文のとおりとします。
1115	(資料-4)リスク分担保(案)	1		11 不可抗力リスク	「保険等によるん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用」とありますので、保険を付保したところで、損害額から保険金を控除した残額については、常に1/100までは事業者負担となります。よりまして、この受け取る保険金を、事業者負担の1/100に充当できるような形にしていたら、事業者が保険を付保するインセンティブがより強くなると考えられます。	振興会が指示する保険の付保条件を上回る提案かつ実際に振興会が負担すべきリスクを低減する効果が期待されると評価される場合は、提案審査時に加算評価されることが想定されます。そのうえで、保険付保を含むリスク管理全体の提案をご検討ください。
1116	(資料-4)リスク分担保(案)	2	37	工事の施工に伴い・・・	工事の施工等に伴い通常避けることができない騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染等により第三者に生じた損害のうち、事業者が善良な管理者の注意義務を果たしていたものについては、振興会の負担ではないか。	本事業においては事業者が国立劇場の設計・施工・維持管理・運営のすべてを一括して実施するものであり、通常避け得ない事象の発生の有無、程度等についても事業者側で適切に想定することが可能であると認識されるため、原文のとおりとします。
1117	(資料-4)リスク分担保(案)	2	37	第三者への損害リスク	通常、事業者が避けることのできない騒音等まで事業者で負担することは重く、振興会負担とならないか。	No.1116の回答をご参照ください。
1118	(資料-4)リスク分担保(案)	2	42	番号42_物価上昇リスク	文科省が公開している工事請負契約書に倣い、本件でもインフレーション・全体スライド・単品スライドによるサービス対価の変更規定を行っていただけるか。	リスク分類No.42の説明のとおり、いわゆるインフレーション・単品スライドは建設工事費の変更対象となる想定ですが、これに全体スライドは含まれません。
1119	(資料-4)リスク分担保(案)	2	42	施設整備期間中の・・・	今回のプロジェクトは、事業契約締結から引き渡しまで6年以上あり、維持管理・運営費同様に物価変動に基づく改定の基準を設け、振興会、事業者が限定的に負担するのではないか。	No.1118の回答をご参照ください。
1120	(資料-4)リスク分担保(案)	2	42	物価上昇リスク	「特別な要因により、主要な工事材料の価格に著しい変動が生じた場合又は予期することのできない特別な事情により、急激な価格水準の変動が生じた場合については、建設工事費の変更について振興会と協議できる。」との記述についてご教示ください。具体的な条件や基準は事業契約上で明示いただけないかという理解で宜しいでしょうか。	具体的な定量基準等を設ける予定はありません。他の公共工事における取扱いや個別具体的な事象を踏まえて総合的に判断します。
1121	(資料-4)リスク分担保(案)	2	42	物価上昇リスク	急激な価格水準の変動が生じた場合については、建設工事費の変更について振興会と協議できるとあるが、具体的には公共工事標準請負契約約款に定めるスライド条項が適用されるのか。	No.1118の回答をご参照ください。
1122	(資料-4)リスク分担保(案)	2	44	振興会の帰責事由以外により・・・	「事業者の帰責事由により、維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害」に修正すべきではないか。	振興会に明確な帰責事由がある場合を除き、維持管理・運営業務の実施に関するすべての責任は事業者にあるため、原文のとおりとします。
1123	(資料-4)リスク分担保(案)	2	44	振興会の帰責事由以外により・・・	「事業者の帰責事由以外により、維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害」というリスク内容を追加し、負担者は、振興会とすべきではないか。	No.1122の回答をご参照ください。
1124	(資料-4)リスク分担保(案)	2	48	施設の改修リスク	本事業に模様替対応業務は含まれないとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1125	(資料-4)リスク分担保(案)	2	55	番号55_契約解除リスク	貴会が事業契約締結するにあたっては、文部科学省等の許可等は必要ないという理解でよいか。	許可等の具体的な内容が不明ですが、事業契約は振興会が当事者として振興会の責任において締結します。なお、本事業については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)による文部科学大臣の認可を経た中期計画に記載されております。併せて、No.499及び500の回答をご参照ください。

1126	(資料-4)リスク分 担表(案)	2	55	番号55_契約解除リ スク	貴会が事業契約締結するにあたって文部科学省等の許可等が必要な場合、事業 契約締結に係るリスクは貴会負担という理解でよいか。	契約締結に係るリスクの具体的な事象が不明ですが、事業契約書の締結当事者は 振興会です。
1127	(資料-4)リスク分 担表(案)	2		維持管理・運営_第 三者への損害リスク	振興会又は事業者のいずれの責めにも帰さない事由についても、事業者はリスク 負担はないという理解でよろしいでしょうか (例:第三者(帰責者が不明も含め)が起こした第三者への損害。その調整も含む)	個別具体の事象を踏まえて判断しますが、第三者同士の事象は事業契約書で拘 束できる内容ではなく、該当する法令等に基づき措置されることが原則です。
1128	(資料-5)業績等 の監視及び改善 要求措置要領 (案)	13	7	表6	重大な事象の具体例に「防災機能の低下-スプリンクラーの誤作動など」とあるが、 あくまでその誤作動の原因が事業者の責めに帰す事由と判断される場合に、本重 大な事象の対象となるという認識でよろしいか。	重大な事象の判断基準については、【資料-5】「業績等の監視及び改善要求措置 要領(案)」第3章2.(3)①をご参照ください。ただし、重大な事象に係る詳細な判断 基準は事業契約の締結後、事業者の作成する素案に基づき、振興会と事業者で 協議のうえ、振興会が定めます。
1129	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	17	2_②必須項目審査	必須項目審査については、振興会様が審査を行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
1130	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	17	2_②必須項目審査	適格の場合は必ず基礎点が満点付与されるという理解でよいか。	ご理解のとおりです。
1131	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点300点に、民間収益施設部分の評価も含まれるか。	詳細な評価基準は入札公告時に示します。なお、施設整備については複合施設 全体としての評価も検討しています。
1132	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点300点に民間収益施設部分の評価も含まれる場合、民間収益施 設部分の評価をご教示願いたい。	No.1131の回答をご参照ください。
1133	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点300点は施設全体の評価であり、民間収益施設部分の評価も含ま れると考えてよろしいか。	No.1131の回答をご参照ください。
1134	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点300点の内訳(劇場施設、民間収益施設の配点割合など)を開示 いただくことは可能か。	No.1131の回答をご参照ください。
1135	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	加点項目審査	「付帯事業の事業計画(貸付料含む)」の配点は50点とあるが、貸付料以外にどの ような項目があるか。	No.1131の回答をご参照ください。
1136	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	加点項目審査	「付帯事業の事業計画(貸付料含む)」の配点は50点とあるが、この項目にて付帯 事業における「事業者の実施体制」「事業者のマネジメント方策」「事業者の収支・ 財務」等も評価されるのか。	No.1131の回答をご参照ください。
1137	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	加点項目審査	「付帯事業の事業計画(貸付料含む)」における「貸付料」の評価方法について、 「(配点)×(提案者の貸付料)÷(貸付料の最大提案金額)」、といった除算方式の 計算に基づき評価されるのか。	No.1131の回答をご参照ください。
1138	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	加点項目審査	付帯事業の施設計画、維持管理運営計画については、「施設計画(300点)」、「維 持管理運営計画(100点)」の中での評価となるか。	No.1131の回答をご参照ください。
1139	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③ 加点項目審査	施設整備の配点300点は民間収益施設部分の評価も含まれるのか。	No.1131の回答をご参照ください。
1140	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③ 加点項目審査	施設整備の配点300点に民間収益施設部分の評価も含まれる場合、民間収益施 設の配点は300点中何点か。	No.1131の回答をご参照ください。
1141	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	表の加点項目分野「施設整備」の配点300点には民間収益施設部分の評価も含ま れるのか。	No.1131の回答をご参照ください。
1142	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	表の加点項目分野「施設整備」の配点300点に民間収益施設部分の評価も含まれ る場合、民間収益施設の評価は何点か。	No.1131の回答をご参照ください。
1143	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点「300点」は、民間収益施設部分での評価も含まれると考えてよ いか。	No.1131の回答をご参照ください。
1144	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	施設整備の配点「300点」は民間収益施設部分での評価も含まれているとして、民 間収益施設の評価として配点される点数は。	No.1131の回答をご参照ください。
1145	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	20	2_③加点項目審査	表の施設整備の配点300点には民間収益施設部分の評価も含まれるのか。含まれ る場合、民間収益施設の評価は何点か。	No.1131の回答をご参照ください。
1146	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	「その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点を付 与する。」とありますが、入札公告時に評価段階が示されるとの理解でよろしいで しょうか。	ご理解のとおりです。
1147	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	「施設整備 300点」と記載がありますが、この対象は、施設整備業務の国立劇場施 設整備、既存解体撤去、既存樹木移植で300点という理解でよろしいでしょうか。	No.1131の回答をご参照ください。
1148	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	「付帯事業の事業計画(貸付料含む) 50点」と記載がございますが、付帯事業施 設全体に関しての配点という理解でよろしいでしょうか。	No.1131の回答をご参照ください。
1149	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	「経営管理」のうち、「付帯事業の事業計画(貸付料含む)」の評価において、貸付 料がどのように点数化されるのか、現時点での想定などがありましたらご教示いた だけませんか。	No.1131の回答をご参照ください。
1150	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	「経営管理」でリスク対応策についてはPFI事業、付帯事業のそれぞれで記載項目 があるものと理解でよろしいでしょうか。	No.1131の回答をご参照ください。
1151	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	21	2_③加点項目審査	経営管理に関する提案のうち、PFI事業の事業計画と付帯事業の事業計画(貸付 料含む)が同一の50点となっているが、提案資料で求められる様式の記載内容及 び頁数も同程度となるのか。 すなわち、「(資料-1)業務要求水準書(案) 第3章 経営管理 第1節. 事業者 に求められる基本的事項」に記載されている内容と同程度の様式の記載内容及び頁 数を付帯事業の事業計画でも求められることになるのか。	提案資料の詳細は入札公告時に示します。
1152	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	27	2_③加点項目審査	付帯事業の施設計画については、加点項目審査における施設整備(配点300点) に含まれる理解で良いかご教示頂きたい。	No.1131の回答をご参照ください。
1153	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	28	2_③ 加点項目審 査	表中、「加点項目分野」として、「施設整備」「維持管理・運営」とあるが、これらはPFI 事業のみに係るものであり、付帯事業に係る「施設整備」や「維持管理・運営」は含 まれないものと理解してよいか。	No.1131の回答をご参照ください。
1154	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	29	2_③加点項目審査	PFI事業の事業計画(配点50点)に含まれる項目・要素をご教示頂きたい。	No.1131の回答をご参照ください。
1155	(別添-2)民間事 業者の選定方法 (案)	1	32	3. 総合評価の方法	「入札価格」とは、参加者が提示する「事業費」と読み替えてよろしいでしょうか。	「読み替える」ことの目的が不明ですが、「3.総合評価の方法」における入札価格は 応札者の入札書に記載された価格となります。